

平成26年度 行政評価結果

【第1巻 事後評価】

評価からはじめるまちづくり

平成26年11月

盛岡市

はじめに

市では、効率的で効果的な市政の実現を目指すとともに、市政の透明性を高め、その内容を市民によりわかりやすく説明するための手段として、「行政評価システム」を導入しています。

このシステムは、市が行う行政活動の現状を把握し、目標値を定め、その活動の結果もたらされた成果や市民の満足度について評価を行い、評価結果を次年度以降の市政に反映させていくものです。

多くの市民の皆様はこの行政評価システムをご覧いただき、市の行政活動についてのご理解と、盛岡市政を改革・改善するうえでのご意見をいただきたいと考えています。

なお、盛岡市公式ホームページにも掲載しています。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/jichitaikeiei/gyoka/index.html>

目 次

I 行政評価について

1. 行政評価とは何か	1
2. 行政評価は何のために行うのか	1
3. どのような仕組みか	2
4. 評価結果を何に反映させるのか	2

II 平成25年度振り返り結果

1. 事務事業の事後評価	4
2. 施策の達成度評価	5
施策の柱1 いきいきとして安心できる暮らし	10
施策の柱2 安全な暮らし	30
施策の柱3 心がつながる相互理解	38
施策の柱4 共に生き未来を創る教育・文化	48
施策の柱5 活力ある産業の振興	60
施策の柱6 環境との共生	72
施策の柱7 快適な都市機能	82
施策の柱8 信頼される質の高い行政	98
3. 施策の貢献度評価	110
参考資料：施策達成度評価の手順	111

III 平成27年度予算編成への反映

1. 行政評価システムを活用した予算編成	113
2. 施策の優先度評価	113
3. 平成27年度に重点的に取り組む施策	116

I 行政評価について

1 行政評価とは何か

行政評価は、効率的で効果的な市政の実現を目指すとともに、市政の透明性を高め、その内容を市民によりわかりやすく説明するための手段です。

市が行うさまざまな事業を対象に、事業の目的や成果・効果をできるだけ数値化してわかりやすくするとともに、行政として果たすべき役割を踏まえ、事業の必要性や上位の施策及び政策に対する位置付け、あるいは事業環境の変化や事業の特性などについて、総合的な視点から整理・点検し、その結果を総合計画の進行管理、行政改革、予算編成などに活用することによって、効率的で質の高い市政運営を実現することを目指しています。

2 行政評価は何のために行うのか

市の仕事をマネジメント（企画、実施、評価）することによって、

ア まちづくりの現状と課題を市民にわかりやすく伝えます。

～施策達成度の公表～

施策評価を実施し、その結果を市民に公表することにより、本市のまちづくりの現状と課題を市民にわかりやすく伝えます。

イ まちづくり課題に優先順位を付けて、限られた資源を有効かつ効率的に使います。

～経営資源の有効活用～

財政状況が厳しい中、限りある資源（税金等の収入、人材、もの）をまちづくり課題の優先順位に沿って有効かつ効率的に使うことにより、より一層の効果を発揮できるようにします。

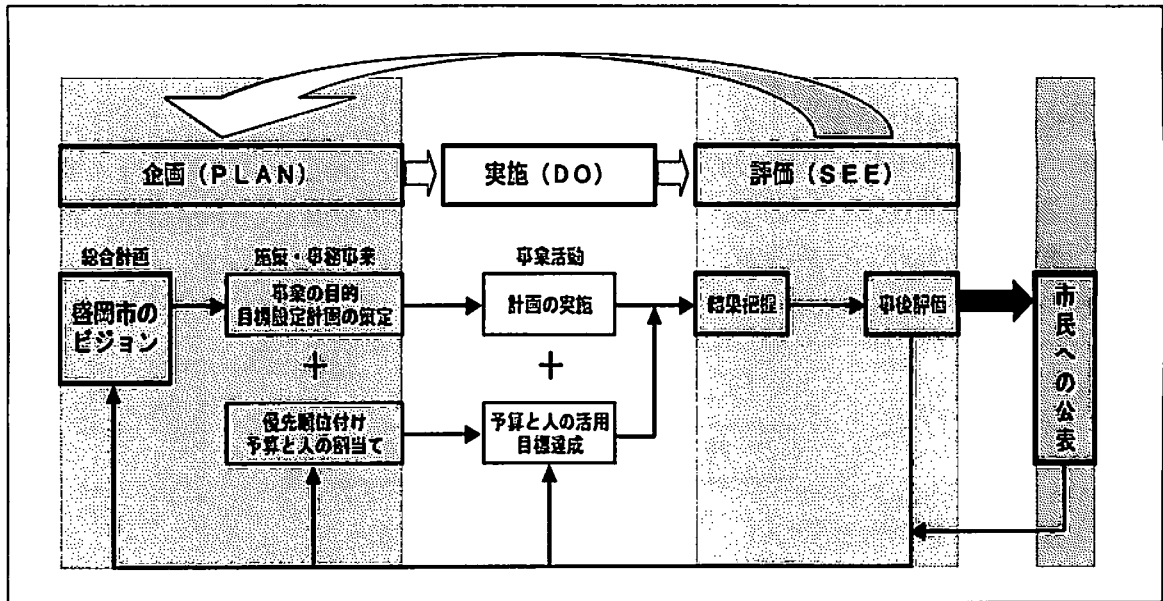
ウ 市の仕事をより価値のあるものへ改革改善し続けます。

～継続的な改革改善と人材開発の実践～

毎年市が行っている仕事を継続的に評価することにより改革改善を行うとともに、振り返りと改革改善を常に繰り返すことによって職員の政策形成能力を高め、より高い市政の運営ができるようにします。

3 どのような仕組みか

企画（PLAN）→実施（DO）→評価（SEE）の循環（マネジメントサイクル）を確立し、市が行う行政活動についてたえず振り返りを行うことにより、次年度以降の企画の立案や予算編成に反映させていく仕組みです。



4 評価結果を何に反映させるのか

行政評価の評価結果は、総合計画の進行管理、予算の編成などに反映させていくこととしています。

総合計画については、総合計画の各施策に設定されている目標値と毎年度の評価結果を比較しながら、目標値の達成に向けた進行管理をしています。

予算編成については、評価結果に基づき翌年度の予算の重点配分施策、主要施策、一般施策を決定し、施策ごとに予算を配分する「施策別予算配分方式」による予算編成を行っています。

用語の解説

○「施策の柱」

総合計画の基本構想に掲げているまちづくりの基本目標を実現するため、市が行う施策を大きく分類したもの。

○「施策」

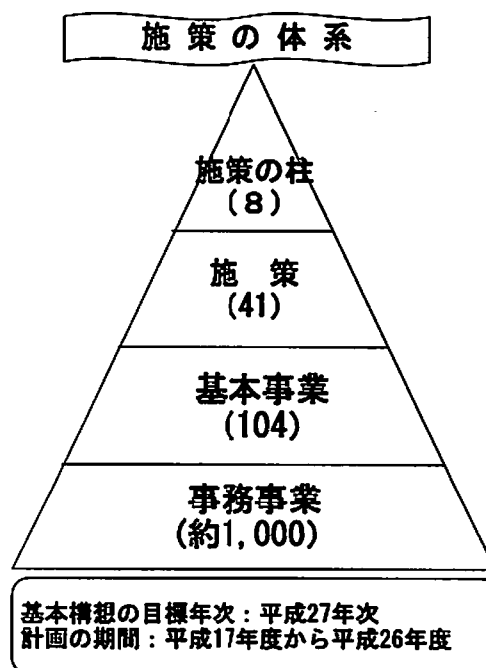
施策の柱の実現に向けて取り組む課題を明確にするために、それぞれの施策の柱の下に位置付けたもの。施策毎に目標値を設定するなどして達成度の評価を行います。

○「基本事業」

施策の目的達成に向けて取り組む課題を明確にするために、それぞれの施策の下に“小施策”として位置付けたもの。施策と同様に達成度の評価を行います。

○「事務事業」

基本事業の目的達成に向けて取り組むために、それぞれの基本事業の下に位置付けた具体的な市の仕事・活動のこと。毎年度事務事業評価を行い、改革改善を行いながら実施していきます。



Ⅱ 平成25年度振り返り結果

1 事務事業の事後評価

事務事業評価では、市が実施している事務事業を、その性質に合わせ分類し、それぞれの分類に合った評価項目、評価手法により評価を実施しています。

【事務事業の評価分類】

	分類	分類基準
1	一般	下記分類2～5以外の事務事業
2	公の施設	公の施設の管理運営に係る事務事業
3	大規模公共事業	公共施設、道路等の社会資本整備を目的とする事務事業のうち総事業費が1億円以上のもの
4	補助金	市が補助金を支出している事務事業
5	内部管理	・ 庶務、人事、文書、財務会計などの事務 ・ 計画の進行管理などの事務

このうち、今回は、「一般」と「内部管理」の事務事業について、成果指標の実績値、有効性、効率性、向上余地などの点から評価し、今後の事業運営についての方向付けを行いました。

2 施策の達成度評価

市では、平成 27 年を目標年次とする総合計画において、「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」というまちづくりの基本目標を掲げ、まちづくりの課題である 41 の施策を推進しています。

施策達成度評価は、各施策が目標に対しどの程度推進されたか（「成果水準」）を評価するものです。

この「成果水準」は、各施策に設定されている成果指標の達成度（「指標の水準」）と、各施策の取組結果に対する「市民満足度」の 2 つの要素の合計によって評価します。

$$A \text{ 成果水準} = B \text{ 指標の水準} + C \text{ 市民満足度}$$

「B 指標の水準」は、各施策の成果指標に係る 25 年度の目標値と実績値との比較（目標値比較）、近隣他都市等との比較（近隣比較）、過去 5 ヶ年間の実績との比較（経年比較）の 3 点から成果指標の水準を評価します。このとき、基本事業に設定された目標値と実績値との比較（目標値比較）も加味しました。

$$B \text{ 指標の水準} = \text{目標値比較} + \text{近隣比較} + \text{経年比較}$$

「C 市民満足度」は、市民アンケート調査結果に基づいて、各施策の市民満足度を評価したものです。

評価方法や基準は次のページをご覧ください。また、各施策の評価結果は 10 ページ以降に掲載しています（より詳しくお知りになりたい方は、111 ページの「参考資料：施策達成度評価の手順」をご覧ください）。

【評価方法・基準】

<評価基準>

◎成果水準

次に述べる「指標の水準」と「市民満足度」の評価結果から、総合的な成果水準を「高い」「やや高い」「標準」「やや低い」「低い」の5段階で評価しています。

○指標の水準

成果指標について、次の①～③の観点からそれぞれ5段階評価を行い、さらにそれらを総合化し、「高い」「やや高い」「標準」「やや低い」「低い」の5段階で評価しています。

- ①目標値比較 「高い」……目標値を大きく上回った。
「やや高い」…目標値を若干上回った。
「概ね達成」…概ね目標値のとおりだった。
「やや低い」…目標値を若干下回った。
「低い」……目標値を大きく下回った。

- ②近隣比較 「高い」……近隣他都市等と比べて高い水準である。
「やや高い」…近隣他都市等と比べてどちらかと言えば高い水準である。
「中位」……近隣他都市等と比べて中位の水準である。
「やや低い」…近隣他都市等と比べてどちらかと言えば低い水準である。
「低い」……近隣他都市等と比べて低い水準である。

※東北の各県庁所在都市や他の中核市との比較を基本としながら、成果指標の特性に応じて比較を行っています。

- ③経年比較 「高い」……過去5カ年の実績と比べて高い水準にある。
「やや高い」…過去5カ年の実績と比べてどちらかと言えば高い水準である。
「中位」……過去5カ年の実績と比べて中位の水準である。
「やや低い」…過去5カ年の実績と比べてどちらかと言えば低い水準である。
「低い」……過去5カ年の実績と比べて低い水準である。

○市民満足度

市では、平成 25 年度に無作為で抽出した市民 3,000 人を対象に市民アンケート調査を実施しましたが、その中で、各施策に関してどのように感じているかを「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」の 5 段階でたずねています。市民満足度は、この結果を得点化した結果をもとに 5 段階で評価しました。

「高い」……市民の満足度は高い水準である。

「やや高い」……市民の満足度はどちらかと言えば高い水準である。

「中位」……市民の満足度は中位の水準である。

「やや低い」……市民の満足度はどちらかと言えば低い水準である。

「低い」……市民の満足度は低い水準である。

【その他の解説】

○成果指標

施策の意図（どのような状態を目指すのか）を客観的な数値で表したもので、目標達成度を評価する判断材料としています。

「指標の性格」欄の「↑」は、数値を上げていくことを目標とするもの、「↓」は、数値を下げていくことを目標とするもの、「→」は、現状を維持していくことを目標とするものです。

○基本事業

施策の目的達成に向けて取り組む課題を明確にするために、それぞれの施策の下に“小施策”として位置付けたものです。施策と同様に成果指標を掲載しています。

○事務事業

基本事業の目的達成に向けて、それぞれの基本事業の下に位置付けた具体的な市の仕事・活動です。

評価シートの見方

施策の柱① ← さいごとして交代できるからし **総合計画の「施策の柱」の通し番号です。**

- 健やかに暮らせる健康づくりの推進	
評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 齊藤 俊一

【施策の目的(目指す姿)】

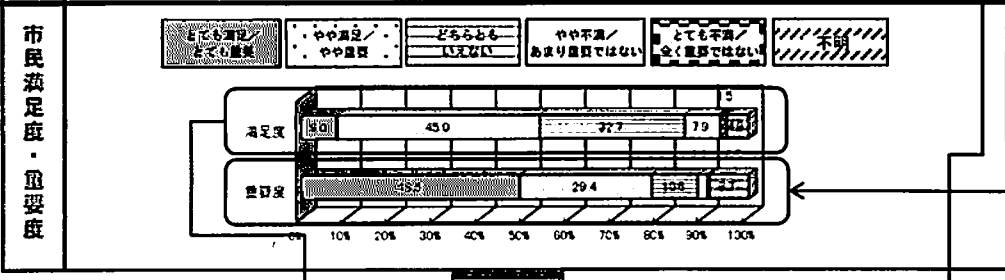
対象 (誰を、何を対象としているか)	課題 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	健康が維持されている

【成果指標等の状況】

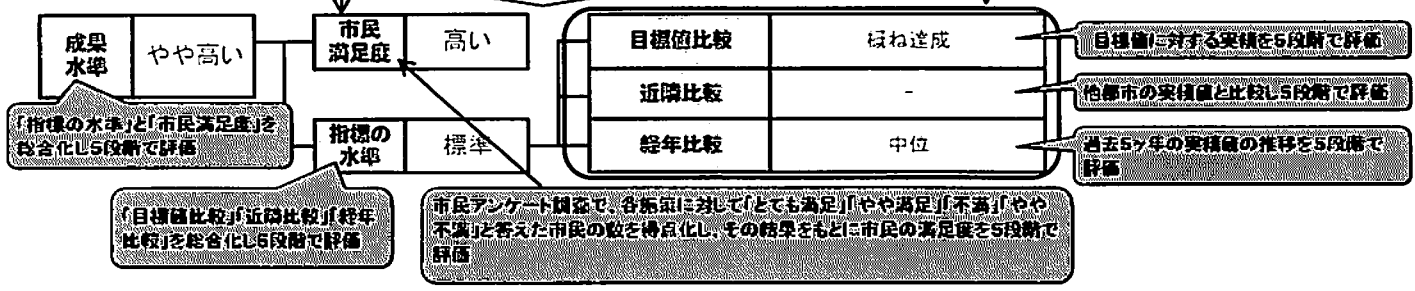
成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
3大生活習慣病の死亡率(人口10万対年齢調整死亡率)	割合	割合	
アンケート調査「自分が健康であると思う」と答えた市民の割合(5年ごとに実施・今回は平成25年度)	割合	割合	
市民アンケート調査「身近に健康について相談できる人がいる」と答えた市民の割合	割合	割合	

「↑」は、数値を上げていくことを、「↓」は、数値を下げていくことを、「→」は、現状を維持していくことを目標とするものです。

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
健康の維持増進	健康教育・相談者数	-	人	17,000	17,456
保健・予防の推進	全結核罹患率(人口10万対)	-	割合	8.0	9.7
	乳幼児予防接種の接種者の割合	-	割合	95.3	92.3
	高齢者予防接種の接種割合	-	割合	55.6	52.3
生活衛生対策の推進	立入検査の計画に対する実施率	-	割合	100.0	88.4



市民アンケート調査で、「今後この施策がどれくらい重要になるか」という質問に対して「とても重要」「やや重要」「どちらともいえない」「あまり重要ではない」「さほど重要ではない」と答えた市民の割合を示しています。



【取組内容と成果】

生活習慣に関する実践活動無償化や、がん等が避けられる早期の段階から生活改善や治療に取り組めるよう、各種がんの受診の便、健康教育・健康相談など、身近な地域での保健活動に努め、3人生活習慣病の年別調整死亡率は「傾向」とあり、平成23年の実行進捗は大きく改善しているが、25年の目標値には達していない。
 がんのリスクファクターを減少させる、一時子病に罹患を促す情報発信や健康教育等を行ったが、市民アンケート「自分が健康である」と答えた市民の割合は、20年度アンケートの48.9%より低減しており、目標は達成できていない。また、市民アンケートで「身近に健康に関する相談できる人がいる」と答えた市民の割合は、前年度に較び減少しており、目標値には達していない。

平成25年度に取り組んだ内容、成果、及び市民満足度の状況について記載しています。

【成果を押し上げた要因】

特定健康診査やがん検診等の受診者を増加させる取組として、特定健康診査の受診料を無料化したり、がん検診等「がん」等を交付する等の対策を行ったことにより、初回受診者が増加して初期、療養の早期発見・早期治療につながっている。また、特定健康診査を実施し、生活習慣の改善に取り組む市民を増やしている。

各施策に設定している成果指標について、成果を押し上げた要因、目標と成果にギャップが生じている（目標どおりに成果が上がっていない）要因を、それぞれ記載しています。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

市民アンケートで「自分が健康である」と答えた市民の割合は、割合者の半数に達することを大きい。特に若い年代に達している。同年代の割合が減少している。その要因については断定できないが、運動不足や、十分な睡眠がとれていない者も多く、さらなる生活習慣の改善の啓発が必要と考えられる。

【これからの課題】

大腸がんをはじめがんの割合は、依然として要因の解消ができておらず、病気の早期発見・早期治療のための健診で診察向上が求められている。また、高齢の受診管理のほかに、生活習慣病予防や介護予防等、目標を定めたQOL（生活質）の向上を達成する。健康に関する政策的な手段が必要である。そのためには、市民が気軽に参加できる健康教育・健康相談等の実施や健康づくりをサポートする関係機関、食生活改善推進員団体連絡協議会などの「肩の運ぶ仲間」からの、市民自ら主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを促す必要がある。
 また、食生活改善や食中毒の防止等、食の安全が重要な課題となっており、特に食生活改善については、法令等と最新の科学的な根拠に基づき監視指導を推進するとともに、正しい食生活習慣を普及させる取組を一層強化する必要がある。

翌年度以降に残る課題や、その要因と考えられることについて記載しています。

【各主体に期待する役割】

- **市**
 生活習慣病予防及び早期発見を促すため、がん検診や特定健康診査の受診率の向上に努めるとともに、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点を置き、対策及び合併症の発生や重症化予防に重点を置いた対策を実施する。
 また、健康リスクファクターを減らした情報により、個人の健康リスクを支援する環境を作る。
- **国・県・他自治体**
 生活習慣病対策の推進に際しては、国や県など様々な分野における支援等の取組を進める。
 健康格差の縮小や健康増進の促進に向けて、「健康日本21（仮称）」に基づいた啓発活動や関係団体と連携した取組を行う。
- **市民・NPO**
 市民一人一人が健康づくりに関心を持ち、積極的に生活習慣の改善に取り組むことにより病気を予防する。
 また、検診と積極的に受診し、病気の早期発見・早期治療に努める。
- **企業・その他**
 働き盛りの年代の生活習慣病予防を政策や奨励によるCOPI（民間関係主体原簿）による、受診促進の啓発、メンタルヘルス等職場における健康づくりに取り組む。

各施策の「対象」を「意図」の状態にするために各利害関係者に期待する役割について記載しています。

施策の柱 1 いきいきとして安心できる暮らし

1 - 1 健やかに暮らせる健康づくりの推進

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 齊藤 俊一

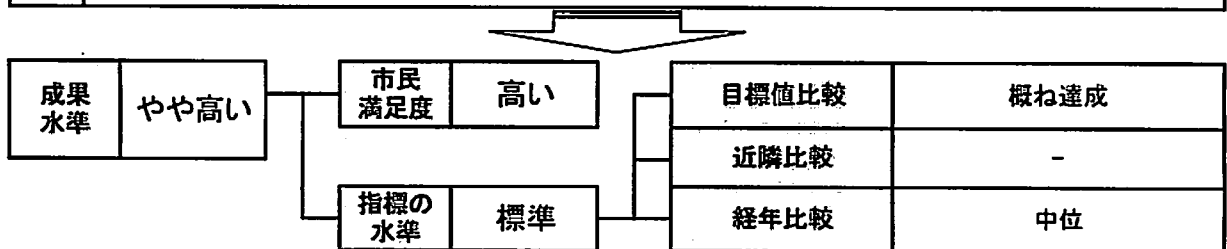
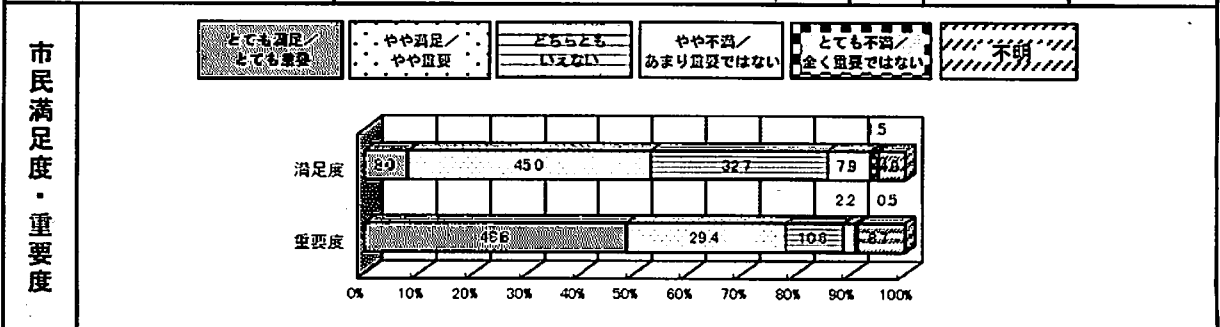
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	健康が維持されている

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
3大生活習慣病の死亡率(人口10万対年齢調整死亡率)	↘	割合	
アンケート調査「自分が健康であると思う」と答えた市民の割合(5年ごとに実施・次回は平成25年度)	↗	%	
市民アンケート調査「身近に健康について相談できる人がある」と答えた市民の割合	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
健康の維持増進	健康教育・相談者数	↗	人	17,000	17,456
保健・予防の推進	全結核罹患率(人口10万対)	↘	割合	8.0	9.7
	乳幼児予防接種の接種者の割合	↗	%	95.3	92.3
	高齢者予防接種の接種割合	↗	%	55.6	52.3
生活衛生対策の推進	立入検査の計画に対する実施率	→	%	100.0	88.4



【取組内容と成果】

生活習慣に起因する内臓脂肪症候群や、がん等が疑われる早期の段階から生活改善や治療に取り組めるよう、各種健診の受診勧奨、健康教育・健康相談など、身近な地域での保健活動に努め、3大生活習慣病の年齢調整死亡率は低下傾向にあり、平成23年の実績値よりは大きく改善しているが、25年の目標値には達していない。

健康づくりサポーターと連携しながら、一時予防に重点をおいて情報発信や健康教育等を行ったが、市民アンケートで、「自分が健康であると思う」と答えた市民の割合は、20年度アンケートの48.9%より低下しており、目標は達成できていない。盛岡市まちづくり評価アンケートで「身近に健康について相談できる人がいる」と答えた市民の割合は、前年度に比較し低下しており、目標値には達していない。

【成果を押し上げた要因】

特定健康診査やがん検診等の受診者を増加させる取組として、特定健康診査の受診料を無料にしたり、がん検診等のクーポン券を交付する等の対策を行ったことにより、初回受診者が増加しており、疾病の早期発見・早期治療につながっている。また、特定保健指導を実施し、生活習慣の改善に取り組む市民を増やしている。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

市民アンケートで「自分が健康である」と答えた市民の割合は、回答者の主観によるところが大きい。特に若い年代で「健康である」と回答した者の低下割合が大きくなっている。その要因については断定できないが、運動不足や、十分な休養や睡眠がとれていない者も多く、さらなる生活習慣の改善の啓発が必要と考えられる。

【これからの課題】

3大疾病による死亡の割合は、依然として死因の6割を占めており、病気の早期発見・早期治療のための健診受診率の向上がさらに求められる。また、日常の健康管理のほか、生活習慣病予防や介護予防等、将来安定したQOL(生活の質)の向上を獲得するため健康に関する投資的な予防が必要である。そのためにも、市民が気軽に参加できる健康教育・健康相談等の実施や健康づくりをサポートする関係機関、食生活改善推進員団体連絡協議会などとの一層の連携を図りながら、市民自らが主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進める必要がある。

また、全国的にも食中毒の防止等、食の安全が重要な課題となっており、特に食品衛生については、法令等と最新の科学的な根拠に基づく監視指導を推進するとともに、正しい食品衛生知識を普及啓発する取組を一層強化する必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

生活習慣病の予防及び早期発見を促すため、がん検診や特定健診の受診率の向上に努めるとともに、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点をおいた対策及び合併症の発症や重症化予防に重点をおいた対策を推進する。

また、健康づくりサポーターとの連携した活動により、個人の健康づくりを支援する環境を作る。

○ 国・県・他自治体

生活習慣病対策の総合的な推進を図るほか、医療や介護など様々な分野における支援等の取組を進める。健康格差の縮小や健康寿命の延伸に向けて、「健康日本21プラン」に基づいた啓発活動や関係団体と連携した取組を行う。

○ 市民・NPO

市民一人一人が健康づくりに関心を持ち、積極的に生活習慣の改善に取り組むことにより病気を予防する。

また、検診を積極的に受診し、病気の早期発見、早期治療に努める。

○ 企業・その他

働き盛りの年代の生活習慣病予防対策や喫煙によるCOPD(慢性閉塞性肺疾患)の予防、受動喫煙の予防、メンタルヘルス等職場における健康づくり活動に取り組む。

施策の柱 1 いきいきとして安心できる暮らし

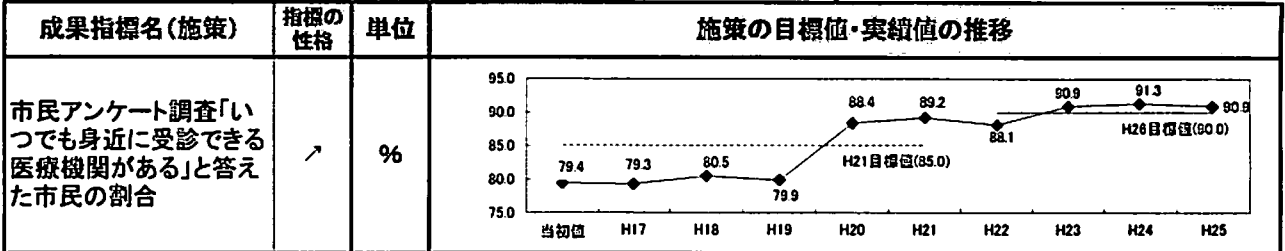
1 - 2 地域をリードする医療体制の確立

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 齊藤 俊一

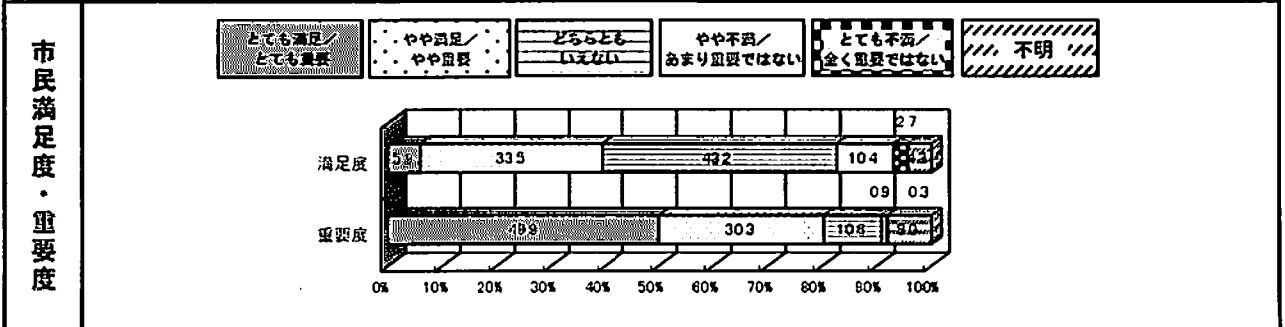
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	適切な医療が受けられる

【成果指標等の状況】



基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
医療機関との連携強化	市民アンケート調査「かかりつけ医がいる」と答えた市民の割合	↗	%	64.0	54.2
適切で健全な市立病院の運営	医業収益(一般会計負担金を除く)	↗	千円	3,063,784	3,178,840
	純損益	↗	千円	59,655	△ 67,185
	経常収支比率	↗	%	101.7	98.5
	入院延患者数	↗	人	64,151	66,653
	外来延患者数	↗	人	95,713	94,681
救急体制の充実	救急自動車の平均到着時間	→	分	5.9	6.7



成果水準	やや高い	市民満足度	高い	目標値比較	概ね達成
		指標の水準	標準	近隣比較	-
				経年比較	やや高い

【取組内容と成果】

市医師会や県央保健所と連携・協力し、夜間急患診療所や休日当番医、二次・三次救急医療機関からなる盛岡地区救急医療体制の周知を図ることにより、各医療機関の持つ機能をより明確にし、また、かかりつけ医の必要性も啓発するなど、役割分担と連携による医療提供体制の構築に努めた。

市立病院においては、平成19年4月から地方公営企業法の全部適用を行い、21年3月に策定した「盛岡市立病院改革プラン」とその実施計画である経営改善計画により、診療収入の増加と経費の削減による経営改善に取り組んできた。25年度は、第2次の経営改善計画に基づき取組を進めたが、経営改善計画の目標である単年度収支の均衡は達成できなかった。

救急体制の充実については、24年の平均到着時間は6.7分となっており、厳しい目標値には達しなかったものの、全国の8.3分や県の8.7分より早い時間となっている。なお、参考として、119番通報から病院に収容されるまでの24年の平均時間では、全国が38.7分、県が40.8分、盛岡市が31.5分となっている。

【成果を押し上げた要因】

市医師会や県央保健所と連携・協力し、夜間急患診療所や休日当番医、二次・三次救急医療機関からなる盛岡地区救急医療体制について市民にホームページ等で広報を行ったことにより、医療機関の体制が周知されてきたものと思われる。

救急体制の充実については、救急要請に対応する時間短縮がわずかながら図られたが、現状の救急自動車の配備体制の中で効率的な運用が行われたものと推察する。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

市立病院においては、25年度は計画上の収益は確保できたものの、薬品費や人件費などの費用の増加により、費用に見合う収益分として、実質的に入院、外来とも患者数を確保できなかったことから、目標との間にギャップを生じたものである。

救急体制については、救急要請に対して迅速に対応するため厳しい目標値を設定していること、また、救急件数が年々増加(23年 9,574件、24年 9,873件、25年9,975件)していることが挙げられる。

【これからの課題】

比較的軽症な患者が第二次・第三次救急医療機関を受診することで、重症患者の治療の妨げや医師の過重労働による疲弊など、医療現場に大きな影響をもたらすことから、適正な医療機関での受診を促す必要がある。特に、「かかりつけ医」への理解を深め「かかりつけ医」を持つという意識の醸成を図る必要がある。また、医師確保問題の解決は、個々の自治体の努力のみでは困難であることから、今後とも県全体で継続的に取り組む必要がある。

市立病院は、23年度から26年度までを計画期間とする第2次経営改善計画に基づき、診療報酬改定への早期対応による医療収入の確保や経費の抑制に取り組み、計画期間の早期に単年度収支の均衡による経営の健全化を達成し、安定した健全経営を目指すとともに、市民に良質な医療を提供していく必要がある。

盛岡地区広域消防組合消防本部における、救急自動車の高規格車両への移行と救急救命士の養成により、救命率の向上が図られることから、その推進に向けた適正な財政負担が必要となる。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【医療機関との連携強化】

盛岡地区の医療体制や「かかりつけ医」の役割などを周知することにより、医療の適正な受診を促す。また、各種健康診査や訪問指導等により、市民の健康増進を図る。

【適切で健全な市立病院の運営】

市立病院の健全経営は、病院事業管理者の下、病院職員が一体となり、主体的に取り組むことにより達成できるものである。

【救急体制の充実】

高規格救急自動車への変更配備と並行して、救急救命士の増員・養成に努めるほか、市民に対する応急手当の普及講習の開催や指導者の派遣等を行う。

○ 国・県・他自治体

【医療機関との連携強化】

安定した医療体制の整備及び維持・確保に努める。

【適切で健全な市立病院の運営】

医療制度の適切な運営、医師不足対策への対応、公立病院の不採算部門への適正な財源補てんなど国が果たすべき役割もある。

【救急体制の充実】

市町村の消防機関が行う応急手当の普及啓発活動が、計画的かつ効果的に行えるよう必要な指導・助言を行う。

○ 市民・NPO

【医療機関との連携強化】

盛岡地区の医療体制などを理解し、医療の適正な受診を心がける。

また、かかりつけ医を持ち、自己の健康管理に注意し、早期治療や病気の予防を心がける。

【救急体制の充実】

救急自動車が現場に到着するまでの間、迅速・的確な応急手当が行えるよう救命講習を受講し、傷病者の救命率向上の一助を担う。

○ 企業・その他

【医療機関との連携強化】

医療機関は、患者に対して健康管理指導等を通じて信頼関係を築くように心がける。

施策の柱 1 いきいきとして安心できる暮らし

1 - 3 共に歩む障がい者福祉の実現

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 齊藤 俊一

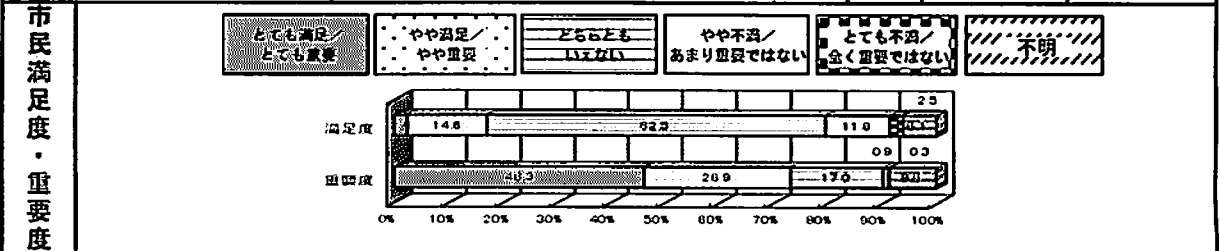
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	地域で安心して生活することができる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
障がい福祉サービス受給者数/障害者手帳所持者数(身体・療育・精神)	↑	%	
施設、病院から地域への移行	↑	人	
施設から一般就労への移行	↑	人	
管内事業所の障がい者雇用率	↑	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
理解と交流の促進	市民アンケート調査「障がいや障がい者について知っている」と答えた市民の割合	↑	%	50.0	42.0
	障がい者アンケート調査「障がい者に対する市民の理解が進んだ」と答えた割合	↑	%	-	54.5
障がい者福祉サービスの充実	就労している障がい者割合(障がい者アンケート)	↑	%	-	26.3



成果水準	標準	市民満足度	中位	目標値比較	やや高い
		指標の水準	標準	近隣比較	-
				経年比較	高い

【取組内容と成果】

平成18年度から「障害者自立支援法」が施行され、国では特別対策や緊急措置により、利用者負担及び報酬の見直し等を行い、法施行当初に批判のあった項目の改善と法の定着を図ってきた。特に、大きな批判があった利用者の応益負担については、実質的に応能負担となっていたが、22年12月の「障害者自立支援法」の改正によって、法律上で応能負担が位置付けられた。

23年8月5日公布された障害者基本法の改正により、障がい者の定義の見直しが行われ、発達障がいも障害者自立支援法の対象となることが明確化した。

また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)や児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の一部が改正され、23年10月1日から、グループホーム、ケアホームの家賃助成、重度の視覚障がい者の同行援護等が、24年4月1日から、相談支援の充実、障がい児支援の強化等が実施された。

24年4月1日から、障がい児に対する通所サービスの実施主体が県から市に移行になった。市においても障がい者の地域移行や就労が促進されるよう、国の制度改善に対応しながら福祉サービスの展開を図っている。

「障害者手帳所持者数に占める障がい福祉サービス受給者数の割合」及び「施設から一般就労への移行」は、目標値を上回った。

一方、「施設・病院から地域への移行」及び「管内事業所の障がい者雇用率」は、目標値を下回った。

【成果を押し上げた要因】

障害者手帳所持者数に占める障がい福祉サービス受給者数の割合の伸びは、就労継続支援等を実施する事業所が増え、サービス提供可能量が増えたことと、就労訓練の内容が多様になったことから、利用者が増加したことによる。

施設から一般就労への移行については、ハローワークや岩手障害者職業センター等の関係機関と連携し、各種の支援メニューを利用しながら進めている。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

施設・病院から地域への移行については、日常生活の支援や居住場所を含む生活環境がトータルで整うことが前提であるため、準備や訓練に時間を要するケースが多く、ソフトとハードの両面からの支援体制の充実が必要である。

管内事業所の障がい者雇用率については、ハローワークや岩手障害者職業センター等の関係機関と連携し、各種の支援メニューを利用しながら進めているが、規模の小さい企業での就労においては業務の切り分けが難しいことから、多くの業務への対応が期待されるため、得意不得意な分野がある障がい者にとっては就労が難しいケースが多く、法定雇用率に達していない状況である。なお、「障害者の雇用の促進等に関する法律」における障がい者法定雇用率は、25年4月1日以降、2.0%に改められた。

【これからの課題】

国では、障がい者福祉制度の見直しを進め、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、25年4月1日から施行された。障がい者の範囲に130疾病の難病患者が含まれたことに伴い、医療機関や保健所と連携し、制度の周知が必要である。

26年度から、障害程度区分を障害支援区分に改めることに伴い、認定方法についての検討が行われている状況であり、今後国の動向を注視しながら、適切な対応が必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【理解と交流の促進】

障がいがある人の社会参加の妨げとなる偏見や誤解をなくし、共に尊重し合い、共に生きる社会を目指すため、啓発広報や福祉教育の推進、ボランティア活動の支援、スポーツ・文化活動の支援、地域団体等との協働による地域活動などを推進する必要がある。

【障がい者福祉サービスの充実】

福祉サービスの充実のため、相談、コーディネート体制の整備や手当等の経済的支援、在宅福祉の充実、施設福祉の充実、苦情解決への対応等を積極的に進める必要がある。また、サービス基盤の整備について、障がい者福祉計画に位置付けながら推進を図っていく。

国で検討が進められている制度改革により、頻繁に法改正が行われていることから、国の動向を注視し、適切に対応していく。

○ 国・県・他自治体

【理解と交流の促進】

障がい者の理解の推進や難病患者等制度改革に伴う新たな対象者への周知については、国、県が市町村をリードして実施していく必要がある。

【障がい者福祉サービスの充実】

法改正に伴い、計画相談を担当する相談支援専門員や相談支援事業所を増やすことが全国的な課題となっており、国は、財政的支援や育成の道筋を示す等市町村を支援していく必要がある。

○ 市民・NPO

【理解と交流の促進】

障がいのある人もない人も、等しく地域社会の一員として、それぞれが持つ心のバリアを取り除き、お互いに理解し合うことが必要であり、そのためには、町内会活動やボランティア活動、スポーツ活動等に積極的に参加し、交流することが重要である。

【障がい者福祉サービスの充実】

障がい者が孤立せず生活していくためには、地域のつながりが必要であり、NPOや地域住民によるボランティアなどが積極的なサポートが必要である。

また、障がい者数、特に重度の方が増加していることから、市町村の費用負担が増えており、行政が一定の費用負担をすることについて市民の理解が必要がある。

○ 企業・その他

【理解と交流の促進】

企業は、障がい者が働きやすいような仕事の切り分けや職場環境の整備を推進するなど、雇用機会の拡大や就労への支援に向けた取組を進めていく必要がある。

【障がい者福祉サービスの充実】

盛岡市自立支援協議会及び盛岡広域圏障がい者自立支援協議会において、障がい者支援に関わる関係者で、課題を整理し、検討を行いながらサポート態勢の改善を図っていく。

施策の柱 1 いきいきとして安心できる暮らし

1 - 4 高齢社会に適応した高齢者福祉の充実

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 齊藤 俊一

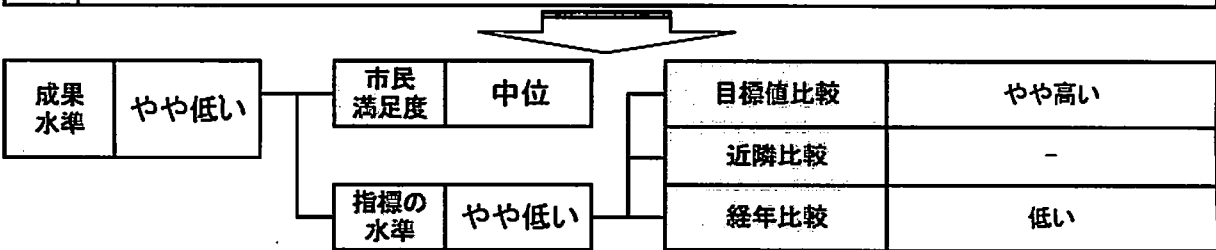
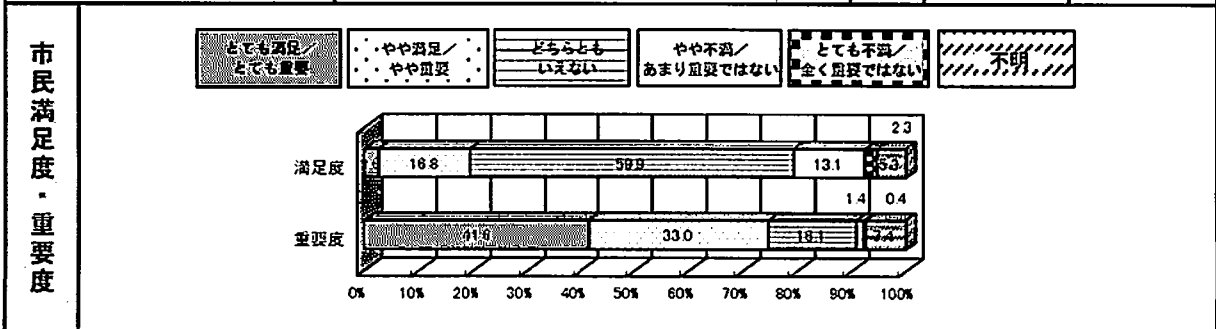
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	「寝たきり」を防ぎ、いつまでも元気に暮らすことができる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
介護保険認定者数/65歳以上人口	↘	%	
アンケート調査「生きがいを持って暮らしている」と答えた高齢者の割合	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
高齢者の社会参加の促進	生きがい活動をしている高齢者数	↗	人	245,000	241,563
	シルバー人材センター登録率	↗	%	1.30	1.10
高齢者福祉サービスの充実	相談などを受けている高齢者数	↗	人	27,500	21,052
	介護予防事業参加者数	↗	人	350	397
	介護保険サービス利用者数	↗	人	10,789	11,262



【取組内容と成果】

【取組内容】

【高齢者の社会参加の促進】

- 老人のための明るいまちづくり推進事業
 - ・ 老人クラブ活動の促進 クラブ数 255クラブ 会員数 14,493人 (平成24年度 255クラブ 14,702人)
 - ・ 老人スポーツの祭典 参加者数 約1,000人 (24年度 約1,000人)
 - ・ 老人作品展 出展数 352点 (24年度 349点)
 - ・ 老人芸能大会 出演団体 35団体 参加者数 約1,300人 (24年度 42団体, 約1,500人)
- 敬老バス運行事業 延べ利用台数 404台 (24年度 415台)
- もりおか老人大学開催事業 25年度入学生 1,108人 (24年度 1,095人)

老人クラブの会員数が減少しているものの、25年度の各事業への参加者は、ほぼ前年度を上回っており、社会活動に参加する高齢者が着実に増加している。高齢者が積極的に外に出て、仲間づくりや生きがいづくり、学習に取り組むことは、高齢者の孤立防止や健康増進、介護予防への効果が期待できる。

【高齢者福祉サービスの充実】

- 介護保険事業計画の進行管理
 - ・ 介護保険事業計画に対する介護保険サービス利用者数の達成度
(25年度利用者数計画人数) (25年度利用者数実績人数) (25年度達成度)
10,789人 11,262人 104.4%
 - ・ 介護保険事業計画に対する介護保険サービス給付費の達成度
(25年度給付費計画額) (25年度給付費実績額) (25年度達成度)
20,545,639千円 20,630,562千円 100.4%

【成果】

【高齢者の社会参加の促進】

市民アンケート調査で「生きがいを持って暮らしている」と答えた高齢者の割合は、66.00%となっており、目標値を下回る結果となった。

【高齢者福祉サービスの充実】

65歳以上人口に対する介護保険認定者数の比率(認定率)は、数値を下げていくことを目標としているが、目標値を上回る結果となった。

【成果を押し上げた要因】

【高齢者の社会参加の促進】

高齢者の社会参加につながる取組として、生きがい活動を支援する「老人福祉センター管理運営事業(26施設)」、「老人クラブ活動促進事業」、「もりおか老人大学開催事業」等を通じ、高齢者の社会参加を促進した。また、老人福祉センターを活用しての介護予防教室(太極拳、ヨガ)の開催や減少傾向にある単位老人クラブへのアドバイザー事業などを通じて、生きがい活動支援の充実を図った。

【高齢者福祉サービスの充実】

介護保険サービス利用者数が増加している。これは、介護保険制度の浸透やサービス提供事業所の必要量が整備されてきていることによる。また、二次予防事業対象者把握事業による介護予防の推進や、地域包括支援センター及び介護支援センターなどによる相談体制の充実、地域ケア会議などを通じた地域団体や民生委員等との協働による地域ケア体制の構築に取り組んだ。

- ・ 介護保険サービス利用者数の増加状況
(24年度利用者数実績人数) (25年度利用者数実績人数) (増加率)
10,572人 11,262人 6.5%

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

認定率については、下げていくことを目標としており、高齢者が要介護者・要支援者とならないようにするため、介護予防の取組を進めている。しかし、高齢者のみの世帯が増加していることや、介護保険サービス提供事業者の充実により利用しやすい環境が整っていることなどにより、認定を受けて介護保険サービスを利用したいとする方が増えているものとみられる。

【これからの課題】

【高齢者の社会参加の促進】

高齢者人口が急速に増加する中、特にも団塊世代の高齢化に対応するためにも、現行事業を検証しながら、多様化する高齢者の社会参加や社会貢献等に対するニーズを把握するとともに、受け皿となる環境整備や仕組みを構築する必要がある。

【高齢者福祉サービスの充実】

65歳以上の高齢者人口の増加、特にもこれに占める75歳以上の後期高齢者が増加していることに伴い、介護保険認定者も増加している。制度の浸透とともに、介護サービス給付費の増大も課題となっていることから、介護予防事業や相談事業の充実とともに、在宅福祉施策や地域ケア体制整備を一層推進する必要がある。しかし、介護予防事業への参加者数がなかなか伸びない現状にあることから、参加しやすい環境づくりに力を入れるとともに、事業内容をより市民ニーズに合った内容に見直していく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【高齢者の社会参加の促進】

活動拠点の整備、情報提供、市民・NPO、地域団体、企業等の協働による受け皿づくりの仕組み構築など、高齢者の自主的な社会参加・生きがいの活動の支援に関すること。

【高齢者福祉サービスの充実】

在宅福祉施策を一層推進する。また、介護保険制度の運営を確実に進めるとともに、市民生活の状況や介護保険サービス事業所の運営など、介護の現場の実態を常に把握し、国や県と連携して制度の維持と適正な利用、認定、保険料の納付確保を行っていく責務がある。

○ 国・県・他自治体

【高齢者の社会参加の促進】

高齢者の就業、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境など、高齢社会対策の枠組みづくりや対策の推進及び調査研究・情報提供に関すること。

【高齢者福祉サービスの充実】

介護従事者の処遇改善や人材確保策が課題となっており、法制度の面から制度を支える国は、介護報酬の改定を含め制度の仕組みそのものを適切に成熟化させていく責務がある。

○ 市民・NPO

【高齢者の社会参加の促進】

自立を基本に、行政、地域の支援を活用しながら、支え合い、協働により、自己の適性にあつた社会参加・社会貢献活動を通じて、生きがいを高め、高齢社会の一員としていきいきとした生活を送る。

【高齢者福祉サービスの充実】

狭義では介護保険料を負担する40歳以上の市民、広義では市民全てが、介護保険制度を支えているといつてよい。したがって、保険料負担への理解や要介護高齢者に対する社会の理解が、今後も今以上に高まることが、持続可能な社会保障制度としての介護保険制度を運営していく上で、必要である。

また、地域福祉の観点から、地域社会が広く高齢者の生活を見守り支えていく、助け合いの精神による共助の機能が今後一層高まることが期待されている。なお、NPOにあつては、介護サービス事業者としての活動だけでなく、援護の必要な高齢者を支える多様なサービスの提供の面においても、活動が期待されている。

○ 企業・その他

【高齢者の社会参加の促進】

企業の社会的使命を自覚しながら、地域の一員として、それぞれの特性を生かした地域貢献、高齢者の社会参加・生きがい活動を支援する。

【高齢者福祉サービスの充実】

介護サービスを提供するほとんどの事業者が、法の趣旨及び制度の仕組みに沿って事業を展開し制度を支えている。しかし、一部に不正請求や、真に必要なサービスを提供していないという事案も、報道等に散見されることも事実であり、適切に運営していく社会的責務がある。また、企業の社会参加活動の一環として、認知症高齢者に対する理解促進を図る社員教育を行ったり、施設設備の面や接遇の面でユニバーサルデザインの考え方を導入するなど、新たな動きも出てきており、今後増加していくことが望まれる。

施策の柱 1 いきいきとして安心できる暮らし

1 - 5 暮らしを支える制度の充実と自立支援

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 齊藤 俊一

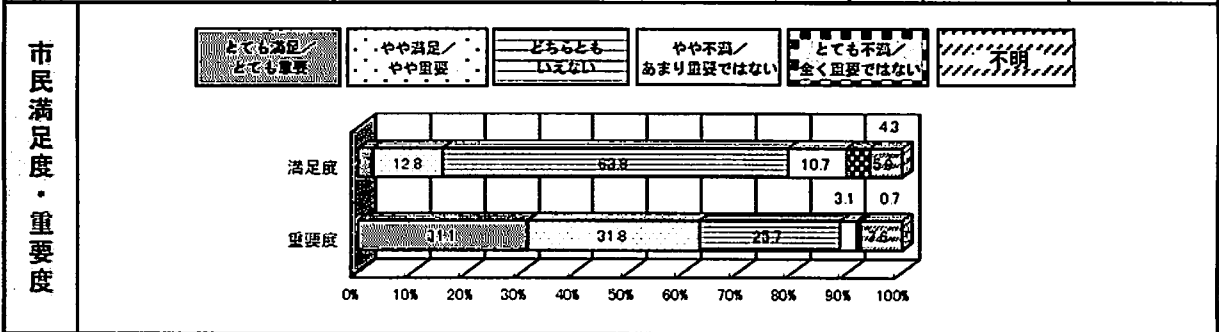
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	経済的に自立できる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
生活保護世帯から自立した世帯の割合(死亡・移管・失踪等を除く。)	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
経済的自立の促進	生活保護世帯から自立した世帯の割合	↗	%	施策の成果指標に同じ	
	1人当たり平均年間受診(診療報酬請求)件数	→	件	10.95	11.14
	市営住宅における高齢者仕様住戸率	↗	%	38.76	41.38
国保制度の健全運営	保険者負担額(保険給付費, 審査支払手数料除く)	→	千円	19,030,299	18,608,167
	1人当たり療養諸費費用額	↘	円	321,000	347,280
	現年度収納率(一般分)	↗	%	86.5	86.6
	実質単年度収支額(差引収支から繰越金除き)	→	千円	0	△ 515,708



成果水準	標準	市民満足度	やや低い	目標値比較	高い
		指標の水準	やや高い	近隣比較	-
				経年比較	高い

【取組内容と成果】

経済・雇用情勢を反映し失業等を理由とする保護受給が引き続き増加していることから、就労支援を一層推進する必要がある。このため、ハローワークとの連携を強化し就労支援事業活用プログラムを充実させるとともに、稼働能力活用プログラムや職場体験等事業を積極的に推進し、生活保護受給者を対象に経済的自立や社会参加を促進し、目標値を達成することができた。

国保会計においては、医療給付費が年々増加する傾向にあり、平成25年度の医療給付費においても年間で増加した。

一方、国保税の収納率については、納税推進センターによる早期納付勧奨のほか、窓口や電話での口座振替の勧奨、差押えや執行停止などの滞納処分、資格適正化のための職権処理などを進めた結果、25年度目標値を達成することができた。

【成果を押し上げた要因】

ハローワークとの連携強化による短期集中的な就労支援と家庭訪問等によるきめ細やかな自立支援を実施したことが、効果を上げたものと考えられる。

国保会計においては、納税推進センターによる早期納付勧奨、国保加入時に窓口で口座振替の勧奨、滞納分に係る差押えなどを実施したことにより、現年度分の収納率を向上させることができたものである。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

国保会計においては、保険給付費の増加傾向に歯止めがかからないが、この要因は、被保険者の高齢化の進展や医療技術の高度化がが大きく影響しているものと思われる。

【これからの課題】

自立支援をより一層推進するため、就労支援事業活用プログラム、稼働能力活用プログラム、職場体験等事業の対象者を一層拡大していく必要がある。また、平成24年度から実施している高等学校等就学支援プログラムの充実を図り、中学生や高校生及びその保護者を対象に、その世帯の抱える課題等を整理し、子どもの将来的な社会的自立に向けた支援を行い、貧困の連鎖の解消を図っていく必要がある。

国保制度の健全運営については、ジェネリック医薬品を使用した場合の自己負担の差額通知や多重・頻回受診者への訪問指導、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上を図るとともに、人間ドック事業、特定健康診査・特定保健指導等を通じた病気の早期発見・予防を推進し、重症化を防止するなど、医療費抑制に向けた積極的な取組が必要である。

また、国保税の収納においては、滞納者の実態の把握に努め、効率的・効果的な催告、差押、執行停止、分納の進行管理を行うとともに、納税推進センター運営の効率化、口座振替の勧奨の継続、ペイジー口座振替受付サービスやコンビニ収納導入の実施など、収納率向上対策のより一層の推進が必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【経済的自立の促進】

- ・生活保護事業、医療費給付事業の実施
- ・生活保護世帯からの自立率向上に向けた支援プログラムの充実
- ・市営住宅における高齢化に対応した居住環境の整備

【国保制度の健全運営】

保険者として国民健康保険事業の運営の健全化に努め、被保険者に対して国保制度の周知を図る。

○ 国・県・他自治体

【国保制度の健全運営】

国民健康保険事業の健全運営のため、一定額の負担を担う。

○ 市民・NPO

【国保制度の健全運営】

国民健康保険制度が将来にわたり堅持され、必要なときに医療が受けられるよう、被保険者として国保税の納税を行うこと。

○ 企業・その他

【国保制度の健全運営】

退職被保険者の医療費や高齢者医療制度に係る財政調整に対して、一定額の負担を担う。

施策の柱 1 いきいきとして安心できる暮らし

1 - 6 みんなで支える子育て支援の展開

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 齊藤 俊一

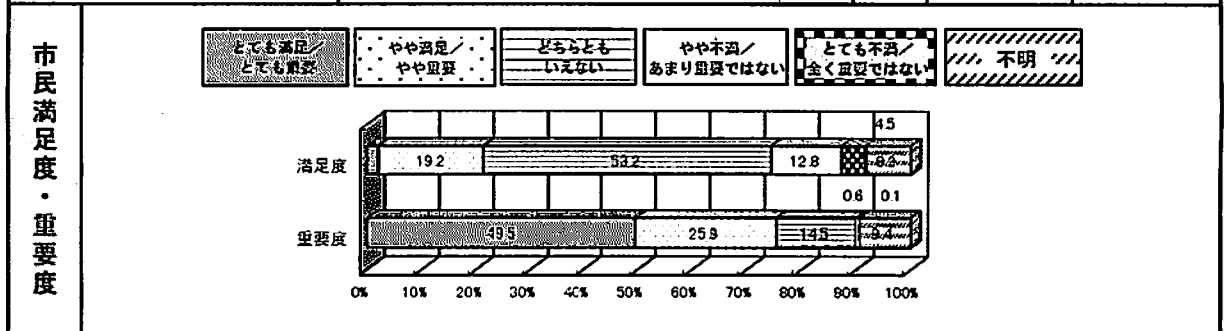
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
保護者	安心して産み・育てやすい

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
子育て支援サービス利用者数	↑	人	
アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合	↓	%	
アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
保育環境の充実	待機児童数(4月1日現在)	↓	人	15	50
育児不安の軽減	アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どもを持っている親の割合	↓	%	施策の成果指標に同じ	
母子保健・予防の推進	3歳児健康診査受診率	↑	%	83.0	85.9
	妊婦健康診査受診率	↑	%	96.0	96.3



【取組内容と成果】

(取組内容)

- ・保育所の新設や増設などに取り組み、75人の定員増を図るとともに、前年度に引き続き、33.2%の保育料の軽減を行った。
- ・地域子育て支援拠点事業において、広場型2箇所と、センター型7園(拠点保育園のとりよう保育園と民間委託6園)により事業を展開した。
- ・低年齢児を中心に保育所の待機児童の解消に至っていない。
- ・3歳児健診においては、受診時期の体調等により受診を逃してしまう場合もあることから、未受診者の受診勧奨に努めたほか、妊婦健診を14回実施し、県外へ里帰りした場合でも助成の対象にするなど、経済的な負担軽減にも努め、受診しやすい環境づくりにも取り組んだ。

(成果)

子育て支援サービス利用者数と市民アンケート調査で「子育てをつらいと感じている」と答えた市民の割合については、目標値を達成する結果となった。

また、「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合が目標値を達成できなかったほか、前年度を0.9ポイント下回る結果となった。

【成果を押し上げた要因】

【子育て支援サービス利用者数】

つどいの広場「にっこ」「KOKKO」とも利用者が増加傾向にあり、今後の成果にも期待ができる。

【アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合】

つどいの広場事業や地域子育て支援センター事業を実施したほか、家庭・児童相談の機会拡充などを図ったことにより、成果が改善されたと考えている。

なお、指標の目標値はクリアしているものの、まだ19.2%の親が「子育てがつらいと感じている」と回答しており、引き続き各種事業の周知を図るほか、相談体制の充実、関係機関との連携に努めていく必要があると考えている。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合】

「地域における子育て支援」や「子育てを支援する生活環境の整備(もりおか子育て応援パスポート事業、赤ちゃんの駅設置事業)」、「保護を必要とする子どもへの取組の推進(児童養育支援活動事業、要保護児童対策地域協議会の設置・運営)」など、様々な施策に総合的に取り組んできたが、各種施策・支援活動について周知が十分でなく、市民の理解が得られていないことが要因の一つと考えている。

【これからの課題】

・経済状況や女性の就労意欲の高まりなどにより、今後も特に3歳未満の保育ニーズが見込まれるため、引き続き保育所の定員増を図る取組が必要である。

・地域子育て支援センターやつどいの広場を中心に子育ての悩みや不安に対する相談、子育て情報の提供や交流等幅広く子育て支援を展開しながら、子育てを楽しみと感じるよう利用者に応じていく必要がある。

・広報やホームページ、各種イベントなどを活用し、あらゆる機会をとらえて、盛岡市の子育て支援策・支援活動を市民に周知していく必要がある。

・心身に障がいのある幼児の早期発見と早期療育を推進するためにも、乳児健診は重要なことから、今後とも未受診児の受診勧奨に引き続き取り組む必要がある。また、妊婦健診の拡充については、今後も国の財源措置を伴う支援の継続を要望する必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【保育環境の充実】

施設整備による入所定員の拡大

【育児不安の軽減】

地域子育て支援拠点施設の整備及び地域での子育て力再構築の支援

【母子保健・予防の推進】

受診の意義、必要性を説き、健診内容の充実、効率化を図り、受診者が満足のいく健診体制を図る。

○ 国・県・他自治体

【保育環境の充実】

市町村における施設整備計画に基づく民間保育所の整備の推進

【育児不安の軽減】

税制を含めた経済支援策の充実や保育所以外の子育て支援サービスの法定化

【母子保健・予防の推進】

法制度の整備、情報収集と情報発信・統計調査

○ 市民・NPO

【保育環境の充実】

仕事と生活の調和のための働き方の見直し

【育児不安の軽減】

地域での子育て力の構築

【母子保健・予防の推進】

受診の際の託児や家事サポートなど

○ 企業・その他

【保育環境の充実】

仕事と生活の調和のため、長時間労働の是正・フレックスタイム制など、柔軟な働き方の導入

【育児不安の軽減】

社会を構成する一員として、自主的な取組(子育て応援パスポート事業)の推進

【母子保健・予防の推進】

乳幼児健診では保護者、妊婦健診では妊婦本人のための休暇制度の推進

施策の柱 1 いきいきとして安心できる暮らし

1 - 7 ふれあいが広がる地域福祉の実現

評価責任者名	保健福祉部長 熊谷 俊彦
評価シート作成者名	保健福祉部次長 齊藤 俊一

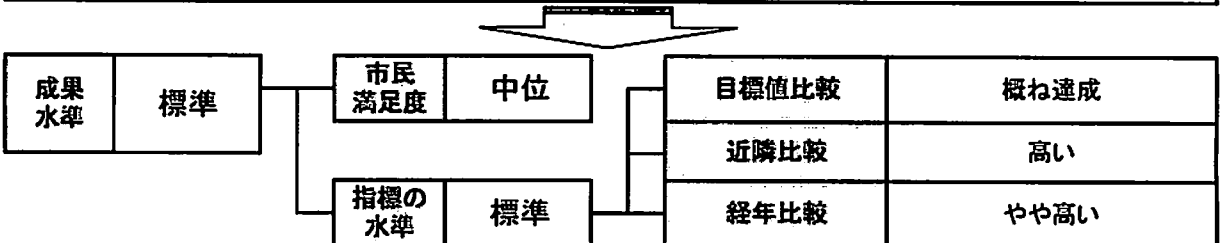
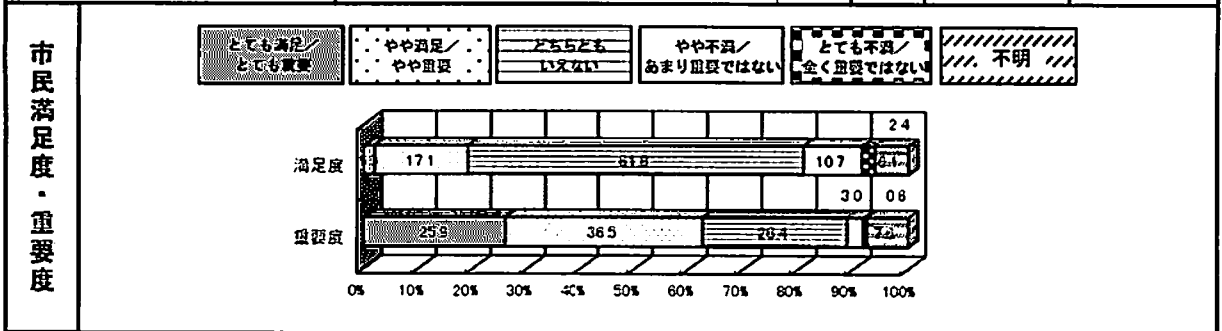
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民・地域	地域で支え合える

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
盛岡市社会福祉協議会ボランティア登録者数	↑	人	
市や盛岡市社会福祉協議会に登録している福祉活動を行うNPOやボランティア団体数	↑	団体	
アンケート調査「身の回りでボランティア活動が行われていると感じる」と答えた市民の割合	↑	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
地域福祉の充実	アンケート調査「ボランティア活動をしたことがある」と答えた市民の割合	↑	%	42.9	32.8



【取組内容と成果】

平成21年度の「盛岡市地域福祉計画」の中間年度見直しにより、災害時要援護者避難支援対策を位置付けたこと、市民の意識が「ボランティア活動」「支えあい活動」「災害時の対策」について関心が高くなってきている。

22年度には、「災害時要援護者避難支援ガイドライン」に基づき、庁内における情報共有と災害時の避難支援活動を推進する横断的な組織の設置や特別養護老人ホームや社会福祉協議会等の社会福祉法人と災害時における避難所・車椅子の搬送可能な車両の提供についての協定を結んだ。

23年度には、災害時要援護者登録者情報の提供先を自治会副会長、自主防災隊副隊長等に拡大した。また、登録者には「避難支援プラン個別計画」に併せ、「あんしん連絡パック」を配布した。

24年度には、災害時要援護者避難支援の協力協定を障がい施設等と、25年度には老人保健施設等と拡大し締結した。

また、安心・安全コーディネーター育成事業により、高齢者等が住み慣れた地域で安心安全に生活できるようにするため、災害時に避難支援を行う地域支援者を増やす取組を行った。これまでに、地域支え合いマップづくりを行った団体は、170団体となっている。

(成果)

ボランティア登録者数、ボランティア団体数及び市民アンケート調査で「身の回りでボランティア活動が行われていると感じる」と答えた市民の割合について、概ね目標値を達成できた。

【成果を押し上げた要因】

東日本大震災の発災により、災害ボランティアに対する関心が高まったこと、また、災害ボランティアから一般ボランティアに移行し活動する例が見受けられる。

25年度においても、大雨災害が発災し、災害ボランティアとして活動する事例があったこと。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

地域住民のつながりの希薄化、家族力、地域力の低下が指摘されている中で、地域の様々な福祉課題は、地域の実情によってとらえ方が異なり、温度差がある。

26年度には市が地域福祉計画を、27年度には盛岡市社会福祉協議会が地域福祉活動計画を策定することから、地域課題の把握に努め、各計画に反映する必要がある。

また、大雨災害が多発しており、災害ボランティアを含め、今後もボランティアの増加につなげる取組が必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

・市民、団体、事業者等のボランティア活動、社会貢献活動への参加意識を高める取組や、NPO等民間団体によるボランティア活動と地域団体等が連携・協働できる仕組みづくりへの取組。

・地域福祉団体や社会福祉協議会による福祉推進活動、ボランティア育成事業等への支援に関すること。

・市社会福祉協議会のボランティア育成事業について、補助を行う等、今後も継続して取り組む必要がある。また、ボランティア活動について、意識啓発に努める必要がある。

○ 国・県・他自治体

・企業、NPO等の社会貢献やボランティア活動に対する支援対策の枠組みづくりや自治体が行う地域福祉づくりや各種福祉活動推進、ボランティア育成等の事業への支援に関すること。

・ボランティア活動について、意識啓発に努める必要がある。

○ 市民・NPO

・地域団体、行政、企業・団体等との連携・協働による自主的な福祉コミュニティ構築への取組。

・地域での支え合い活動やボランティア活動への参加。

・災害ボランティアに限らず、町内会活動等の市民活動を活発にしていける必要がある。

○ 企業・その他

・地域での社会貢献活動やボランティア活動への参加、支援。

・企業等はユーズリレイティッドマーケティング(寄付金付き商品の販売等)により、福祉の推進を図ることが期待される。

また、企業の社会的責任(CSR)のもと、積極的な社会貢献を行うことが期待される。

施策の柱 2 安全な暮らし

2 - 1 自然災害対策の推進

評価責任者名	総務部長 柴田 道明
評価シート作成者名	副消防防災監 吉田 秀次

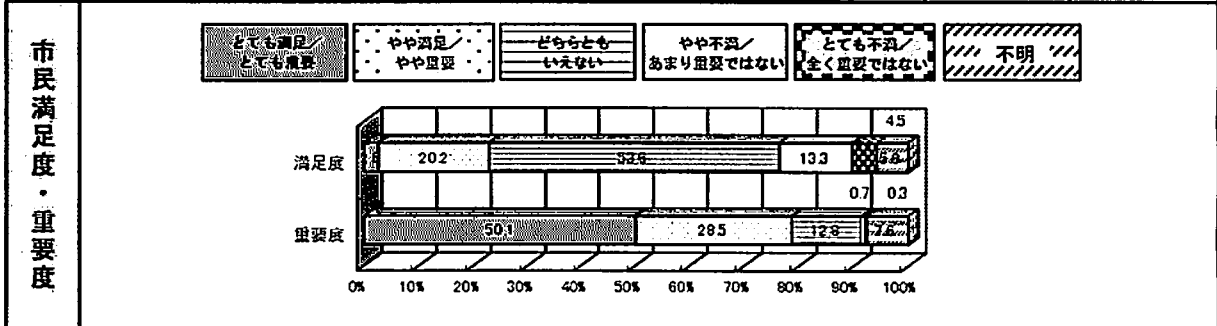
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民・関係機関・市域	水害や地震などの自然災害から守られる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
市民アンケート調査「避難場所を知っている」と答えた市民の割合	↑	%	
市民アンケート調査「防災対策をしている」と答えた市民の割合	↑	%	
市民アンケート調査「防災訓練に参加する」と答えた市民の割合	↑	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
危険箇所の解消	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定箇所数/急傾斜地崩壊危険箇所数及び土石流危険渓流箇所数	↑	%	41.0	39.1
防災体制の強化	市民アンケート調査「避難場所を知っている」と答えた市民の割合	↑	%	施策の成果指標に同じ	
	市民アンケート調査「防災対策をしている」と答えた市民の割合	↑	%	施策の成果指標に同じ	
	市民アンケート調査「防災訓練に参加する」と答えた市民の割合	↑	%	施策の成果指標に同じ	
	町内会・コミュニティーの自主防災組織率	↑	%	80.0	78.5



【取組内容と成果】

自然災害から、市民の生命・身体を守り、被害を軽減するため、市民の意識の高揚・自主防災組織の結成促進・危険箇所の巡回や改修工事・防災関係機関との連携などの取組を行ってきた。

自主防災組織の結成促進については、平成26年度末までに結成率90%を目標(実績:25年度末78.5%, 24年度末73.0%, 23年度末71.5%)としているが、町内会やコミュニティ地区を対象に全市的な「自主防災組織」の結成を目指して促進に努めるとともに、結成後の組織の育成に取り組んだ。

危険箇所への対策としては、地震や水害等の自然災害に備え、被害が最小限になるよう、斜面等の危険箇所のパトロールや水防訓練への参加、河川・ダムの情報伝達訓練への参加、災害時の情報収集伝達手段としての防災行政無線の保守点検、河川の改修工事などを行ってきた。

【成果を押し上げた要因】

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

東日本大震災が発生した23年度の市民アンケート調査では、「防災対策をしている」と回答する割合が急激に増加し、防災に対する意識の高まりが見られたが、24年度、25年度の同調査では、前年の数値を下回る結果となり、震災後間もない時期の緊張感が徐々に薄れてきたものと推察する。

【これからの課題】

大規模災害時において、市民の安全・安心を確保するため、これまで進めてきた自主防災組織の結成促進をさらに進めるとともに、消防署等との連携による各種訓練や講習により、災害や火災等の被害を最小限に食い止められるよう、結成された自主防災組織の育成強化を図る必要がある。

また、市民アンケート調査結果では、「防災対策をしている」「防災訓練に参加する」と答えた割合が、それぞれ前年より低下していることから、市民への防災知識の普及をさらに推進しながら防災意識の醸成を図るとともに、災害時の被害を軽減するため、防災情報となる防災マップの改定を進める必要がある。

さらに、継続して斜面等の改修工事による危険箇所解消や、土砂災害警戒区域の指定による危険回避、河川の改修工事による被害防止などの対策を進める必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【危険箇所の解消】

- ・居住者等の関係者が、危険箇所の状況と土砂法の制度について承知できるよう情報の提供と説明。
- ・危険箇所調査や指定等具体的事務を進める岩手県に対する事務協力。
- ・土砂災害警戒区域に指定された箇所については、「盛岡市地域防災計画」に避難体制等必要な内容を盛り込み、土砂災害発生の恐れがある場合の情報の伝達や避難誘導を行う。

【防災体制の強化】

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災関係機関等の協力を得て防災活動を実施する。

○ 国・県・他自治体

【危険箇所の解消】

- ・土砂災害の発生の恐れがある箇所の調査及び情報の提供。
- ・土砂災害警戒区域指定等の具体的事務の執行。

【防災体制の強化】

県は自ら防災活動を実施し、市を含む防災関係機関が処理する防災に関する事業を支援し、かつ総合調整を行う。

○ 市民・NPO

【危険箇所の解消】

・土砂災害の防止は、上記のような行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」による相乗的な社会システムの構築が必要である。

従って、自分の住む(あるいは所有する)場所の状況を知り、災害が発生する恐れがある場合の避難等について予め心得、そのような場合には必要な行動をとれるようにする。

- ・土砂災害防止法の趣旨を理解し、区域指定の必要性を理解する。

【防災体制の強化】

大規模な災害が発生した場合、市及び防災関係機関の対応には限界があることから、自分の身は自分で守るという認識の下、自ら災害に備える手段を講じる。

○ 企業・その他

【防災体制の強化】

事業活動に当たって、地域の構成員であることを自覚し、地域の防災活動に協力する。

施策の柱 2 安全な暮らし

2 - 2 火災に強い消防体制の構築

評価責任者名	総務部長 柴田 道明
評価シート作成者名	副消防防災監 吉田 秀次

【施策の目的(目指す姿)】

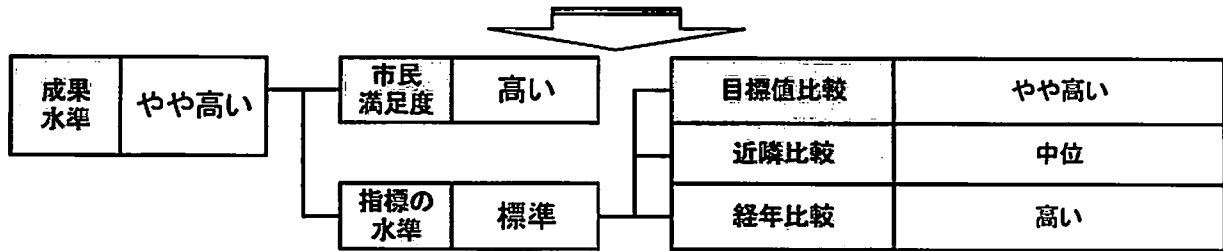
対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民 市域	火災から守られる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
人口1万人当たりの火災発生件数	↓	件	
出火件数	↓	件	
建物焼損床面積	↓	m ²	
損害額	↓	千円	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
防災意識の向上	出火件数	↓	件	施策の成果指標に同じ	
	建物焼損床面積	↓	m ²	施策の成果指標に同じ	
	損害額	↓	千円	施策の成果指標に同じ	
消防力の強化	覚知から放水までの平均所要時間	→	分	7.4	8.9
	消防団員の充足率	↗	%	83.0	76.7
	消防水利の充足率	↗	%	97.99	97.80

市民満足度・重要度	



【取組内容と成果】

消火活動等に従事する消防団員に対しては、資質向上や安全管理の徹底を図るため、健康・安全管理セミナーや消火活動に関する研修等を実施したほか、活動時の装備品として個人用の雨衣を配布した。
 また、市民の生命、身体及び財産を火災等の災害から守るため、消防庁舎の建設や消防車両などの消防防災施設等の整備を行うための経費について、盛岡地区広域消防組合に負担金を支出し、消防力の整備指針に沿った常備消防の整備に努めた。
 これらのほか、防火を含む市民協働の防災まちづくりに向け、住宅用火災警報器設置の普及推進に努めるとともに、住民の防火意識の高揚や自主防災組織の結成促進(結成率:平成25年度末78.5%, 24年度末73.0%, 23年度末71.5%)に努めたほか、婦人防火クラブや婦人消防協力隊の活動支援を行った。
 成果指標上は、出火件数が前年より減少していることから一定の成果が得られた。

【成果を押し上げた要因】

出火件数については、目標値を達成していることから、火災予防活動の効果と市民の防火意識の広まりによるものと推察する。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

成果指標上は、25年の出火件数が24年より減少したものの、火災による損害額がわずかに増加している。
 住宅防火対策として、23年6月から住宅用火災警報器設置の義務化に伴い、普及推進に努めているところである。(普及率:25年度68.7%, 24年度 63.3%, 23年度 59.2%)

【これからの課題】

消防団員数の減少や高齢化は全国的な傾向であるが、当市においても同様の状況が進んでいる。また、サラリーマン団員の割合が増加し、現在では8割弱を占める状況である。この傾向は、さらに進行する可能性が高いことから、消防団員の資質向上や消防用装備品の充実をさらに推進するとともに、消防団員の活動環境の整備のため、消防団協力事業所表示制度のさらなる拡大を図っていく必要がある。
 さらに、消防無線のデジタル化及び盛岡中央消防署庁舎の建設のほか、老朽化した消防庁舎の建替え等に向けた取組を推進する必要がある。

【各主体に期待する役割】

- 市
 - 【防火意識の向上】
市民に防災意識の高揚を図るとともに、住宅火災による死者の低減を図るため、全ての住宅に住宅用火災警報器が設置されるよう普及推進に努める。
 - 【消防力の強化】
複雑多様化する災害に対応するため、消防力の基準に合った施設や装備等の整備を計画的に行うとともに、消防署員及び消防団員の確保や資質の向上を図る。
- 国・県・他自治体
- 市民・NPO
 - 【防火意識の向上】
家庭から火災を出さないよう、婦人防火クラブや婦人消防協力隊などによる火災予防活動に努める。
 - 【消防力の強化】
出火防止については、日頃から市民一人ひとりの注意が必要であることから、防火意識の高揚を図りながら、被害の軽減に努める。
- 企業・その他
 - 【消防力の強化】
自衛消防隊を組織し、事業所内等の火災の初期消火を担い、被害の軽減を図る。

施策の柱 2 安全な暮らし

2 - 3 市民生活を守る安全対策の充実

評価責任者名	市民部長 細川 恒
評価シート作成者名	市民部次長 沼田 由子

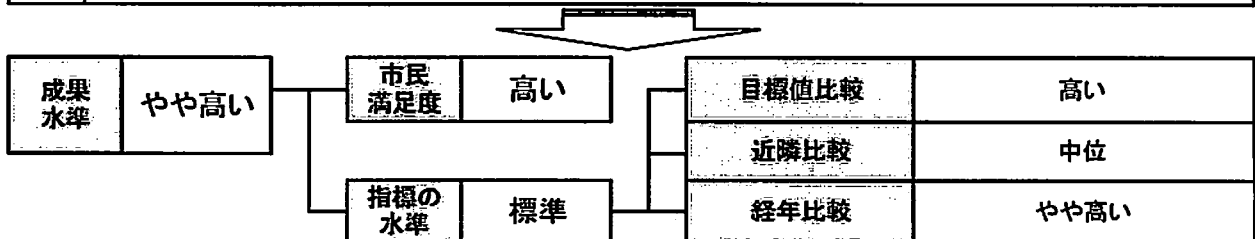
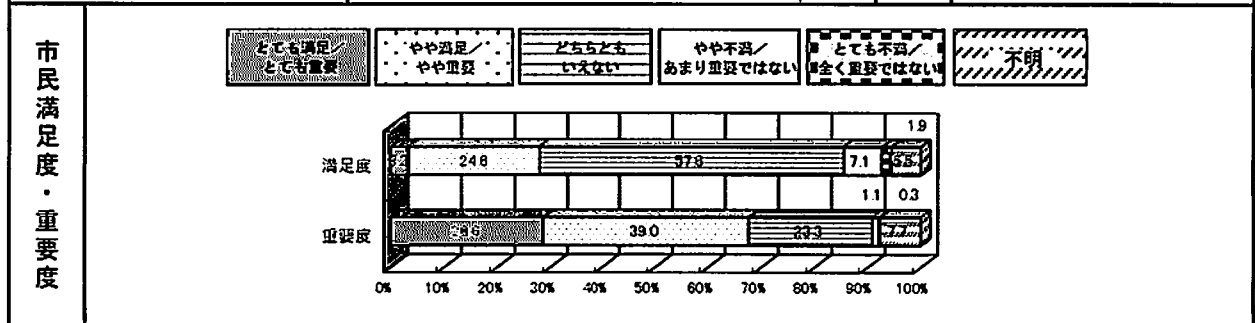
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	身近な犯罪や事故等から守られる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の 性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
人口1万人当たりの交通事故発生件数	↘	件	
人口1万人当たりの刑法犯発生件数	↘	件	
消費生活相談の解決率 (解決した件数/消費生活相談件数)	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の 性格	単位	H25目標	H25実績
交通安全の推進	人口1万人当たりの交通事故発生件数: 当市の数値/全国平均(人口は10/1現在)	↘	%	83.2	56.7
	人口1万人当たりの交通事故発生件数	↘	件	施策の成果指標に同じ	
防犯対策の推進	人口1万人当たりの刑法犯発生件数: 市内の警察署の数値/全国平均	↘	%	75.0	65.9
	人口1万人当たりの刑法犯発生件数	↘	件	施策の成果指標に同じ	
消費者の自立支援	消費生活相談の解決率 (解決した件数/消費生活相談件数)	↗	%	施策の成果指標に同じ	



【取組内容と成果】

【交通安全の推進】

市民が交通事故の犠牲者とならないように、警察署及び交通安全協会と連携し以下の事業を行い交通安全意識の浸透を図った。

- ・各種交通安全教室(対象:幼稚園・保育園・小中学校・老人クラブ等、交通安全シルバー・父親母親推進員)
- ・在宅訪問指導(対象:高齢者)
- ・夜行反射材添付活動(対象:高齢者)
- ・交通指導員による朝夕の街頭指導(通学路)
- ・自転車安全利用推進活動(街頭指導,平成25年度は岩手大学からの依頼により学生に対する指導を行った)

その結果、盛岡市の人口1万人当たりの交通事故件数28.0件と前年度より5.6件減少した。全国の49.4件と比べても低い状況にある。また、近隣自治体と比較しても高くない状況から、取組の成果は得られている。

【防犯対策の推進】

犯罪防止活動は地域ごとの日常の取組が重要であることから、盛岡市防犯活動推進計画に基づき自主防犯活動団体への防犯パトロール用品の支給や町内会を対象とした防犯知識を高める講習会の開催及び広報紙への防犯啓発記事の掲載などの事業や支援を行った。

その結果、盛岡市の人口1万人当たりの刑法犯発生件数は68.4件で前年度より5.0件減少した。近隣自治体と比較して、まだ高い状況ではあるが、全国103.8件と比較して低い状況にあり、また、東北県庁所在地の中でも3番目に低い状況で、市民の防犯意識向上が図られている。

【消費者の自立支援】

22年度から盛岡広域圏8市町で消費者行政の共同実施に取り組み、盛岡市消費生活センターはその中核を担うこととなり相談体制の充実によるきめ細かな対応と消費者教育啓発活動を実施してきた。その結果、25年度における消費生活相談の解決率は98.5%となり、目標値としていた99.0%は下回ったものの高水準を維持している。

【成果を押し上げた要因】

【交通安全の推進】

交通事故は全国的にも年々減少傾向にあり、当市においても同様の傾向を示している。これは、これまで地道に行ってきた各種事業による交通安全意識の浸透による成果と考えられる。

【防犯対策の推進】

警察等関係機関との連携や、これまでの継続的な事業が、刑法犯発生件数の減少につながっているものと考えられる。

【消費者の自立支援】

盛岡広域圏を含んだ出前講座・啓発紙の配布等の消費者教育啓発活動の取組と、積極的な研修参加や研修実施等を行い相談員のスキルアップを図る等、相談体制の充実にも努めるとともに、きめ細かな対応を実施したこと。また、弁護士会や警察等関係機関との緊密な連携に努めたことが成果を押し上げた要因と考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

【交通安全の推進】

交通安全対策について、交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いこと、また、全事故に占める自転車事故の割合が高いことから、高齢者の事故防止啓発活動及び自転車利用者の事故防止啓発活動の必要性が高まってきている。

【防犯対策の推進】

防犯対策について、市の刑法犯発生件数は平成13年以降減少傾向が続いているが、無施設被害の割合が高い状況が続いていることから、鍵かけ励行の啓発活動の必要性が高まってきている。

【消費者の自立支援】

消費生活相談には年々複雑、多様化した案件が寄せられてくるとともに、消費者関連法も3年ほどで改正されていることから、専門機関が実施する各種研修にできるだけ派遣し、相談員のスキルアップを継続して図ることが必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【交通安全の推進】

幼児から高齢者までの各世代を対象とした交通安全教室の開催や季節ごとの交通安全運動等の啓発活動により、交通安全に関する知識の普及と交通安全意識の高揚を図る。市が管理する道路等にカーブミラーや路面標示などの安全施設を整備することにより交通事故が起こらないような環境をつくる。

【防犯対策の推進】

犯罪防止活動は地域ごとの日常の取組が重要であることから、自主的防犯活動団体への防犯パトロール用品の支給や防犯知識を高めるために町内会を対象とした講習会の開催など防犯活動の支援を行う。

【消費者の自立支援】

消費生活相談、消費者教育の実施、消費生活全般に関する知識の普及及び消費者の自立に必要な情報の提供。消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進。

○ 国・県・他自治体

【交通安全の推進】

道路管理者としての国や県が、街路灯の設置や道路標識、カーブミラーなどの安全施設を整備することにより交通事故が起こらないような環境をつくる。警察は、無謀運転による交通事故を防止するため取締りを行うほか、交差点などの危険箇所信号機などの交通安全施設を整備することにより交通事故が起こらないような環境をつくる。

【防犯対策の推進】

犯罪の抑止には、警察の巡回や取締りが重要である。

【消費者の自立支援】

消費者の利益の擁護及び増進に関する施策の推進。

○ 市民・NPO

【交通安全の推進】

市民一人ひとりが事故に遭わない、事故を起こさないとの意識を持ち、交通安全に努めることが重要である。

【防犯対策の推進】

「自らの安全は自ら守る」という意識を高め、日常から犯罪の抑止に結びつく行動を心がける。

【消費者の自立支援】

市民(消費者)は消費生活全般に関する知識の取得及び情報の収集等、自主的な行動に努める。消費者団体等は消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者被害の防止及び救済のための活動など消費生活の安定及び向上を図るための行動。

○ 企業・その他

【交通安全の推進】

鉄道、バス、タクシー等の交通事業者や運輸事業者などはもとより企業も交通安全に務めることが重要である。

【防犯対策の推進】

不特定多数の者が自由に往来し、利用する公共的空間や商業施設、繁華街など犯罪が発生しやすい場所や施設について、犯罪が起こりにくい構造の整備、維持管理など企業の役割も大きくなっている。

【消費者の自立支援】

消費者の安全及び消費者との取引における公正の確保。消費者との間に生じた苦情等に対する適切な処理。国または地方公共団体が実施する消費者政策に対する協力。

施策の柱 3 心がつながる相互理解

3 - 1 元気な地域コミュニティ活動の推進

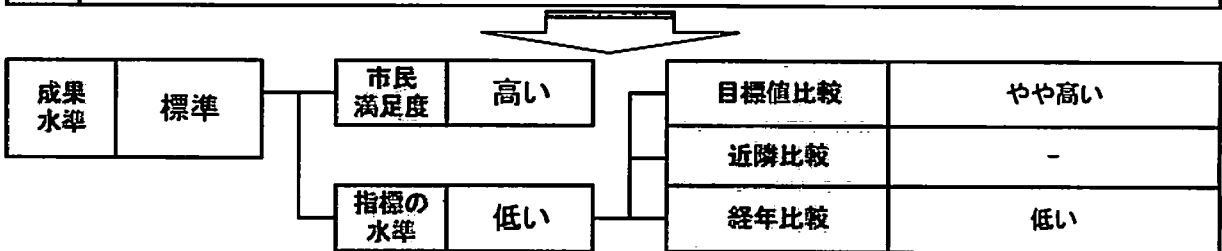
評価責任者名	市民部長 細川 恒
評価シート作成者名	市民部次長 沼田 由子

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	地域住民相互の連携が図られる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移																											
市民アンケート調査「この1年間に地域のコミュニティ活動に参加したことがある」と答えた市民の割合	↗	%	<table border="1"> <caption>市民アンケート調査「この1年間に地域のコミュニティ活動に参加したことがある」と答えた市民の割合</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>値</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>当初値</td><td>49.8</td></tr> <tr><td>H17</td><td>49.8</td></tr> <tr><td>H18</td><td>49.8</td></tr> <tr><td>H19</td><td>49.8</td></tr> <tr><td>H20</td><td>49.8</td></tr> <tr><td>H21</td><td>49.8</td></tr> <tr><td>H22</td><td>49.7</td></tr> <tr><td>H23</td><td>47.9</td></tr> <tr><td>H24</td><td>48.0</td></tr> <tr><td>H25</td><td>46.5</td></tr> <tr><td>H21目標値</td><td>50.5</td></tr> <tr><td>H26目標値</td><td>53.0</td></tr> </tbody> </table>		年度	値	当初値	49.8	H17	49.8	H18	49.8	H19	49.8	H20	49.8	H21	49.8	H22	49.7	H23	47.9	H24	48.0	H25	46.5	H21目標値	50.5	H26目標値	53.0
年度	値																													
当初値	49.8																													
H17	49.8																													
H18	49.8																													
H19	49.8																													
H20	49.8																													
H21	49.8																													
H22	49.7																													
H23	47.9																													
H24	48.0																													
H25	46.5																													
H21目標値	50.5																													
H26目標値	53.0																													
コミュニティ活動の延べ参加者数	↗	人	<table border="1"> <caption>コミュニティ活動の延べ参加者数</caption> <thead> <tr><th>年度</th><th>値</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>当初値</td><td>571,834</td></tr> <tr><td>H17</td><td>552,781</td></tr> <tr><td>H18</td><td>563,627</td></tr> <tr><td>H19</td><td>576,723</td></tr> <tr><td>H20</td><td>557,805</td></tr> <tr><td>H21</td><td>576,573</td></tr> <tr><td>H22</td><td>570,946</td></tr> <tr><td>H23</td><td>512,613</td></tr> <tr><td>H24</td><td>512,867</td></tr> <tr><td>H25</td><td>504,341</td></tr> <tr><td>目標値</td><td>571,700</td></tr> </tbody> </table>		年度	値	当初値	571,834	H17	552,781	H18	563,627	H19	576,723	H20	557,805	H21	576,573	H22	570,946	H23	512,613	H24	512,867	H25	504,341	目標値	571,700		
年度	値																													
当初値	571,834																													
H17	552,781																													
H18	563,627																													
H19	576,723																													
H20	557,805																													
H21	576,573																													
H22	570,946																													
H23	512,613																													
H24	512,867																													
H25	504,341																													
目標値	571,700																													
基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績																									
コミュニティ活動の促進	コミュニティ地区が行った事業の延べ参加者数	↗	人	49,000	49,817																									
コミュニティ活動のための施設活用	コミュニティ施設の利用者数	↗	人	472,000	454,524																									
市民満足度・重要度																														
	<table border="1"> <caption>市民満足度・重要度の割合</caption> <thead> <tr><th>項目</th><th>満足度</th><th>重要度</th><th>割合</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>24.2</td><td>1.7</td><td>25.9</td></tr> <tr><td>2</td><td>38.0</td><td>3.6</td><td>41.6</td></tr> <tr><td>3</td><td>36.0</td><td>1.8</td><td>37.8</td></tr> <tr><td>4</td><td>15.5</td><td>30.5</td><td>46.0</td></tr> <tr><td>5</td><td>3.0</td><td>38.0</td><td>41.0</td></tr> </tbody> </table>					項目	満足度	重要度	割合	1	24.2	1.7	25.9	2	38.0	3.6	41.6	3	36.0	1.8	37.8	4	15.5	30.5	46.0	5	3.0	38.0	41.0	
項目	満足度	重要度	割合																											
1	24.2	1.7	25.9																											
2	38.0	3.6	41.6																											
3	36.0	1.8	37.8																											
4	15.5	30.5	46.0																											
5	3.0	38.0	41.0																											



【取組内容と成果】

コミュニティ活動においては、コミュニティリーダーの役割が重要であることから、コミュニティリーダー等を対象に、フォーラムを開催し、地域におけるコミュニティ活動の事例発表会や意見交換会を実施した。
また、コミュニティ活動の参考としていただくため、各地区で実践されている活動や協働事業等を紹介する情報誌を発行した。

【成果を押し上げた要因】**【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】**

指標の性格としてはプラスの性格を有する施策であるが、少子高齢社会の進展に伴い、地域コミュニティにおいては、人口減少、地域活動の担い手不足等の課題が生じている。

【これからの課題】

少子高齢・人口減少・地域活動の担い手不足などの状況を踏まえ、それぞれの主体の役割を明らかにし、協働のまちづくりを進めるため、平成26年3月に、盛岡市市民協働推進指針を策定した。多様な主体が参画するまちづくり、協働のまちづくりを推進するためには、地域住民のコミュニティ活動への参加や住民同士の活発な交流が不可欠であり、引き続きコミュニティリーダーの養成を図る必要がある。

また、市民公益活動を担うNPO団体や企業も増えてきていることから、活動を支援しながら、これらの団体との協働を視野に入れ、より広範な市民活動の推進を図る必要がある。

【各主体に期待する役割】**○ 市**

町内会等が行う各種活動の活性化を、市は様々な施策を実施することにより支援する必要がある。

○ 国・県・他自治体

県のコミュニティ活動の活性化支援策について、その動向を注視している。また、地域コミュニティ施策の分野における国・県の施策は、省庁等毎の縦割りになっており、総合的なコミュニティ施策の展開が求められている。

○ 市民・NPO

元気な地域コミュニティ構築の主役は、町内会やNPOなどであることから、その役割は一番大きい。また、施設における活動を通じての住民同士のコミュニケーションが相互理解や連帯感を生み、地域コミュニティの活性化につながる。

○ 企業・その他

企業も地域社会の一員であり、社会的役割を果たす必要がある。

施策の柱 3 心がつながる相互理解

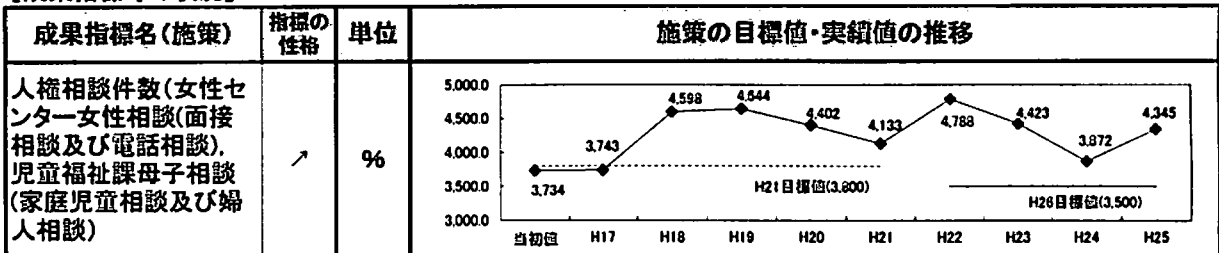
3 - 2 人権を尊重する地域社会の形成

評価責任者名	総務部長 柴田 道明
評価シート作成者名	総務部次長 伊瀬谷 渉

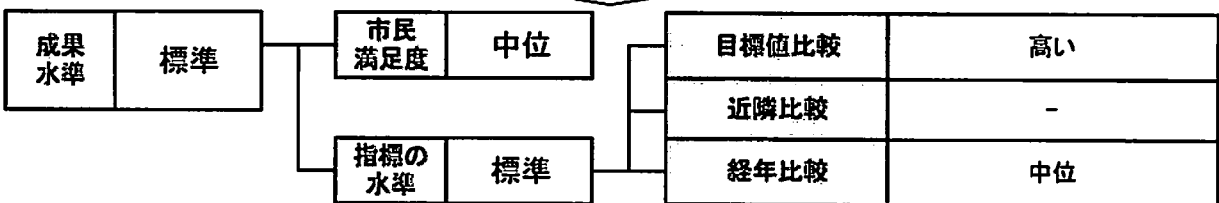
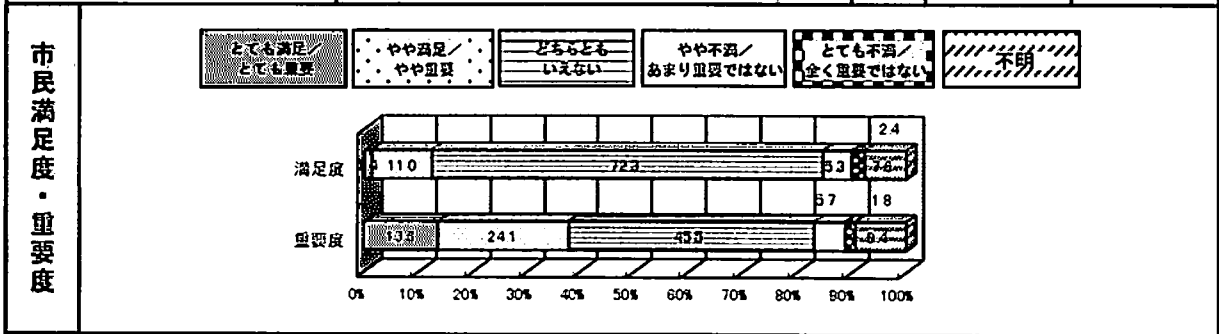
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	お互いを理解し、より尊重できる社会

【成果指標等の状況】



基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
男女共同参画意識の高揚と活動支援	各種審議会での女性委員就任率	↑	%	34.0	32.0
平和・人権啓発の推進	市民アンケート調査「非核平和都市宣言を知っている」と答えた市民の割合	↑	%	48.0	35.7
	市民アンケート調査「人権擁護委員を知っている」と答えた市民の割合	↑	%	36.0	22.3



【取組内容と成果】

【取組内容】

ア 男女共同参画意識の高揚と活動支援について

- (1) 情報紙の発行
- (2) 研修案内

イ 平和・人権啓発の推進について

- (1) 平和市長会議への加盟 平成21年度に行い、継続中。
- (2) ヒロシマ原爆展の実施
- (3) 非核平和パネル展の実施
- (4) 横断幕(本庁舎・青山支所), 懸垂幕(都南総合支所・玉山総合事務所)の掲示
- (5) 中学生の広島市派遣(教育委員会事業)
- (6) 戦没者追悼式の実施(地域福祉課事業)
- (7) 盛岡人権擁護委員協議会への支援(運営費補助)
- (8) 人権の花運動の実施
- (9) さんさ踊りなどで人権擁護の街頭啓発物品提供の支援
- (10) 「もりおか暮らしの便利帳2011」7頁の盛岡市のプロフィール中で「非核平和都市宣言」を掲載し、周知を図っている(継続中)。

【成果】

22年度から成果指標の一部廃止等があり、「人権侵犯事件数」の比較ができなくなったが、人権相談件数(女性センター女性相談, 児童福祉課母子相談)は、女性相談及び母子相談ともに昨年度に比較し件数が増加し、合計で増加(12.22ポイント増)となり、目標値を上回っており、指標の性格の方向に合致している。

人権相談件数 女性センター女性相談 電話相談 580件, 面接相談 1,111件
児童福祉課母子相談 家庭相談 1,808件, 婦人相談 846件 合計 4,345件

【成果を押し上げた要因】

要因は特定できないが、様々な機会に相談窓口をPRすることにより、市民に周知が図られてきたためと思われる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

【課題】

ア 男女共同参画意識の高揚と活動支援について

女性委員就任率の向上。具体には、女性委員を積極的に登用することにより、市政運営への女性の参画が進み、社会的な課題の解決が図られることにより、相談原因となる問題を減らしていくことを目指す。

イ 平和・人権啓発の推進について

非核平和都市宣言及び人権擁護委員を知っている人を増やす。

劇的な改善手法の採用は、難しいところがあるが、啓発活動の取組を継続していく。

また、人権啓発の推進については、現在行っている人権啓発活動の取組を継続するほか、盛岡人権擁護委員協議会盛岡部会や盛岡・二戸・宮古人権啓発活動ネットワーク協議会盛岡部会と協働することを深め、連携を強化することによって、より推進する必要がある。また、盛岡市教育委員会など市の組織内部においても人権啓発の点で相互に連携をさらに図ることが必要である。

【要因】

アについて あて職であること。選任基準を満たす女性がそもそも少ない。

イについて 継続して地道に周知するものであり、周知の浸透に、なお、時間を要する。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【男女共同参画意識の高揚と活動支援】

・庁内関係課の積極的な取組と、市民団体等への啓発。

【平和・人権啓発の推進】

- ・市民に平和の大切さを訴える非核平和事業を行う。
- ・人権擁護委員制度を支援する。

○ 国・県・他自治体

【男女共同参画意識の高揚と活動支援】

・審議会委員のあて職の関係から、女性管理職の割合を増やすこと。

【平和・人権啓発の推進】

- ・現行憲法の平和主義についての市民への周知を行う。
- ・人権擁護委員制度の効果的な運営を行う。

○ 市民・NPO

【男女共同参画意識の高揚と活動支援】

・審議会委員のあて職等の関係から、あらゆる分野における指導的地位に女性が占める割合を向上させる。

【平和・人権啓発の推進】

- ・市民に平和の大切さを訴える自主的な事業を行う。
- ・引き続き定期的に人権相談事業を行う。

○ 企業・その他

【男女共同参画意識の高揚と活動支援】

・審議会委員のあて職や企業等の推薦の関係から、役職の女性の割合を増やすこと。

施策の柱 3 心がつながる相互理解

3 - 3 多様な国際交流・地域間交流の推進	
評価責任者名	市民部長 細川 恒
評価シート作成者名	市民部次長 沼田 由子

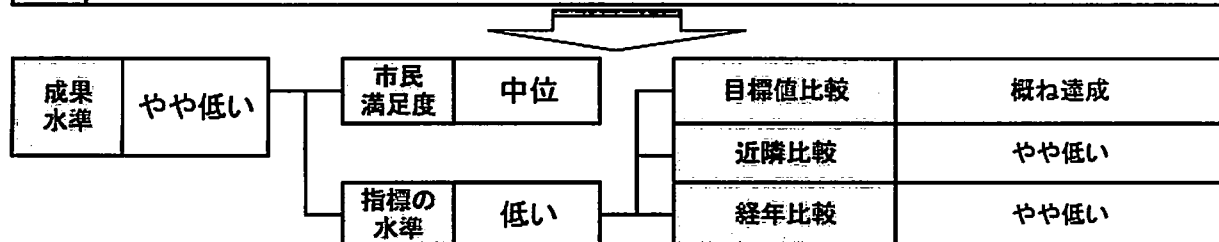
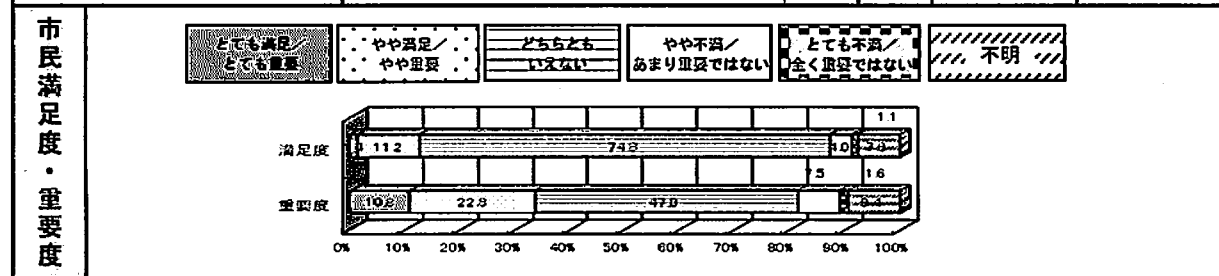
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民、市内外の外国人、連携市町村民	国籍や民族、文化など異なる人々が互いの違いを認め合い、共に生きていこうとすることにより、相互理解が図られる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
アンケート調査 「この1年間で国際交流に参加したことがある」と答えた市民の割合	↑	%	
盛岡国際交流協会賛助会員数(個人)	↑	人	
盛岡国際交流協会賛助会員数(団体)	↑	団体	
地域間交流イベントの参加者数	↑	人	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
国際交流事業の推進	アンケート調査「この1年間で国際交流に参加したことがある」と答えた市民の割合	↑	%	施策の成果指標に同じ	
	盛岡国際交流協会賛助会員数(個人)	↑	人	施策の成果指標に同じ	
	盛岡国際交流協会賛助会員数(団体)	↑	団体	施策の成果指標に同じ	
地域間連携の推進	地域間連携・交流事業数	↑	件	13	9



【取組内容と成果】

【国際交流事業の推進】

・盛岡国際交流協会等民間の国際交流団体との協働により、外国籍市民を対象とする支援講座や日本文化体験講座、食を通じて市民との交流を図るアジアの屋台村、中学生をビクトリア市に派遣し研修を行う姉妹都市交流事業等を実施し、国籍を超えて互いの理解を深め合う機会を提供した。

・特に平成25年度においては、ビクトリア市長一行、前ビクトリア市長一行が来盛したほか、ビクトリア盛岡友好協会会長夫妻が来盛してビクトリア市産材のベンチを寄贈するなど交流が図られた。また、パラグアイ・イグアス岩手県人会が創立50周年を迎えたのに伴い盛岡市長が現地を訪問し、記念式典に参加し祝意を表した。

【地域間連携の推進】

・沖縄県うるま市との友好都市提携1周年にあわせ、エイサー演舞団(紅華風(かふう))を招聘し、さんさ踊りパレード等で演舞を披露した。

・昨年に引き続き「中学生交流事業」を実施した。今年度はうるま市への中学生派遣に加えて、うるま市中学生の受入も実施した。

・秋田・岩手地域連携軸推進協議会では、地域連携交流促進事業として、第136回秋田種苗交換会において特産品プレゼントなど当該協議会及び協議会構成市町のPR活動を行った。

【成果を押し上げた要因】

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

アンケート調査「この1年間で国際交流に参加したことがある」と答えた市民の割合」において、25年度目標値を1.6ポイント下回った。国際交流事業実施の際のPR方法等について検討が必要である。

【これからの課題】

【国際交流事業の推進】

・27年度に、ビクトリア市との姉妹都市締結から30年を迎えるにあたり、記念事業の実施等をきっかけとして、両市の市民間交流の充実を更に図ると共に、市民の国際交流への理解及び関心をより高めていくことが必要である。

・外国籍市民に対する災害時のサポート等体制の整備が必要である。

【地域間連携の推進】

・地域間交流は行政主導より、民間セクターが主導的役割を發揮することが効果的であることから、多様な民間が参入可能な環境づくりに努める必要がある。

・横軸連携は大規模災害時相互応援協定を定め、東日本大震災における物資の提供に有効に機能するなど連携における一定の成果を上げている。今後は、災害時、防災や観光連携にとどまらない様々な分野におけるより一層の効果的な取組を検討する必要がある。一方、北上川の流域市町村連携については、協議会における環境活動などの一定の役割を果たしたことから、平成26年度中の解散に向け、事務を執り進めることとしている。

・友好都市については、今後においても交流状況を見ながら、友好都市提携の可能性を研究する必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

市として、対外的な対応等国際交流施策を推進するほか、外国籍市民を支援し、また、市民が国籍を超えて互いに理解し合うための具体的な事業の実施については、民間の国際交流団体との協働により、その充実を図る。

○ 国・県・他自治体

あらゆる分野でグローバル化が進展し、国際協力、多文化共生を取り巻く環境が常に変化し続ける中で、互いの情報を共有し、連携し合うことが必要である。

○ 市民・NPO

国際交流事業の実施にあたっては、ノウハウを蓄積している民間の国際交流団体等と協働し進めることが必要である。

○ 企業・その他

社会貢献の一つのあり方として、企業として国際交流の推進への理解を示し、役割を担うことが求められている。

施策の柱 3 心がつながる相互理解

3 - 4 快適な情報ネットワークの実現

評価責任者名	総務部長 柴田 道明
評価シート作成者名	総務部次長 伊瀬谷 渉

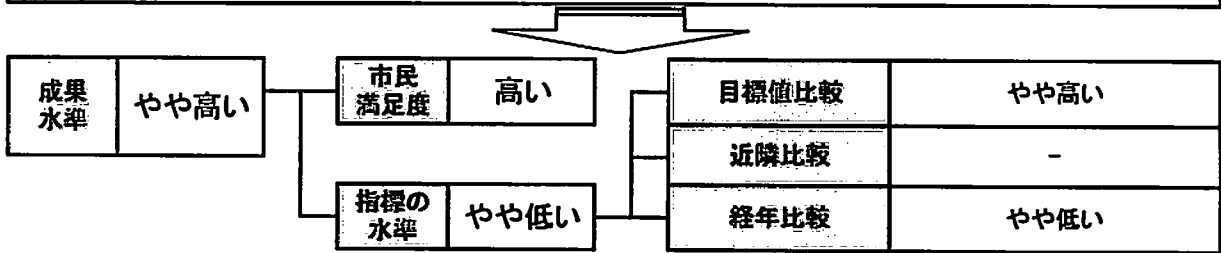
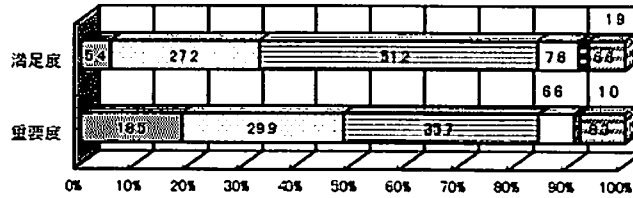
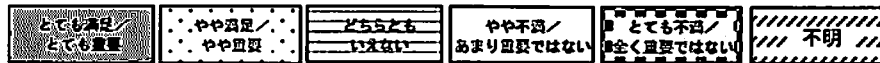
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	情報の交流が確保される

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移																							
市民アンケート調査「情報機器の利用で生活が便利になっている」と答えた市民の割合	↗	%	<p>H26目標値(81.8)</p> <table border="1"> <tr><th>年度</th><td>当初値</td><td>H17</td><td>H18</td><td>H19</td><td>H20</td><td>H21</td><td>H22</td><td>H23</td><td>H24</td><td>H25</td></tr> <tr><th>割合</th><td></td><td>78.8</td><td>80.4</td><td>80.9</td><td>82.7</td><td>80.5</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>		年度	当初値	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	割合		78.8	80.4	80.9	82.7	80.5				
年度	当初値	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25																
割合		78.8	80.4	80.9	82.7	80.5																				
基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績																					
情報通信機能の整備	市民アンケート調査「携帯電話を利用している」と答えた市民の割合	↗	%	82.0	81.9																					
	市民アンケート調査「家でインターネットを利用している」と答えた市民の割合	↗	%	65.0	68.0																					

市民満足度・重要度



【取組内容と成果】

公民館等公共施設におけるインターネット公共端末の利用サービスを行ったほか、もりおか地域SNSの運営により市民のオンライン上の情報交流を支援した。

【成果を押し上げた要因】

情報通信機器の高性能化や廉価化が進み入手しやすい環境になったことと、比較的高齢者層にも携帯電話等情報機器の普及が広がりはじめたことが考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

手軽に情報機器の入手ができ、操作性も向上した反面、不正アクセスや個人情報の漏えい等サイバー犯罪が増加しており、それらが不安要因となり目標減につながったものと考えられる。

【これからの課題】

・市民が安心して情報通信機器が使えるようサイバー犯罪等への対応に関する情報提供を関係機関・団体とともに行う必要がある。
・情報機器の利用率の増加に伴い、公共施設において気軽にネット環境が利用できるようWifiスポットを整備する必要がある。

【各主体に期待する役割】**○ 市**

・市内への均衡ある情報通信基盤整備のための取組、情報通信に関する市民への啓もう等

○ 国・県・他自治体

・国: 国内の均衡ある情報通信基盤整備等情報通信に関する制度等の改善、情報通信関連業界等への指導と支援
・県: 市町村の取組への支援等

○ 市民・NPO

・インターネット等情報通信機能の生活や活動への活用、非営利サービスの提供等

○ 企業・その他

・情報通信に関するサービスの提供とメニューの改善、安全性の確保、サービス利用コストの低廉化等

施策の柱 4 共に生き未来を創る教育・文化

4 - 1 将来を担う次世代の育成

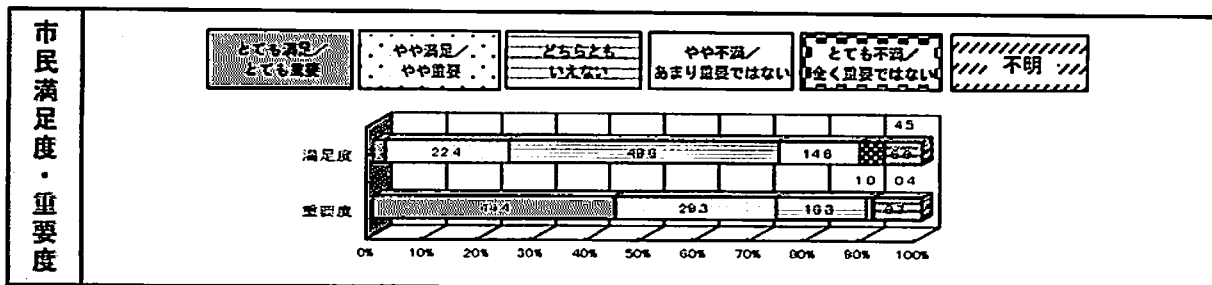
評価責任者名	教育部長 鷹野 徹
評価シート作成者名	教育次長 豊岡 勝敏

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
幼児、児童、生徒、青少年、教職員	知力・体力・豊かな人間性が身につく

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移			
			H25目標	H25実績		
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(小学校4年生)	↑	ポイント				
小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(中学校2年生)	↑	ポイント				
問題登校調査(不登校)の出現率	↓	ポイント				
体力運動能力(走・跳・投)の全国水準との比較(全国水準を上回っている種目の数)	↑	種目				
基本事業名	成果指標名(基本事業)		指標の性格	単位	H25目標	H25実績
幼稚園・小中学校教育の充実	小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(小学校4年生)	国語	↑	ポイント	施策の成果指標に同じ	
		算数	↑	ポイント	施策の成果指標に同じ	
	小中学校学力検査の全国水準(100)との比較(中学校2年生)	国語	↑	ポイント	施策の成果指標に同じ	
		数学	↑	ポイント	施策の成果指標に同じ	
	問題登校調査(不登校)の出現率	小学校	↑	ポイント	施策の成果指標に同じ	
		中学校	↑	ポイント	施策の成果指標に同じ	
	体力運動能力(走・跳・投)の全国水準との比較(全国水準を上回っている種目の数)	小学校	↑	種目	施策の成果指標に同じ	
		中学校	↑	種目	施策の成果指標に同じ	
体力運動能力調査の全国水準(100)との比較(小学校5年生)	男子	↑	ポイント	101.7	97.8	
	女子	↑	ポイント	102.7	100.5	
	体力運動能力調査の全国水準(100)との比較(中学校2年生)	男子	↑	ポイント	109.0	100.4
		女子	↑	ポイント	104.0	100.2
高等学校教育の充実	進学・就職進路達成率	↑	%	98.00	98.31	
	国公立大合格者数	↑	人	50	45	
	文科省新体力テストの全国水準との比較(得点平均値の差)	男子	↑	ポイント	5.20	4.82
		女子	↑	ポイント	4.10	5.11
教職員研修の充実	不登校発生率	↓	%	0.80	0.88	
	学校公開研究会参加者数	↑	人	1,650	2,752	
	教育研究所公開講座参加者数	↑	人	700	602	
学校施設の充実	公開講座参加者の満足度	↑	%	98.0	99.7	
	耐震化率	↑	%	81.66	79.24	
	耐震化が終了した小中学校数	↑	施設	41	35	
児童・青少年の健全育成	Is値0.3未満の建物	↓	棟	3	5	
	補導件数	↓	人	150	198	
	刑法犯少年件数	↓	人	282	103	



成果水準	やや低い	市民満足度	中位	目標値比較	高い
		指標の水準	やや低い	近隣比較	-
				経年比較	中位

【取組内容と成果】

学力向上については、標準学力検査の実施結果の分析をもとに「学力向上プロジェクト」による各学校での取組、指導主事による学校訪問指導等、教員の指導力向上のための取組を行った。その結果、中学校2年生の国語で多少の低下が見られたが、おおむね目標値に近い値となった。5段階による度数分布では、小学校においては4の段階を頂点とした分布状況を維持しており、中学校においては3の段階を頂点とした正規分布に近い状況となっている。

豊かな心の育成については、各学校における道徳教育・先人教育の推進、学校・家庭・地域が連携して「読書活動」「体験活動」「生活習慣の確立」の充実を図る教育振興運動の推進、問題行動の早期発見・早期対応を図ったことにより、不登校児童生徒の出現率は依然低い状況であり、いじめ等の問題にも適切に対応することができた。

体力運動能力の向上については、小学校では大きな変化は見られなかったものの、平成24年度と同様に96種目中39種目で全国水準を上回った。中学校では、1年生の状況は回復したが、2年生の低下により48種目中33種目で全国水準を上回るに留まった。

市立高等学校では、16年度から21年度まで第一次市立高校教育改革を実施した結果、国公立大学への進学率向上と就職内定率100%達成など目覚ましい成果を上げた。引き続き、文武両道の生徒指導を推進しながら、教育環境の変化に対応するため、25年度から32年度までの第二次市立高校教育改革基本方針を策定し、県内唯一の市立高校として特色ある校風の創出に努めた。25年度末における成果指標は、進学・就職進路達成率は98.31%、国公立大学合格者数は45名となっており、進学及び就職については、入学目的の明確な生徒に対する意図的かつ計画的な指導の積み重ねとPTA及び地域の支援により、実績値が向上した。また、新体力テストの全国水準との比較では、運動部活動の活性化を図るとともに、体育の授業や校内行事を通じた計画的かつ継続的な体力づくりの取組により、男子生徒は4.82ポイント、女子生徒は5.11ポイント全国平均を上回った。不登校の発生率は0.88%で目標値をわずかに下回った。

教職員の指導力の向上については、教育課題について具体的かつ実践的な解決を図るため、教育研究所で「公開講座」を長期休業中(夏・冬)に開設した。25年度は3日間で35講座を開設し、参加者は延べ602名であった。このほかに、初任者研修、経験2年経過研修会、先人教育研修会、養護教諭研修会及び教育研究所研究発表大会を実施している。これらの研修は、教員としての使命感の高揚や指導力の向上につながっている。

学校施設については、城東中学校及び城西中学校の校舎改築工事や下橋中学校、上田中学校及び仙北中学校の耐震補強工事により耐震化を図ったほか、土淵小・中学校屋内運動場建設工事を行った。維持管理については、学校施設の長寿命化を図るため、校舎等の修繕を実施し、適切な維持保全に努めた。

児童・青少年の健全育成については、市教育委員会としては、小学校、中学校及び高等学校それぞれの生徒指導連絡協議会を構成団体として「盛岡地域生徒指導研究推進協議会」を組織し、関係機関と連携を図りながら、取組を進めている。現在、警察、少年センター、県福祉総合相談センター等の関係者を招きながら、年4回の会議を開催し、いじめや携帯電話及びスマートフォンなど、青少年を取り巻く諸問題について講話を行うなど話題提供をしながら、情報交換及び協議を行っており、参加者は延べ500名を超えている。その結果、問題行動の予防や組織立った対応、関係機関と連携した対応が充実してきている。

【成果を押し上げた要因】

不登校生徒数は微増となったが、出現率の低さを継続しているのは、校内体制の整備や適応相談員の活用により、初期段階や別室登校生徒への適切な対応が図られ、1・3年生の新規の不登校生徒が増加しなかったことが要因である。また、適応指導教室「ひろばモリーオ」と学校のきめ細かな連携により、相談活動が充実し、学校復帰できたケースもあった。

児童・青少年の健全育成について、街頭巡回の時間の見直しを図ったことにより、24年度に比べ102件増加したが、刑法犯少年件数は37件減少していることから、犯罪の未然防止に一定の効果があつたものと推測される。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

体力運動能力の全国水準との比較において、中学校の実績値は回復しているが、全国水準を下回る種目が依然多い状況であり、小学校段階での体力運動能力の向上を図ることが課題である。

【これからの課題】

学力向上については、中学校の数学及び英語の学力をさらに向上させることが課題である。授業改善を図るため、教師の一方的な教え込みを止め、児童生徒の思考を促す発問や場の設定に、全市を上げて継続して今後も取り組む。また、題意を的確に読み取る力や作業スピードなど、学年の発達段階に応じた力を付ける指導も必要である。

豊かな心の育成については、道徳の授業の充実を図り、児童生徒の心を育てるとともに、学校での計画的、系統的な指導により、いじめなどの問題行動の未然防止に取り組む。また、学校全体での情報の共有化や教育相談体制の更なる充実を図り、問題行動の早期発見や不登校児童生徒の減少を図る。

体力運動能力については、体力向上研修会の実施、指導者の派遣による実技指導などにより、学校における体育の指導力の向上を図る。また、スポーツ推進課が推進する「盛岡市次世代体力・運動能力向上プロジェクト」と連携し、29年度までに盛岡市立全小学校においてSAQトレーニングに取り組むこととしている(26年度は、44校中25校で実施)。学校での体力向上の取組に加え、特に小学生の体力向上を図るため、帰宅後や休日の外遊びを家庭に奨励していく必要がある。

市立幼稚園における幼児教育については、今後の幼児教育の在り方を検討していくとともに、幼稚園教諭に対しての研修を実施し、指導力の向上を図っていく必要がある。

市立高等学校については、国公立大合格者数は前年より12人増加し45人で県内では14番目の進学校となり、また、就職率は10年連続し100%を維持しており、進学・就職進路達成率は、目標を達成していることからこの状況を維持していくとともに、今後も引き続き生徒の第一希望の進路達成に向けて取り組んでいく必要がある。また、26年度に第二次市立高校教育改革年度別計画を策定し、創立100周年を迎える32年度までの個別計画により、今後さらにソフト・ハードの両面から市立高校の存在価値を高め、より魅力ある学校となるよう改革を進めていく必要がある。

学校公開については、自主公開校の増減により、年度によって公開校数に違いはあるが、特にも市の指定校の研究・実践を充実させ、参加者数を増やしていく必要がある。

「公開講座」で開設する講座については、新学習指導要領の全面実施(23年度小学校・24年度中学校)への対応や「情報モラル」や「体力向上」といった今日的な教育課題に加え、教職員のニーズに応じた講座の内容や方法の改善を行うため、研修後のアンケート「研修について感想や要望等」欄(自由記載)から、研修の状況について具体的に把握し、工夫・改善を加えながら事業を展開していく必要がある。

学校施設については、計画的な維持補修に努めるとともに、「盛岡市立小中学校耐震化計画(非木造)」に基づき、木造施設を含め、27年度までに耐震化の完了を目指すものとする。

「盛岡地域生徒指導研究推進協議会」における情報提供及び協議については、小学校、中学校及び高等学校の児童生徒の発達段階を考慮しながら、携帯電話やスマートフォンに関することなど、引き続き今日的な課題等に対応していく必要がある。また、中学校区ごとでの連絡協議会による情報の共有、合同巡回指導、ボランティア活動など連携した活動を一層充実させるとともに、今後においても、「児童・青少年の健全育成」に係る事務事業の主管課である市民部男女共同参画青少年課と連携を図りながら、事業を推進していく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【幼稚園・小中学校の教育の充実】

幼稚園・小中学校の教育の充実においては、直接、園児・児童生徒の指導に当たっている各園・各学校の果たす役割が最も大きい。各園・各学校に対して指導、また、支援体制の充実を図らなければならない市教育委員会の役割も大きい。

【高等学校教育の充実】

盛岡市立高校は県内唯一の市立高校であり、市民の寄せる期待も大きい。市民の期待に応えるべく文武両道を基本に特色ある学校経営を進め、更なる教育水準の維持向上のために、教育環境を整備し円滑な学校運営の推進を図る必要があることから、市の役割は大きい。

【教職員研修の充実】

教職員の研修は、国・県・市が、それぞれ目的・対象等に応じ、役割を分担して実施している。

【学校施設の充実】

市立小中学校の耐震化率を向上させるため、校舎等の耐震工事を実施している。

【児童・青少年の健全育成】

青少年健全育成計画を策定し、学校、地域、行政、庁内各課が連携して青少年を取り巻く環境づくりの方向性を示している。

○ 国・県・他自治体

【幼稚園・小中学校の教育の充実】

学力向上に関しては、教育基本法、学校教育法、学習指導要領等により、国がその内容等を規定している。また、県においても、学校教育指導指針により、学校教育全般や各教科などの指導の要点を示している。また、国・県においては、学習指導要領の周知徹底のために、全教員を対象にした教育課程説明会を開催するほか、学力向上、不登校対策のための各種研修会等を開催している。

【高等学校教育の充実】

市立高校の充実発展のため、他の県立高校と連携を密に教育活動を進めている。また、教員の人事面においても、県立高校と一体となった人事が行われており、県とのかかわりも大きい。

【教職員研修の充実】

教職員の研修は、国・県・市が、それぞれ目的・対象等に応じ、役割を分担して実施している。

【学校施設の充実】

各市町村の小中学校の耐震化を促進するよう、財政的拡充の措置をしている。

【児童・青少年の健全育成】

将来を担う青少年の健やかな成長を促進するため、国・県では、人材育成、地域社会の形成などの施策を掲げている。

○ 市民・NPO

【幼稚園・小中学校の教育の充実】

幼稚園・小学校の教育の充実においては、その前提となる基本的な生活習慣の確立や、学ぼうとする意志の形成が重要である。このような点で、各家庭の果たす役割は大きいものがある。

【高等学校教育の充実】

市立高校における学校教育の充実のため、PTAや地域の方々からの様々な支援が積極的に行われている。

【教職員研修の充実】

教職員の研修内容によっては、市民・NPOに依頼し、研修の充実を図ることが必要である。ただし、その場合も、研修の実施主体は、国・県・市である。

【児童・青少年の健全育成】

家庭や地域が青少年健全育成の取組の中で果たす役割は大きい。

○ 企業・その他

【高等学校教育の充実】

市立高校の進路達成率は98.31%であるが、就職率は100%を維持しており、企業等の採用にかかる役割は大きい。

【教職員研修の充実】

教職員の研修内容によっては、企業・その他に依頼し、研修の充実を図ることが必要である。ただし、その場合も、研修の実施主体は、国・県・市である。

【児童・青少年の健全育成】

青少年に悪い影響を与える商品の販売を自粛するなど、企業としても果たすべき社会的責任がある。

施策の柱 4 共に生き未来を創る教育・文化

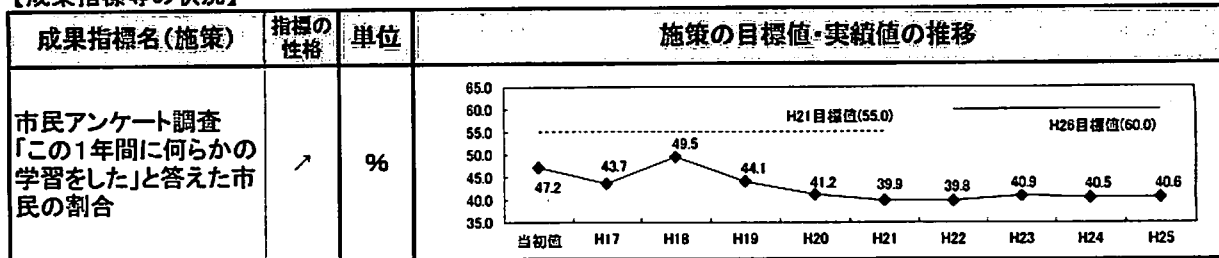
4 - 2 いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築

評価責任者名	教育部長 鷹野 徹
評価シート作成者名	教育次長 豊岡 勝敏

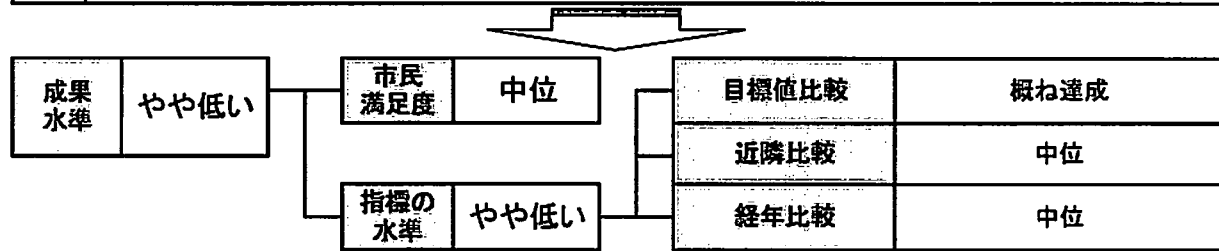
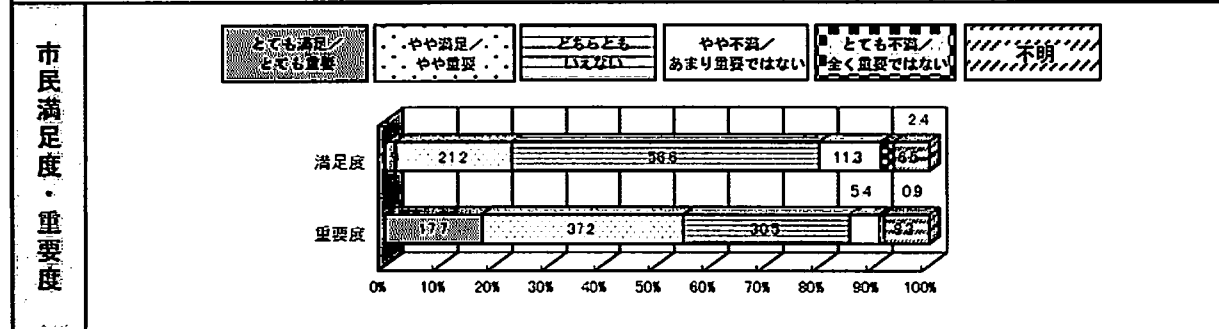
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	いつでもどこでも学ぶことができる

【成果指標等の状況】



基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
生涯学習推進体制の充実	生涯学習指導者登録数	→	人	700	357
	学習相談件数	↗	件	750	577
社会教育の充実	市の講座数	↗	講座	1,700	2,100
	講座受講者数	↗	人	142,000	119,289
社会教育施設の整備と活用	社会教育施設数	→	施設	20	20
	施設利用者数	↗	人	1,250,000	1,186,584



【取組内容と成果】

市のホームページに「講座募集情報」を掲載するなど、市民への学習情報の提供に努めている。また、特技や専門的な知識を有する市民を登録し、市民の学習会に派遣する事業、他の部局と連携した講座や大学等と連携した市民公開講座などを「学びの循環推進事業」として、中央公民館で実施し、生涯学習推進体制の充実に努めた。

生涯学習推進体制については、社会教育施設が相互に連携し、学習情報を提供したほか、学習相談に積極的に対応したところ、相談件数は平成23年度実績まで回復した。また、生涯学習指導者登録数については、新規登録者の希望者等を取り込んでいくも、登録の更新希望の調査を行ったところ大幅な減少となった。

社会教育の充実を図るため、各公民館を中心として、家庭教育支援、少年教育等の多様な講座・教室を開催したほか、学校や家庭、地域が連携し、学校支援地域本部事業などの事業にも積極的に取り組んだ。実施講座数及び講座受講者数は、事業の積極的開催と、市民の興味関心が高い内容を行うことにより、24年度実績を上回った。また、施設の利用者数においては、24年度より微減となっているが、例年の水準を維持している。

【成果を押し上げた要因】

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

市民アンケート調査結果によると、「この1年間に何らかの学習をした」と答えた市民の割合は、23年度が40.9%、24年度が40.5%、25年度が40.6%とほぼ横ばい傾向である。

総務省の世論調査では、この割合は上昇傾向にあるが、学習の対象となる活動等が具体的に例示されており、学習経験をより広くとらえた回答になっていると思われることから、本市の市民アンケートにおいても、学習のとらえ方を具体的に解説するなど、設問の意味が的確に伝わるよう工夫する必要がある。

【これからの課題】

内閣府では生涯学習に関する世論調査を20年度と24年度に実施しているが、24年度の結果によれば、健康やスポーツに関する学習、趣味的な学習、生活に役立つ技能、職業上必要な知識・技能のジャンルの学習経験が20年度の調査時点より増加しており、逆に、情報端末に関する学習が減少している。また、同調査における学習の形式の設問においては、自宅における書籍やインターネットを活用しての個人の学習が減少しており、公民館等公の機関が実施する講座への参加者が増加傾向にある。

今後は、こうした世論調査の傾向や市民ニーズを的確にとらえ、必要な講座を公民館等で実施するとともに、市民が生涯にわたって学習に主体的に取り組めるよう、生涯学習推進体制の充実に努めていく必要がある。

また、研修や講習会への参加等により職員の資質向上に努めるとともに、他部局や民間団体などとの連携を強化し、現代的な課題についてのプログラム開発などにより、講座内容の一層の充実に努めるほか、講座開設の情報についても、様々なメディアを活用して周知に努める。

さらに、市民が学習への興味・関心を高め、自発的に学ぶ環境を整備するためには、社会教育施設の安全かつ快適な管理運営が不可欠である。社会教育施設の老朽化による改修等を確実に実施するため、中・長期修繕計画に基づき、計画的に整備できるよう予算化に努める。また、市民サービスの向上や管理運営の効率化を図るため、施設の管理運営のあり方について引き続き検討する。

【各主体に期待する役割】

○ 市
【生涯学習推進体制の充実】 指導者や講座の学習に関する情報の収集・提供、学習相談への対応等、生涯学習推進体制を整える。 【社会教育の充実】 社会教育に関する多種多様な講座等を開催し、学習機会を提供する。 【社会教育施設の整備と活用】 社会教育施設の整備及び管理運営を行う。
○ 国・県・他自治体
○ 市民・NPO
【生涯学習推進体制の充実】 学習活動を自ら実践する。 【社会教育の充実】 社会教育に関する講座等に参加する。 【社会教育施設の整備と活用】 社会教育施設を利用する。
○ 企業・その他
【社会教育の充実】 指定管理者が多種多様な講座を開催し、学習機会を提供する。 【社会教育施設の整備と活用】 指定管理者による社会教育施設の管理運営を行う。

施策の柱 4 共に生き未来を創る教育・文化

4 - 3 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーションライフの実現

評価責任者名	市民部長 細川 恒
評価シート作成者名	市民部次長 沼田 由子

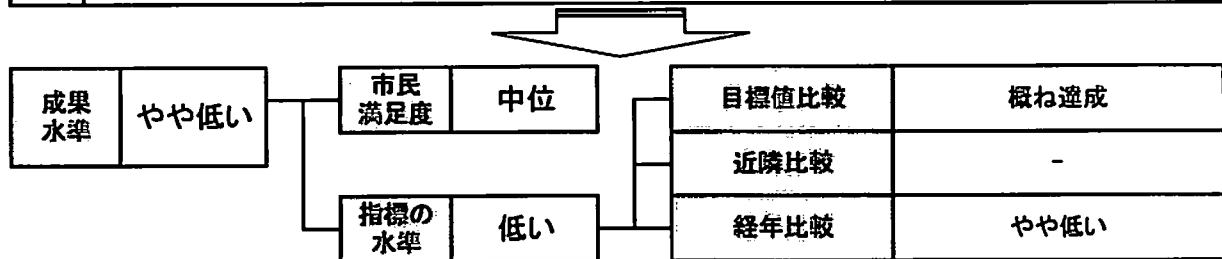
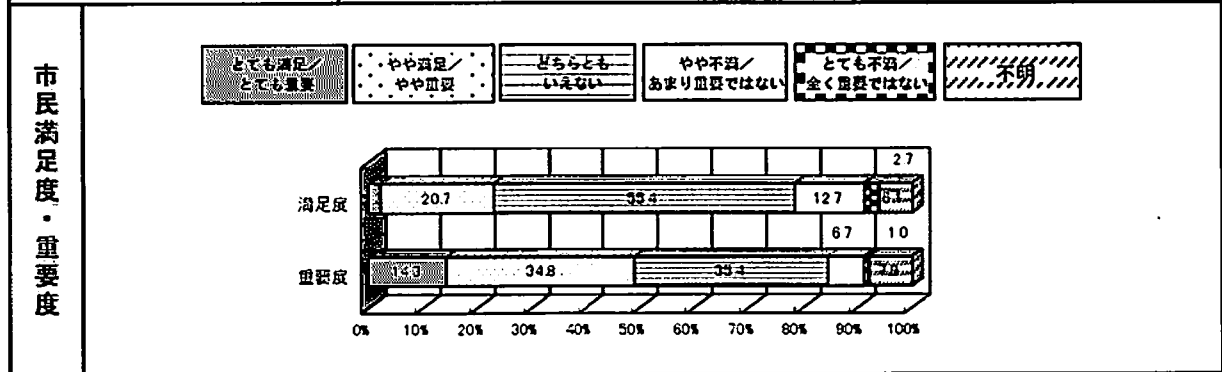
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	だれもが生涯を通して気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
市民アンケート調査 「週1回以上スポーツをしている」と答えた市民の割合	↑	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
スポーツ・レクリエーション活動の充実	市の事業数	↑	件	700	696
	事業参加者数	↑	人	189,000	189,813
スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用	市の施設数	↑	施設	32	33
	施設利用者数	↑	人	856,000	861,397



【取組内容と成果】

各競技団体や各体育施設の指定管理者等が、生涯スポーツの推進のため、これまで開催してきたスポーツ教室やスポーツ大会などの事業内容を精査するとともに市民ニーズを的確にとらえ新たな事業を追加し、より多くの市民が参加できる環境の整備により、参加者の増加に努めた。
またつなぎ多目的運動場及びつなぎスポーツ研修センターの整備により、スポーツに親しめる環境の整備に努めた。

【成果を押し上げた要因】

事業参加者については目標の189,000人を超えていることから、事業の増加及び事業の周知による参加者の増加が成果を押し上げた一因と考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

市民の健康維持・増進のためにはスポーツが有効な手段であることの意識の啓発が十分行き届いていないことや、スポーツに参画できるように各種スポーツに関する情報発信及び情報システムの利便性の向上が進められていないことが考えられる。

【これからの課題】

平成24年度に策定した「盛岡市スポーツ推進計画」に基づく施策を実施していく。
28年の希望郷いわて国体の開催及び競技力の向上を図るため施設の整備及び改修を推進していく。一方、公共施設のアセットマネジメントの考え方にに基づき25年度に策定した「スポーツ施設の適正配置計画」に基づき施策を実施していく。
また、盛岡市、盛岡市体育協会、競技団体、スポーツ推進委員、総合型地域スポーツクラブ等の連携を強化し、スポーツを支える環境整備を進めるとともに、スポーツに関連した新たな需要に対応できるスポーツ推進体制を構築していく。

【各主体に期待する役割】**○ 市**

【スポーツ・レクリエーション活動の充実】
スポーツや事業に関する情報の提供
【スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用】
施設の管理運営と整備

○ 国・県・他自治体

【スポーツ・レクリエーション活動の充実】
スポーツや事業に関する情報の提供
【スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用】
施設の管理運営と整備

○ 市民・NPO

【スポーツ・レクリエーション活動の充実】
事業への参加と新たなスポーツへの取組
【スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用】
施設の利用

○ 企業・その他

【スポーツ・レクリエーション活動の充実】
スポーツや事業に関する情報の提供
【スポーツ・レクリエーション施設の整備と活用】
施設の管理運営と整備

施策の柱 4 共に生き未来を創る教育・文化

4 - 4 豊かな心を育む芸術文化活動の支援

評価責任者名	市民部長 細川 恒
評価シート作成者名	市民部次長 沼田 由子

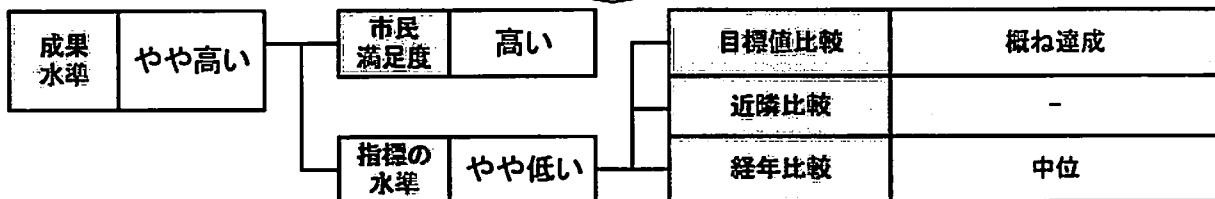
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	芸術文化活動に親しむ機会が確保されている

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移			
市民アンケート調査 「この1年間に何らかの 芸術文化活動に参加した」と答えた市民の割合	↗	%				
基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績	
芸術・文化活動の充実	芸術文化事業鑑賞者数	↗	人	36,000	28,372	
	文化会館活動事業参加者数	↗	人	11,000	10,741	
文化施設の整備と活用	文化会館平均利用率	↗	%	76.50	72.31	
	文化会館利用者数	↗	人	430,000	432,906	

市民満足度・重要度



【取組内容と成果】

4館の文化会館において、指定管理者による管理運営の下、それぞれの特性や地域性を生かした芸術鑑賞事業や文化会館活動事業を展開するとともに、共催や後援を通して市民の発表機会の支援に努め、市民の芸術文化活動の推進を図ったものの、芸術鑑賞事業の鑑賞者数及び文化会館活動事業参加者数は、目標値を下回った。
施設については、良好な施設環境を維持するため、指定管理者において、サービス向上に向けた工程表を作成し、年次事業計画に具体的項目を明記して、段階的にサービス向上に努めているが、文化会館利用者数及び文化会館平均利用率は、目標値を下回った。

【成果を押し上げた要因】

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

昨年度より、微増となったものの、目標を下回った。近年の社会経済状況が要因と思われる。

【これからの課題】

【芸術・文化活動の充実】

市民の意向を基本に、それぞれの館の特徴を生かしつつ、広範で優れた芸術鑑賞事業の展開及び市民の文化活動支援を推進するとともに、各種講座等を通して市民が芸術文化に親んでもらう機会の拡大に努める。

【文化施設の整備と活用】

各館とも施設や設備に経年劣化が見られるが、財政事情から計画的な修繕を実施できない状況にある。舞台設備の故障及び劣化等は、人命を危険にさらす可能性や公演等の即時中止につながる恐れがあるため、緊急性のあるものについては、早期に対応する必要がある。また、市民ニーズの把握に努め、サービスの向上を図っていく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【芸術・文化活動の充実】

芸術鑑賞機会を提供する。芸術文化活動の振興と情報を提供する。

【文化施設の整備と活用】

施設の管理運営と整備を行う。

○ 国・県・他自治体

【芸術・文化活動の充実】

芸術鑑賞機会を提供する。芸術文化活動の振興と情報を提供する。

【文化施設の整備と活用】

施設の管理運営と整備を行う。

○ 市民・NPO

【芸術・文化活動の充実】

芸術を鑑賞する。芸術文化活動に参加する。

【文化施設の整備と活用】

施設を利用する。

○ 企業・その他

【芸術・文化活動の充実】

企業メセナとしての芸術文化の支援。

【文化施設の整備と活用】

施設を利用する。

施策の柱 4 共に生き未来を創る教育・文化

4 - 5 歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用	
評価責任者名	教育部長 鹿野 徹
評価シート作成者名	教育次長 豊岡 勝敏

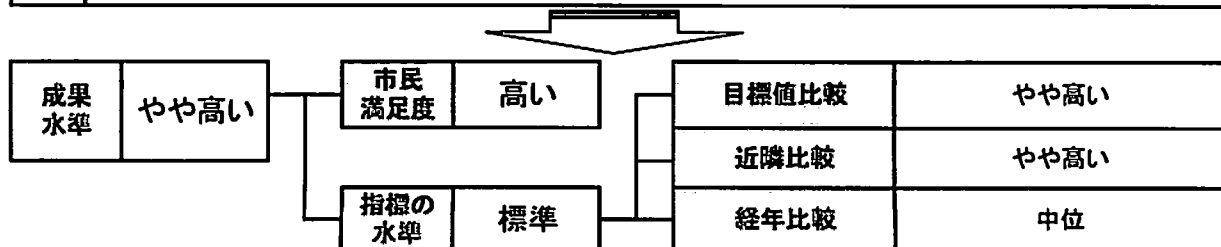
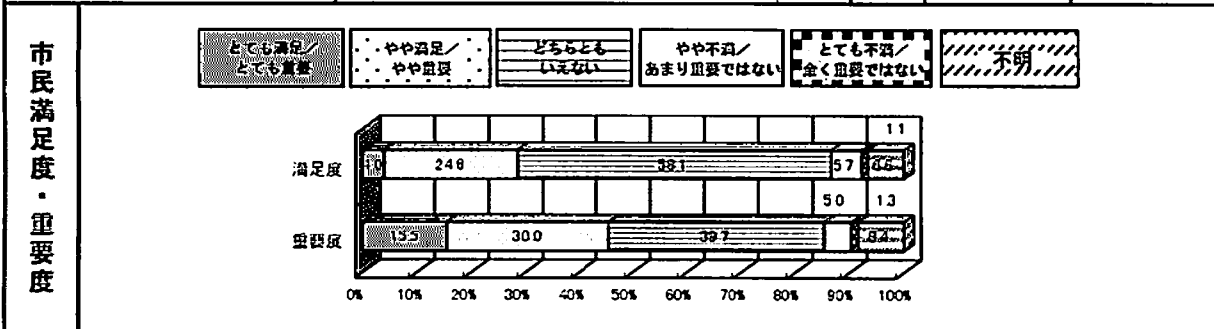
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民 歴史的文化遺産	歴史的文化遺産を保護・活用する

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
文化財数 (国・県・市指定)	↗	件	
アンケート調査「盛岡の歴史・文化財に興味関心がある」と答えた市民の割合	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
歴史的文化遺産の保護と活用	文化財数(国・県・市指定)	↗	件	施策の成果指標に同じ	
	市保存建造物数	↗	件	23	23
	歴史・文化資源(石碑・記念碑・歌碑など)累積調査件数	↗	件	9,711	9,601
博物館施設の整備と活用	博物館施設入館者数	↗	人	330,000	360,437



【取組内容と成果】

31件の歴史文化資源の調査を行い、1件5点が県の文化財に指定され、市の指定候補物件のうち2件23点を市の文化財として指定した。また、指定文化財の管理者に対する維持管理費補助金の交付による維持保存、文化遺産の継承に努めたほか、近代化遺産建造物の公開事業などを実施し、文化財に対する市民の理解の促進を図った。

また、国指定史跡「志波城跡」の整備、「盛岡城跡」石垣の変位調査等を行い、史跡の保護に努めるとともに、「志波城まつり」を開催し、史跡の活用を図った。

博物館施設については、遺跡の学び館及び歴史民俗資料館を直営で、原敬記念館、先人記念館及びもりおか歴史文化館を指定管理により運営し、常設展示及び企画展示を行うことにより、市の歴史や文化を広く紹介した。

また、太田・本宮地区に集中している博物館等5施設が、県立美術館と連携を図り、共同でのイベントや情報発信を行い、各施設の利用促進を図った。

博物館施設の入館者数については、「東北六魂祭」等の終了により、前年度実績よりは減少したものの、目標値を上回った。なお、指定管理者制度による運営は、良好であった。

【成果を押し上げた要因】

東北六魂祭や岩手ディスティネーションキャンペーンは終了したものの、各館の企画により、入館者数の減少を最小限にできた。特にもりおか歴史文化館では、入館者の減少する冬場の企画展が好評であった。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

文化財数と調査件数については、歴史文化資源調査の1件当たりの調査点数が多く、成果指標である件数に結びつきにくかった。

【これからの課題】

主要な史跡について、計画的な保存管理に努めるとともに、継続的な活用を図っていく必要がある。また、年々増加する歴史・文化資料及び情報を蓄積する手段や手狭になっている資料等の保管施設の確保が必要である。

各博物館が魅力ある企画展・イベントの実施や、博物館施設の連携を図ることにより、地域における施設の認知度が向上し、入館者の増加につながることから、今後も、各博物館施設の特色を生かすとともに、関係施設との連携を強化していく等、一層の工夫が必要である。

指定管理者制度に移行した施設については、市民サービスの向上と管理運営の効率化のため、指定管理者と連携を図るとともに、適切な指導を行っていく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【歴史的文化遺産の保護と活用】

歴史的文化遺産の保存・維持のため、情報収集及び蓄積を図り、正確に伝えるとともに、市民や所有者へその保護と活用について助言指導を行う。

【博物館施設の整備と活用】

歴史文化資料の収集・調査・活用・保管を充実させ、市民が郷土の歴史や先人の功績に触れる機会をつくる。

○ 国・県・他自治体

【歴史的文化遺産の保護と活用】

歴史的文化遺産の保存・維持のため、専門的な指導及び助成を行う。

【博物館施設の整備と活用】

博物館運営及び整備に関する専門的な指導を行う。

○ 市民・NPO

【歴史的文化遺産の保護と活用】

文化財の所有者・管理者の文化財に対する理解は、その保護・保全の基本である。地域の歴史的文化遺産の保護と活用を図り、まちづくりに生かしていく場合にも大きな力となる。

【博物館施設の整備と活用】

地域固有の歴史文化資源及び郷土が輩出した先人について学び、歴史文化への理解を深める。

○ 企業・その他

施策の柱 5 活力ある産業の振興

5 - 1 活力ある農林業の振興

評価責任者名	農林部長 伊藤 純
評価シート作成者名	農林部次長 畑澤 修一

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
農業者・林業者	安定した生産所得が得られる

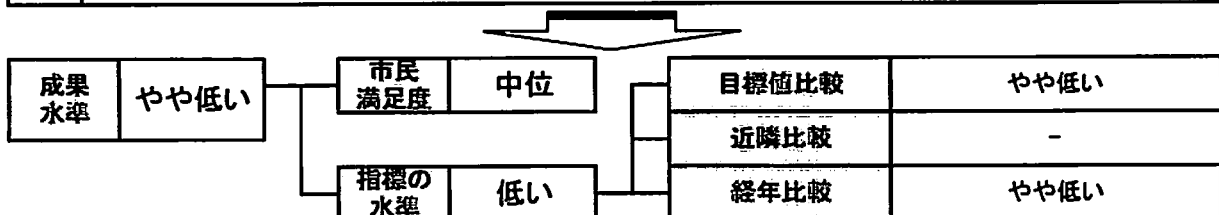
【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
農業純生産額	↗	百万円	
林業純生産額	↗	百万円	
販売農家従事者数	→	人	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
生産意欲と技術の向上	都市・農山村交流人口	↗	人	1,853,000	1,231,058
	農業純生産額	↗	百万円	施策の成果指標に同じ	
	林業純生産額	↗	百万円	施策の成果指標に同じ	
生産基盤の整備	水田面積	→	ha	4,183	4,172
	畑作面積	→	ha	2,470	2,428
	樹園地面積	→	ha	478	471
	民有林	→	ha	48,336	48,168

市民満足度・重要度

とても満足 / とても重要	やや満足 / やや重要	どちらとも / いえない	やや不満 / あまり重要ではない	とても不満 / 全く重要ではない	不明
---------------	-------------	--------------	------------------	------------------	----



【取組内容と成果】

【取組内容】

- ①担い手への農地の利用集積促進や、農業経営の効率化と安定化に努めたほか、3名の「農業支援マネージャー」の配置などにより担い手の育成・確保に努めた。
- ②安全・安心な食料への消費者ニーズの高まりに応え、米やりんごの減農薬・減化学肥料による栽培を促進するほか、「盛岡市農業まつり」などを通じ地域農畜産物の販売促進に努めた。
- ③農業用水路などの農業施設の維持管理や、農村地域の生活環境の保全に向けた地域一体となった取組を促進した。また、国の中山間地域等直接支払事業を活用し、耕作放棄の防止と農地の多面的機能の維持・確保に努めた。
- ④地域特産物として短角牛、アロニア、行者ニンニクなどの生産及び消費拡大の推進を図ったほか、産直活動や都市・農山村交流を活発化し、農山村地域の活性化に努めた。また、ユートランド姫神、都南つどいの森、外山森林公園、やぶかわ体験農園や民間活動等を通じた農林業体験や、イベントの開催によりグリーンツーリズムを推進した。
- ⑤市食育推進計画に基づき、農業分野において食料と農業についての知識を啓発した。
- ⑥食料自給率の向上に向け、農業委員会等と連携し、耕作放棄地の解消に向けた取組を行った。
- ⑦薮川地区全体の活性化を推進するため、「薮川地区農村交流センター」を整備した。
- ⑧6次産業化による、地場農畜産物の高付加価値化と販路の開拓に努めた。
- ⑨経営所得安定対策を活用した飼料用米や加工用米など新規需要米の生産拡大を図るとともに、農地の有効活用に努めた。
- ⑩健全な森林の育成を促進するとともに、「市産材流通推進アクションプラン」に基づき市産材の安定供給と地域林業の活性化に取り組んだ。

【成果】

農業純生産額は前年度比100.1%、林業純生産額は前年度比40.8%だった。販売農家従業者数は年々減少傾向にある。

【成果を押し上げた要因】

農業純生産額が、県全体の中で当市の上げ幅が多かったのは、都市型農業の特性が生かされたものと考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

- ・林業純生産額は、実績値が目標を下回っており、前年度から約59%減少している。これは東日本大震災により沿岸の合板工場が被災した影響が大きいと思われるが、増減の要因は、地域で営む素材生産業の伐採対象がどこの市町村になるかで変動するものであり、長期的な視点でとらえていく必要がある。
- ・販売農家従業者数が年々減少していることは全国的な傾向であり、農業経営者の高齢化や担い手不足が主な原因であるが、農産物の価格低迷や都市開発事業の増加も一因と考えられる。

【これからの課題】

県内最大の消費地である地域特性を生かした都市型農林業の展開と、持続可能な農林業による食料自給体制の強化や資源循環型社会の実現に向け、次の課題がある。

- 1 高齢化や後継者不足、耕作放棄地増加など地域における「人と農地の問題」への対応
- 2 農業基盤施設の整備促進及び長寿命化等適正な維持管理
- 3 経営所得安定対策や中山間地域等直接支払制度等の活用
- 4 減農薬、減化学肥料による特別栽培など環境保全型農業の促進
- 5 農商工連携や6次産業化、ブランド化による農畜産物の高付加価値化と販路拡大及び産直施設の経営強化への支援
- 6 有機物資源活用施設の有効利用の促進
- 7 シカ等新たな有害鳥獣被害への対策の強化
- 8 市産材利用拡大による地域林業の活性化と健全な森育成
- 9 松くい虫被害地域の拡大阻止
- 10 原子力発電所事故に伴う放射性物質拡散への対策

【各主体に期待する役割】

○ 市

持続的な農林業の発展のため、国・県・市が一体となって支援していく必要がある。

○ 国・県・他自治体

持続的な農林業の発展のため、国・県・市が一体となって支援していく必要があるが、その中でも国の役割は大変に大きい。

○ 市民・NPO

都市と農山村との交流のためにはNPOや市民の参画が必要である。
また、農林産物の消費の面では、消費者の理解が必要とされ、市民が地域農業を支えていく必要がある。

○ 企業・その他

生産性・収益性の高い農林業の経営のため、農業者・農業協同組合・土地改良区等の農業者組織や林業者・森林組合等林業者組織が経営努力をしながらそれぞれの役割を果たしていく必要がある。
また、農林産物の流通においては、企業の理解が必要である。

施策の柱 5 活力ある産業の振興

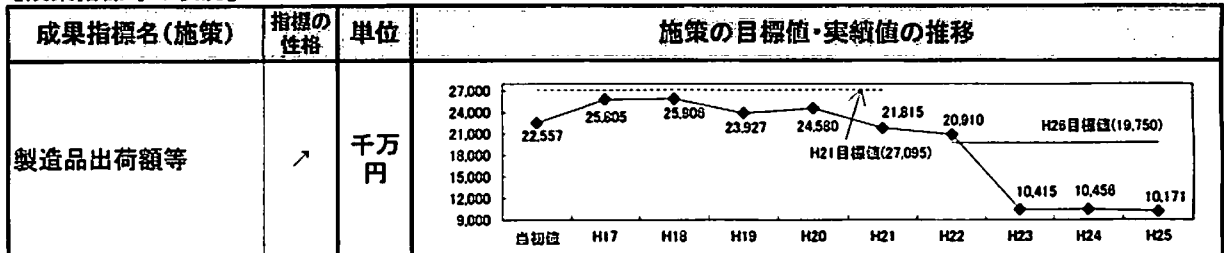
5 - 2 まちに活力を与える工業の振興

評価責任者名	商工観光部長 村井 淳
評価シート作成者名	商工観光部次長 沼田 秀彦

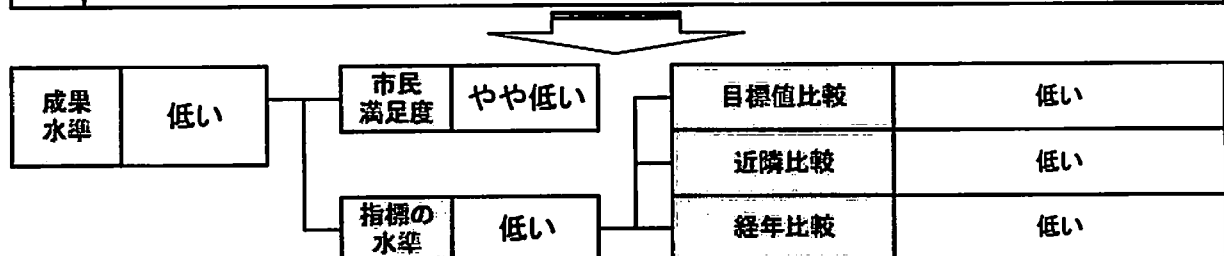
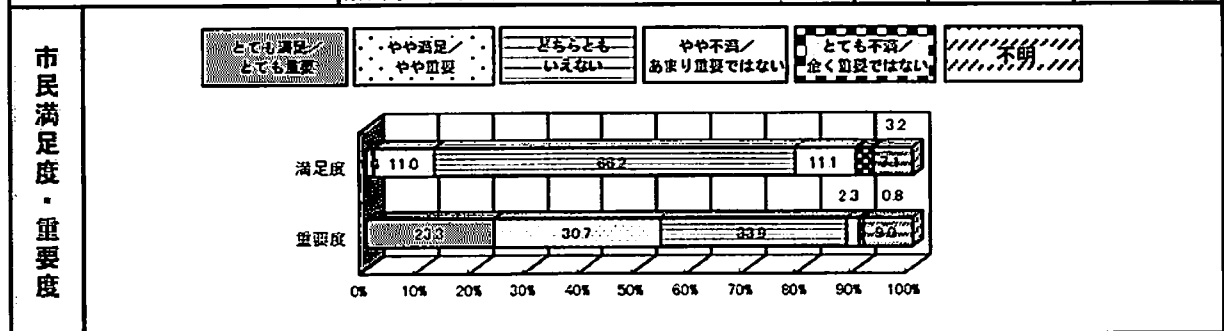
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
製造業者	製品出荷額等が増加する

【成果指標等の状況】



基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
産学官連携の強化	共同研究により製品化された新技術等累計件数	↗	件	37	40
工場集団化の推進	市内での企業団地移転社数	↗	社	1	0
起業家の支援	創業者数(累計:市産業支援センター、県産業振興センター、岩手大学など)	↗	人(社)	82	79
中小企業の経営力の強化	経営改善等研修会の参加者数(商工会議所、商工会など)	↗	人	1,367	1,081



【取組内容と成果】

工業振興基本事業のうち、①「産学官連携の強化」については、岩手大学構内に平成19年8月に開設した市産学官連携研究センター(通称コラボMIU)をその拠点として、連携研究センター入居企業の研究開発支援や、大学・公設試験研究機関との共同研究を行う企業への助成のほか、盛岡市・岩手大学連携推進協議会(18年11月に組織した連携推進会議を20年7月改組)を開催するなどし、産学官連携の強化を図った。

②「工場集団化の推進」については、盛岡テクノパークへの入居企業開拓のため、市内金融機関へ情報を提供や製造業を主に訪問し宣伝・紹介を行うとともに、不動産鑑定評価の見直しを行ったが、入居には至らなかった。

③「起業家の支援」については、25年度から指定管理制度を導入した産業支援センターをはじめ、従来から指定管理制度を導入している産学官連携研究センター及び新事業創出支援センターにおいて、指定管理者と連携して入居者の支援を行うとともに、起業家塾の開催や地域の起業家の発掘・育成(矢巾町、滝沢市共同事業)に努めるほか、コラボMIUに配置したIMの指導等により、きめ細かな起業家支援を行った。

④「中小企業の経営力の強化」については、20年10月来の国内金融収縮に対処するため、国のセーフティネット保証に対応して、県信用保証協会保証付の市融資制度利用者に対して信用保証料の全額を引続き市で負担し、セーフティネット保証認定件数が25年度65件(24年度:36件, 23年度:289件)となったほか、東日本大震災緊急保証認定が23年度に創設され、25年度163件(24年度:227件, 23年度:537件)の認定を行い、市が行う保証料負担及び関連事務の措置により雇用及び産業牽引の一担い手である中小企業の体力持続の支援に寄与したものと考えている。

【成果を押し上げた要因】

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

バブル崩壊後、全国的に景気の低迷が続いたことによる国内市場の縮小やグローバル経済の進展などを背景に製造業の空洞化が進んでいた中で、当市では22年にJT盛岡工場が撤退したことにより、製造品出荷額等が大きく減少したことが大きな要因であり、その後東日本大震災が発生したことも要因となっている。25年度は日銀の金融緩和政策を含む政府の経済政策により円安株高を背景に輸出関連企業を中心に経済は回復基調で推移しているが、地方経済までは波及していない状況である。

【これからの課題】

中小企業の経営上、経営基盤の安定のためには、資金調達に重要であり経済環境の悪化による支援として、雇用及び産業牽引の担い手である中小企業の体力維持を図るため「県保証協会保証付の市及び一部県の融資制度利用者に対し信用保証料の一部又は全部を市で負担する」支援を継続することが必要である。また、24年度に策定した盛岡市工業振興ビジョンに掲げるアクションプランの着実な推進が求められる。

基調的には回復を続けている地域経済を持続させるために、空き区画のあるテクノパークへの入居を推進するため企業に対する積極的な誘致活動を行う必要がある。さらには、市産業支援センター、市産学官連携研究センター、市新事業創出支援センターでの一連の起業化支援、新技術・開発支援及び製品試作支援など、各ステージでの支援を継続的に行いながら、岩手大学を主とする大学等との産学官連携を一層強化することにより、他都市との差別化を一層図ることが必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

関係機関と連携して、企業の経営基盤の強化を支援する役割のほか、積極的な企業誘致とその受け皿を整備するとともに、工業振興の方向性を示し、具体的な施策を推進する役割がある。また、整備した起業化等の支援施設の管理等を通じて、産学官連携を強化し、創業や企業成長を応援する必要がある。

○ 国・県・他自治体

法令及び条例等を通じて、工業振興の方向性を示すとともに、必要な補助制度等を通じた支援策を提供する役割がある。また、事例紹介や情報提供などのほか、自治体等の相談を受ける役割のほか、広域的な視点から企業が活動しやすい環境を整えていくことが期待されている。

○ 市民・NPO

○ 企業・その他

地域産業の主役として、自らの成長が地域産業の活性化に繋がることを認識するとともに、自らの経営資源を最大限に生かし、技術力・マーケティング力の更なる向上、異業種・異分野交流、新製品開発、新事業展開、経営基盤の強化、経営革新等に積極的に取り組み、成長に向けた自助努力を続けていくことが期待されている。

施策の柱 5 活力ある産業の振興

5 - 3 多様で活発な商業・サービス業の振興

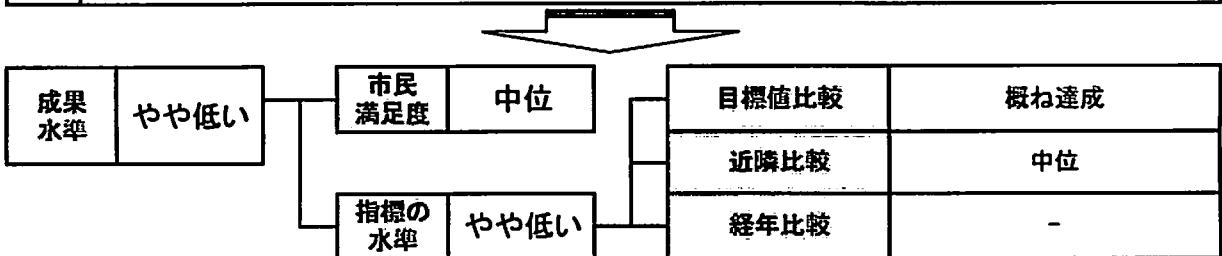
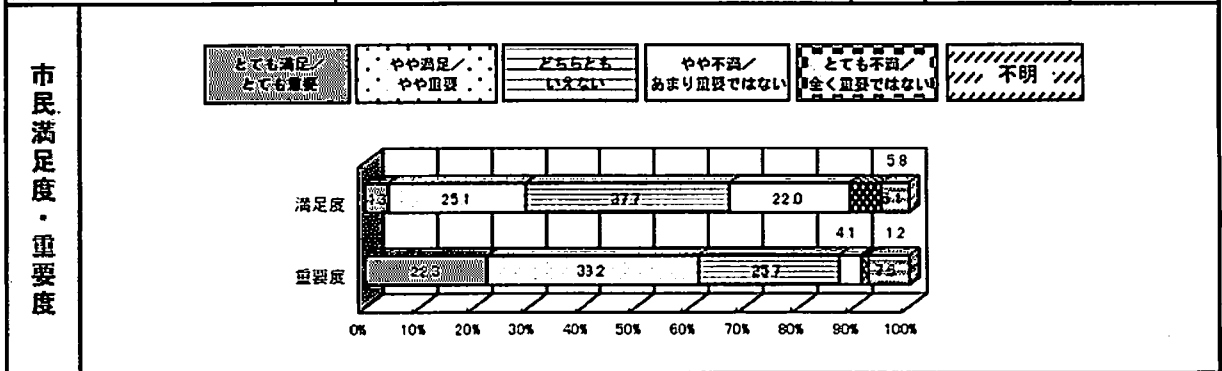
評価責任者名	商工観光部長 村井 淳
評価シート作成者名	商工観光部次長 沼田 秀彦

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
商業・サービス事業者	卸・小売の年間販売額が拡大される 多様なサービスが提供できる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移		
卸・小売の年間販売額	↗	億円			
サービス業の事業所数	↗	事業所			
基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
魅力ある商店街の形成支援	中心市街地の小売年間販売額	↗	百万円	75,560	68,272
物流ネットワークの充実	卸売・運輸・通信業数	↗	事業所	1,788	1,619
情報等、多様なサービス業の振興	サービス業の従業者数	↗	人	52,324	53,158



【取組内容と成果】

「盛岡市中心市街地活性化基本計画」が平成24年度末で計画期間が終了したことから、新たに「第2期盛岡市中心市街地活性化基本計画」を策定し、25年11月に国の認定を受けた。第2期計画では、「商店街の賑わいや魅力を楽しむ中心市街地」、「暮らしやすさを感じる中心市街地の形成」、「盛岡の歴史や文化に触れる中心市街地の形成」の基本方針に基づき、計画を推進することとしている。25年度は、第1期計画の総括から、回遊性を向上させるため、新たに「もりおかまちなか(ラリー)検定事業」を実施したほか、商店街の魅力向上のために「もりおかまちなかセミナー(もりゼミ)開催事業」や「商店街組織強化支援事業」等を市商店街連合会や盛岡まちづくり株式会社等の商工団体と連携して取り組むとともに、22年度に制定した「盛岡市商店街等の活性化に関する条例」の周知等を図った。これらの取組により、サービス業の従事者が増加したものの、経済情勢の悪化による全国的な消費の落ち込み、郊外への大規模店舗の出店に伴う中心市街地への求心力の低下などにより、市全体の卸・小売の年間販売額は減少傾向にある。

【成果を押し上げた要因】

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

卸・小売の年間販売額が、目標値とギャップがあるのは、卸・小売の事業所数は、19年に比して約28%減少(19年:3,896事業所、24年:2,819事業所)していることが主要因と考えているが、卸の機能が他県へ移動したこと等や、デフレの影響・人口減少もその背景にあると考えている。また、サービス業の事業数に係るギャップについても、卸・小売の事業所数の減少が大きな要因として考えられる。

【これからの課題】

郊外型大型店や大店立地法に基づく出店が増加傾向にある反面、復興特需を背景とした景気の持ち直しがあるものの、商店街における商店数、従業員数、年間販売額及び来街者の減少傾向が続くと見込まれることから、第2期計画を策定した。計画に位置付けられた事業の着実な実施により、にぎわいの創出や回遊性の向上を図る必要がある。また、岩手医大附属病院の移転が周辺商店街に影響を及ぼすことが想定されるため、当該跡地の活用を検討する必要があるほか、商店街活性化条例の趣旨により、商店街が主体的に活動する環境を整備する必要がある。なお、住居の近くに生鮮食料品等のスーパーがなく、高齢者の多い地区における、買物の利便性確保等の取組は、引き続き盛岡商工会議所等との連携により、地域住民を主体にした仕組みの構築が必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

第2期計画の推進を担うとともに、市民、商店街団体、事業者及び経済関係団体と連携し、かつ、協働して、商店街や業界に対する指導や助成制度等を通じた商業・サービス業の振興の役割を担う。

○ 国・県・他自治体

法律等を通じて、商業・サービス業の振興の方向性を示すとともに、必要な補助制度等を通じた支援策を提供する役割がある。また、事例紹介や情報提供などのほか、自治体等の相談を受ける役割もある。

○ 市民・NPO

○ 企業・その他

商店街団体は、魅力ある商店街の形成に努めるとともに、消費者の利便性の向上を図るため、商店街の環境整備に努める役割がある。また、事業者は、商店街団体への積極的な加入に努めるほか、商店街団体等が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担も吹くまで積極的に参画するよう努める必要がある。また、経済関係団体は、事業者及び商店街団体に情報の提供、指導その他の支援を行うとともに、市等と連携し、振興施策の施策の実施に努める役割がある。

施策の柱 5 活力ある産業の振興

5 - 4 地域資源をいかした観光・物産の振興

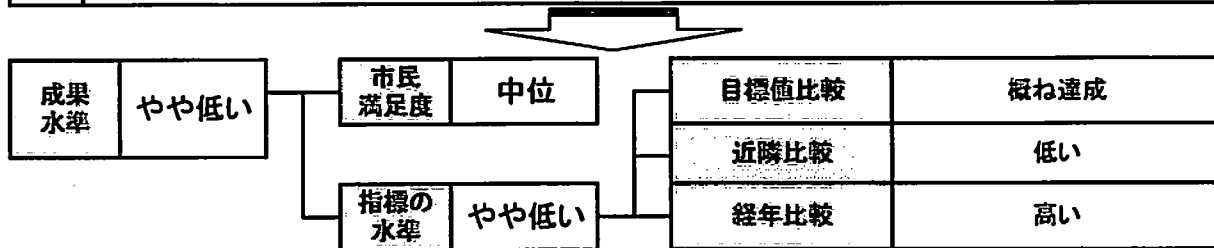
評価責任者名	商工観光部長 村井 淳
評価シート作成者名	商工観光部次長 沼田 秀彦

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
国内外の人、市民	より多くの人に盛岡を訪れてもらう

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移			
観光客入込数	↗	万人回				
基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績	
観光地づくりと観光客の誘致	観光客入込数	↗	万人回	施策の成果指標に同じ		
観光交流の推進	観光客入込数	↗	万人回	施策の成果指標に同じ		
魅力あふれる物産の振興	観光客入込数	↗	万人回	施策の成果指標に同じ		
市民満足度・重要度						



【取組内容と成果】

平成25年度は、東日本大震災からの復興元年に位置付けられた24年度に引き続き、観光交流人口の増加に向けて、地域資源を活用した観光地づくりを推進するとともに、誘客宣伝や「盛岡さんさ踊り」「チャグチャグ馬コ」「盛岡秋まつり・山車」など祭り・イベントの充実、広域連携による滞在型観光の促進、被災地の復興情報の発信や沿岸と内陸を周遊する旅行プランのコーディネートを行う復興推進事業などの取組を実施した。また、世界遺産登録された平泉の誘客効果を全県に波及させるため、県や平泉町との観光連携の取組を継続して実施するとともに、盛岡特産品ブランド認証商品の情報発信、特産品の販路拡大や競争力強化に向けた取組を推進した。

このほか、本県単独では32年振りの開催となった前年の「いわてデスティネーションキャンペーン」の効果継続に向けて、アフターキャンペーンとなる「うまっ！いわて観光キャンペーン」に全県単位で取り組むとともに、5月に福島市で開催された東北六魂祭や、9月に東京・府中市で開催された「スポーツ祭東京2013(東京国体)」の開会式・開会イベントで盛岡さんさ踊りを披露するなど、「東北・岩手・盛岡」の魅力を全国に発信した。

これらの取組のほか、NHKドラマ「あまちゃん」が社会的ブームとなったことも追い風となり、25年の観光客入込数は、いわてデスティネーションキャンペーンや東北六魂祭の盛岡開催などで観光客の入込増が顕著であった前年を上回る472万人回となった。

【成果を押し上げた要因】

上半期は、全県単位で取り組んだ「うまっ！いわて観光キャンペーン」や、NHKドラマ「あまちゃん」が社会的ブームとなったことの波及効果により、観光客の増加につながった。下半期も好調を維持し、観光客入込数は年トータルで前年を上回る結果となった。特に、市街地については、「あまちゃん」放映開始直後の5月は前年比125%を記録し、その後も10月まで安定した入込数を維持するなど、「あまちゃん」の誘客効果が成果向上に大きく寄与した。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

25年の入込数の目標を24年実績471万人回の2%増となる480万人回に設定したが、春から秋にかけては市街地の入込が好調で、全市トータルでも前年比増となったものの、冬期の入込がふるわず、年トータルでは前年比微増の472万人回にとどまった。なお、8月の大雨により、つなぎ温泉街が甚大な被害を受け、一部の宿泊施設は秋口まで休業を余儀なくされるなど、その影響は長期間に及んだ。これにより、つなぎ地区の入込数は対前年比90%にとどまることとなり、目標達成に至らなかった要因の一つと考えられる。

【これからの課題】

①教育旅行の誘致促進

25年の来訪校数は教育旅行統計開始以降最多を記録した前年並みを維持し、北海道からの来訪も戻りつつあるが、北海道の中学校はエア解禁で訪問先再考の動きもあるため、引き続き積極的な誘致活動を行う必要がある。

②外国人観光客の回復

東日本大震災で半減した外国人観光客は着実に回復しつつあるが、いまだ震災前の水準には達しておらず、引き続き広域連携による誘致活動を積極的に推進する必要がある。

③宿泊客の増加策と冬季観光の振興

宿泊客数は震災以降、復興需要などで4年連続増加となったが、長期的に減少傾向にあり、特に、つなぎ地区の落ち込みが著しいほか、冬季の入込が不振なことから、宿泊客の増加策と冬季観光の振興に向けた取組が必要である。

④選ばれる訪問先となるための取組

26年度に北陸新幹線の長野・金沢間、27年度に北海道新幹線の新青森・新函館北斗間の開業を控え、観光客から選ばれる訪問先となるため、一層の魅力向上が必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・情報発信・広報宣伝活動
- ・北東北広域観光推進のための組織づくり、県境を越えた関係自治体とのネットワークづくり
- ・観光関係団体のコーディネーター機能
- ・市民グループやNPO団体、ボランティア団体などとの連携・協働
- ・観光推進計画の管理、計画のフォローアップ

○ 国・県・他自治体

- ・観光振興のための総合支援・調整
- ・観光振興に係る広域連携、物産振興の推進
- ・県境を越えた東北エリアの観光推進・共同事業

○ 市民・NPO

- ・ボランティア・NPO活動
- ・「おもてなし」の向上
- ・郷土の理解と意識の向上

○ 企業・その他

- ・広報宣伝・誘客活動の共同展開、旅行商品などの共同開発
- ・各種コンベンションやイベントの企画運営への参画
- ・産業間の連携協力、行政と民間のコーディネート
- ・地域のキーマンとなる人材の発掘育成
- ・観光推進のための連携・組織づくり

施策の柱 5 活力ある産業の振興

5 - 5 安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進

評価責任者名	商工観光部長 村井 淳
評価シート作成者名	商工観光部次長 沼田 秀彦

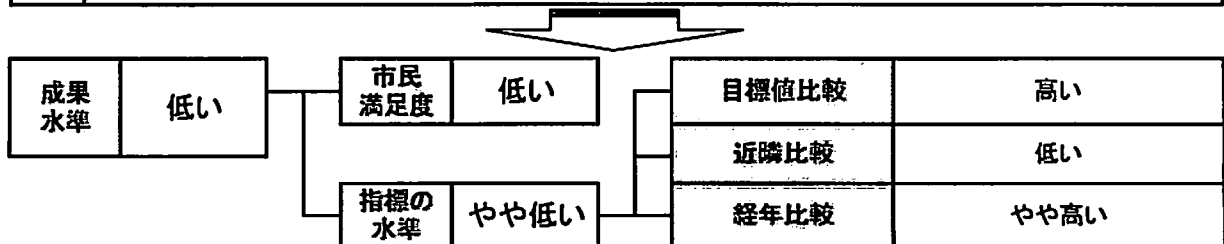
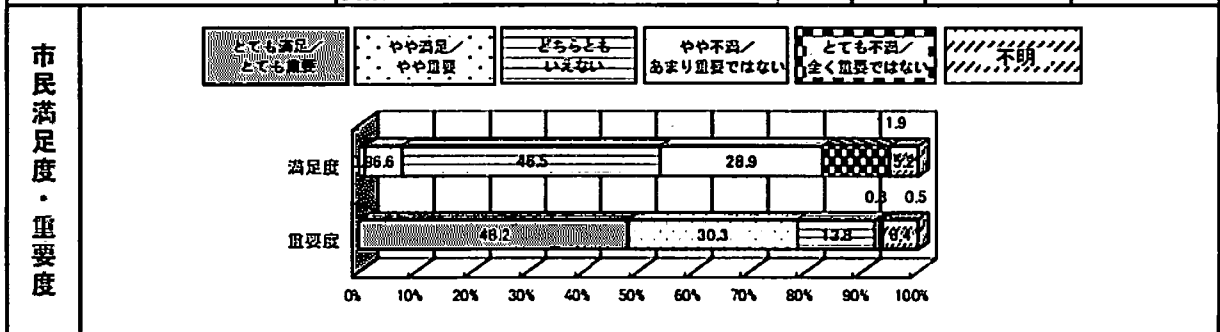
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
起業を希望する者 職を求めている者 働いている者	働ける場が多い

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
盛岡職業安定所管内の求人倍率	↗	倍	
新規に雇用された人数	↘	人	
職を求める人の数	↘	人	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
企業の誘致	市外からの累積新規誘致企業数	↗	社	26	26
雇用対策の推進	盛岡職業安定所管内の有効求人倍率	↗	倍	施策の成果指標に同じ	
勤労者福祉の充実	(財)盛岡市勤労者福祉サービスセンター会員数	↗	人	4,095	4,055



【取組内容と成果】

雇用の創出と労働環境の促進のための基本事業のうち、①「企業の誘致」については、平成23～25年度において、財団法人日本立地センターに委託し、企業誘致推進員を置き、立地センターのアンケート結果を基に本市に興+味を持つと回答した企業への訪問等を行ったものの、誘致までいたらなかった。

②「雇用対策の推進」については、国や県と連携して就職面接会の実施や就職を希望する高校3年生に対する研修等の実施、企業に対する雇用拡大要請等を実施してきた。雇用状況は、20年度後半からのリーマンショックからは回復傾向にあったものの、東日本大震災により沿岸地域を中心に失業者が増大し、経済状況も急激に悪化し、有効求人倍率も大きく落ち込んだ。しかし、震災関連求人や緊急雇用対策事業の拡充等により、有効求人倍率は約1.0倍を推移しているものの、正規雇用での求人割合は25年度全体で33.7%となっている。

③「勤労者福祉の充実」については、勤労者融資事業や関連団体への補助金等による支援を実施したほか、一般財団法人盛岡市勤労者福祉サービスセンターを通じ、勤労者の福利厚生制度の充実に努めてきた。サービスセンターの会員数は、減少し目標を達成することができなかった。

【成果を押し上げた要因】

- ・県、盛岡広域市町及び岩手大学等との連携によりセミナー等の誘致活動や企業訪問を進めたこと。既立地企業等の関連企業が、本市及び周辺市町の人材等を確保するため、新たに立地したこと。
- ・国内及び県内の経済状況が回復の傾向にあることや、東日本大震災の復興需要などから雇用情勢においても回復の傾向が見られ、有効求人倍率が約1.0倍を推移する状況となったこと。
- ・急雇用創出事業に積極的に取り組んだことによる雇用創出効果が見られたこと。
- ・岩手労働局やハローワーク、県、商工会議所などと連携し雇用の場の創出や職場への定着支援に努めたこと。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

①「企業の誘致」については、引き続き進出等についての問い合わせがあることから、対象企業との地道な交渉を続け誘致に結びつけていくとともに、盛岡広域で取り組んでいるIT関連企業や食料品製造業を中心に企業訪問を続けていく必要がある。また、産業等用地の残地が少なくなっていることから、新たな産業等用地の確保が必要となっている。

②「雇用対策の推進」については、緊急雇用創出事業が27年度で終了する見込みとなっていることから、今後は、有効求人倍率が約1.0倍程度となっていることから、つなぎ雇用から継続した雇用へと課題が移ると考えられるが、民間企業が元気になり、継続雇用につながる事業展開に努める。

③「勤労者福祉の充実」については、融資制度に関しては真に勤労者のための融資となるよう努めるほか、サービスセンターをはじめとし各種勤労者福祉団体と連携して勤労者が働きやすい職場環境の整備に努める。

【各主体に期待する役割】

○ 市

企業誘致活動等を行う専門部署として企業立地推進室(現企業立地雇用課)を設置し、他機関との連携・協力により積極的に誘致活動を展開した。また、県及び盛岡広域7市町と連携して企業立地促進法に定める協議会を設置し、「組込みソフトとIT・システム関連産業、食料品製造業」の集積に努めた。さらに、盛岡広域8市町が連携して、首都圏に在住する盛岡広域ゆかりの産業人との交流を促進するため「在京盛岡広域産業人会」の設立に携わったほか、盛岡広域としてセミナーや交流会を開催した。

雇用の場創出のため、積極的な企業誘致に努めているほか、国の緊急雇用対策事業を積極的に受け入れ、つなぎ雇用の確保などに努めてきた。また、盛岡公共職業安定所や盛岡商工会議所等と共催でもりおか就職面接会を開催し、地元企業と主に若年求職者との雇用のマッチングに努めた。

市内中小企業の若手社員、中堅社員等に対し、職場定着を支援する研修やリーダーを養成する研修を実施し職場の人材確保等に努めた。

地元企業に優秀な人材を確保するため、企業間に格差がある福利厚生事業について、側面的に支援した。

また、岩手労働局などと連携し、女性の就業や家庭と仕事の調和、雇用機会均等など、市民が働きやすい環境づくりのための意識啓発に努めた。

○ 国・県・他自治体

県は、企業立地推進課及び東京事務所を中心に、市と連携し、首都圏等の企業(特にIT関連産業)の誘致活動を積極的に展開し、職業訓練等の就業支援の委託のほか、国や市と連携して市民等への勤労者福祉施策等の普及啓発に努めたほか、企業等への要請活動を行った。

また、緊急雇用対策として、緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業などを市町村と連携して実施したほか、ふるさといわて定住財団などを活用し、就職面接会を開催するなど、雇用の場の確保に努めた。

国は、中小企業の魅力を発信し、就職活動において、若者に中小企業に目を向けさせマッチングをすることが課題となっていることから、若者の採用・育成に積極的である旨を宣言した「若者応援企業」の周知を図ったほか、男女雇用機会均等法や女性の就業実現、高齢者及び障がい者雇用対策の普及啓発・促進に努めた。

○ 市民・NPO

緊急雇用創出事業を活用し、障がい者の職業訓練や就職マッチングに努めた。

○ 企業・その他

岩手大学は、共同研究を実施する企業の開拓に努め、盛岡において新たな事業展開を図ることを期待して産学官連携研究センターへの入居を推進した。また、岩手県立大学は、ソフトウェア情報学部を中心として組込みソフトをはじめとするIT関連企業との誘致・連携に努めた。

中小企業では、経済状況が厳しい中での雇用の維持・確保のほか、若年者を中心とした新卒者採用、非正規労働者の正規登用などに努め、従業員が気持ちよく働ける環境をつくるため、福利厚生事業への自主的な取組を進めていくことが求められている。

6 - 1 生活環境の保全	
評価責任者名	環境部長 中川 政則
評価シート作成者名	環境部次長 根本 俊英

【施策の目的(目指す姿)】

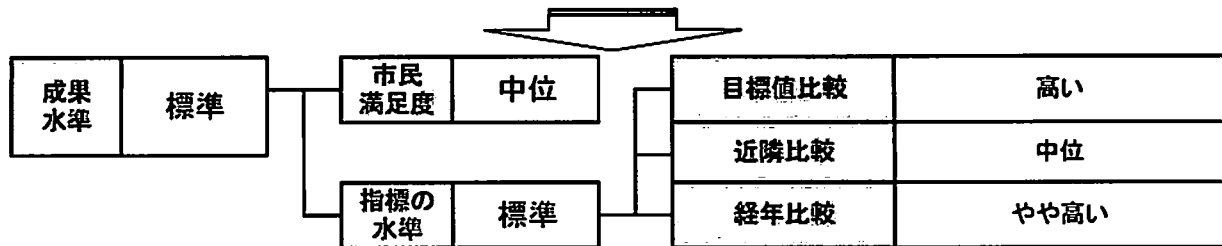
対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民、市域	身近な生活環境が良好に保たれる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
市民アンケート調査「清潔で衛生的、公害がないといった点で、きれいなまちだと思ふ」と答えた市民の割合	↑	%	
生活公害に関する苦情件数	↓	件	
焼却処理施設での年間処理量	↓	トン	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
環境衛生の確保	焼却処理施設での年間処理量	↓	トン	施策の成果指標に同じ	
	資源ごみ処理施設での年間処理量	↑	トン	9,250	9,255
	粗大ごみ処理施設での年間処理量	↓	トン	6,720	7,459
	生活公害に関する苦情件数	↓	件	施策の成果指標に同じ	
	市営墓園利用率(市営墓園使用区画数/市営墓園墓地数)	↑	%	86.61	86.51
公害の防止	市内の公立小中学校及び市立社会教育施設で実施される生活環境の保全に係る環境教育、環境啓発事業等への参加者数	↑	人	-	-
	大気定点観測環境基準適合率(適合地点数/観測地点数)	↑	%	100.0	98.8
	水質の定点観測環境基準適合率(適合地点数/観測地点数)	↑	%	100.0	98.1
	騒音の定点観測環境基準適合率(適合地点数/観測地点数)	↑	%	80.0	91.3
	振動の定点観測環境基準適合率(適合地点数/観測地点数)	→	%	100.0	100.0
	臭気の観測規制基準適合率(適合地点数/観測地点数)	→	%	100.0	100.0

市民満足度・重要度	



【取組内容と成果】

【環境衛生の確保】

- ・市民、関係団体との協力によるごみ排出抑制の取組等により、ごみ減量は一定の成果を上げている。
- ・ごみの早期収集地域の拡大により、ごみ集積場所の清潔保持を進めた。
- ・関係団体と連携して、違反ごみ撲滅キャンペーン及びポイ捨て禁止キャンペーンに取り組んだ。
- ・市街地へのポイ捨て禁止シールの設置により、ポイ捨てごみは年々減少している。(定点観測地では3割減)
- ・不法投棄の監視や廃棄物の撤去を行ったが、通報件数は増加している。
- ・市廃棄物業協会のボランティア清掃に協力し、協働による不法投棄防止に係る啓発を進めた。
- ・クリーンセンター及びびりサイクルセンターは、公害防止協定等に基づく適正な運営管理に努めた。
- ・生活公害に関する苦情件数を減少させる具体的な方策はないが、苦情の解決率の維持・向上が図られた。

【公害の防止】

- ・公害防止関係法令に基づき、大気、水質、騒音、振動、臭気(新規)の観測を行い、公表した。
- ・大気は光化学オキシダント、微小粒子状物質(PM2.5)により、水質は河川の大腸菌群の一部基準超過により目標値を若干下回ったが、原因を特定し、対応することが難しい状況にある。
また、法令で対応できない事例が多い。
- ・平成24年度末から、微量粒子状物質(PM2.5)による健康被害が全国的に話題となったことから、光化学オキシダントの測定に準じた観測体制や観測値の公表に係る体制整備を図った。
- ・原発事故に起因する放射能汚染については、組織、検査体制を構築するとともに、検査結果を速やかに公開し、市民が安全・安心を確保できるように努めた。

【成果を押し上げた要因】

【環境衛生の確保】

市民、町内会・自治会、きれいなまち推進員、各関係団体等との連携・協働によるごみ減量・資源再利用の促進に向けた日常的な行動やイベント等の活動を通じ、衛生環境が保たれた、清潔できれいなまちの推進に努めたことがアンケート結果に表れているものと認識している。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【環境衛生の確保】

上記のような成果が表れている一方で、分別収集に係る意識啓発の効果が十分に表れず、また、東日本大震災に伴う人口の微増によるごみ排出量の増加、少子化に伴う子供会の活動の縮小による集団資源回収量の減少等が見られ、埋立量の増加につながる結果となったものと認識している。

【公害の防止】

公害防止に関する市民の意識は定着しつつあるものの、騒音や野焼きによる大気汚染等の生活環境を巡る様々な公害が継続して発生していることが苦情として寄せられたものと認識している。

【これからの課題】

【環境衛生の確保】

- ・市民、関係団体と連携し、さらなるごみの発生抑制及び分別の徹底により、廃棄物処理施設の延命化を図る必要がある。
- ・クリーンセンターの機能を確保するため計画的な改修を行う必要がある。
- ・老朽化が進む廃棄物処理施設の整備計画を早期に策定し、適切な環境衛生の確保を図る必要がある。

【公害の防止】

- ・原発事故に起因する放射能汚染については、長期にわたる測定、検査が必要となることから、継続した対応が必要となる。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【環境衛生の確保】

- ・3R(ごみの発生抑制, 再使用, 再生利用)の取組を推進し, 環境に負荷をかけない適正な処理を行う。
- ・公害の発生要因等を分析し, 継続して公害防止の啓発を行う。

【公害の防止】

- ・原発事故に起因する放射能汚染関連を含むデータの公開, 啓発等の市民への情報提供を行うとともに, 公害関係の適正な届出周知等の事業者への啓発が求められている。
- ・公害関係の適正な届出の周知等, 事業者への啓発を行う。

○ 国・県・他自治体

【環境衛生の確保】

- ・3Rの推進など循環型社会の構築に向けた取組を実施する必要がある。
- ・地球温暖化等の地球規模での環境問題への対応が求められる。

【公害の防止】

- ・適正な法規制の推進と全国・全県的な趨勢や動向に関する情報提供が求められる。併せて, 放射能汚染対策に係る速やかで適切な情報提供が必要となる。

○ 市民・NPO

【環境衛生の確保】

- ・清掃活動及び資源集団回収の実施や協力への対応が期待される。
- ・環境に配慮した暮らしへの意識変革が期待される。

【公害の防止】

- ・日常的に環境保全に関する意識を持って生活することの必要性を認識することが期待される。

○ 企業・その他

【環境衛生の確保】

- ・清掃活動の実施や協力への対応が期待される。
- ・公害の防止に向けた各種対策の徹底が求められる。

【公害の防止】

- ・適法な事業や届出の実施, 日常的な環境保全への意識付けが求められる。

施策の柱 6 環境との共生

6 - 2 かけがえのない自然との共生

評価責任者名	環境部長 中川 政則
評価シート作成者名	環境部次長 根本 俊英

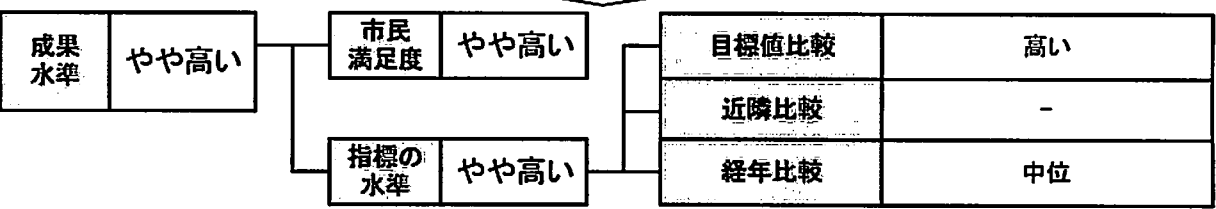
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
身近な自然、森林・水源、動植物	自然環境を守り、次世代に引き継ぐ

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移			
市民アンケート調査「自然が守られていると思う」と答えた市民の割合	↗	%				
基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績	
自然資源の活用	近郊自然歩道設置総延長	↗	km	46	46	
	市内の公立小中学校及び市立社会教育施設で実施される自然体験、自然との共生に係る環境教育、環境啓発事業等への参加者数	↗	人	-	-	
自然の保護	市域における山林・農地等面積	→	ha	36,242.9	36,242.9	

市民満足度・重要度	



【取組内容と成果】

【自然資源の活用】

・環境保護地区、保護庭園の適正維持、近郊自然歩道の安全確保のため巡視を行ったほか、標識の修繕を行った。
・近郊自然歩道については、既製の各地区別マップを集約したガイドブックを作成し、平成25年度以降、希望する市民等に配布している。
・継続的な活用の取組と市民への周知により、「自然が守られている」と感じる市民の比率が着実に向上高い水準を維持している。

【自然の保護】

・盛岡市自然環境等保全計画の変更に向け、18年度から23年度まで玉山区の自然環境調査を実施し、環境審議会自然・歴史部会から意見聴取した。
・カラスやカルガモ等の有害鳥獣の捕獲許可、市街地に侵出してきたツキノワグマ、ニホンジカ等の野生動物に関する対応を行った。

【成果を押し上げた要因】

【自然資源の活用】

市の取組に対する市民の理解や身近な自然資源に触れた市民一人ひとりの意識や行動が、アンケート結果における成果として表れたものと認識している。

【自然の保護】

本市の恵まれた自然との共生について、市民が意識を持ち続けていることが、アンケート結果における成果として表れたものと認識している。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

【自然資源の活用】

環境保護地区内の樹木に起因する事故防止のため、所有者に対する安全管理の働きかけに力を入れる必要がある。

【自然の保護】

玉山区の現況等を勘案し、盛岡市自然環境等保全計画を変更する。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【自然資源の活用】

現行の制度や施策を維持するとともに、近郊自然歩道整備等の市民ニーズに即した事業展開が求められる。

【自然の保護】

基礎調査の実施や分析及び諸施策の展開を図るとともに、市民、事業者への周知啓発に努め、自然環境の保全を推進する。

○ 国・県・他自治体

【自然資源の活用】

財源移譲等による市の施策展開への支援が求められる。

【自然の保護】

諸情勢の変化に対応した新たな施策を推進するとともに、情報の共有化を図る。

○ 市民・NPO

【自然資源の活用】

現在の自然環境を次世代に引き継ぐため、市民一人ひとりの保全に関する意識付けと、自然を守り、親しむ具体的な行動が求められる。

【自然の保護】

日常的な自然保護への意識付けや自然環境の保護に向けた具体の行動が求められる。

○ 企業・その他

【自然資源の活用】

市民の環境保全意識をサポートする企業活動が求められる。

【自然の保護】

事業活動を通じた自然環境への配慮が求められる。

施策の柱 6 環境との共生

6 - 3 地球環境への貢献

評価責任者名	環境部長 中川 政則
評価シート作成者名	環境部次長 根本 俊英

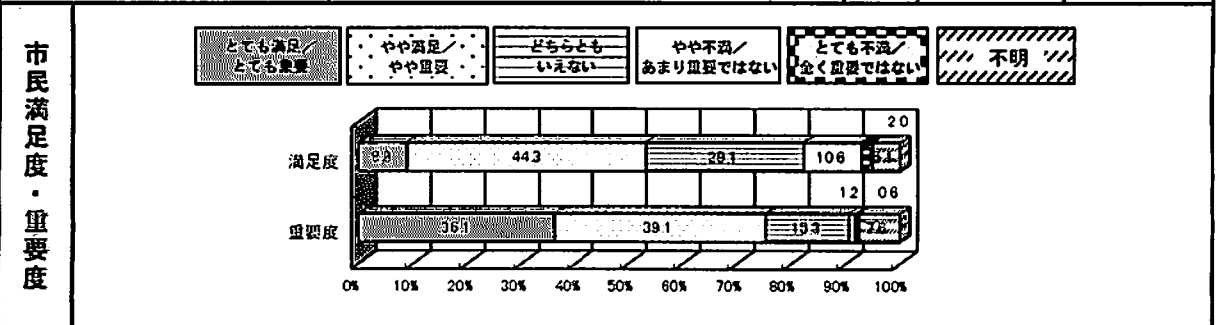
【施策の目的(目指す姿)】

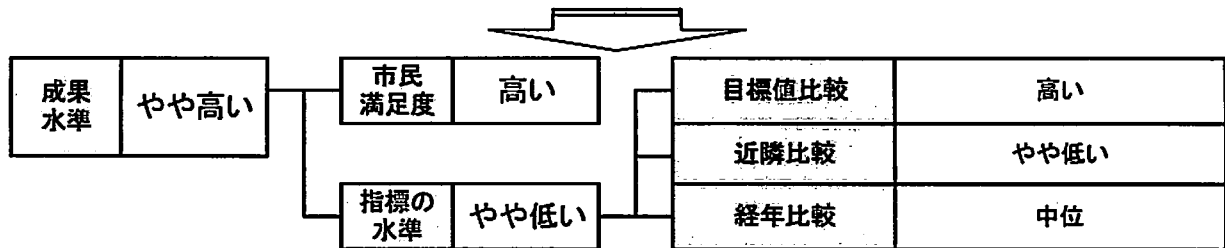
対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
廃棄物、資源、市民・事業者	環境負荷が軽減される

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
市民アンケート調査「CO2の発生抑制やごみの減量など、地球環境にやさしい生活を常に心がけている」と答えた市民の割合	↗	%	
ごみ総排出量	↘	トン	
最終処分場での年間処理量	↘	トン	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
環境を大切にす心の育成	市民アンケート調査「CO2の発生抑制のため、省エネルギーを常に心がけている」と答えた市民の割合	↗	%	施策の成果指標に同じ	
	市内の公立小中学校及び市立社会教育施設で実施される地球環境の保全に係る環境教育、環境啓発事業等への参加者数	↗	人	-	-
廃棄物の発生抑制・再利用・再生利用	家庭ごみ(資源を除く)の1人1日当たりの排出量	↘	g	467	509
	事業系一般廃棄物の年間排出量	↘	トン	40,150	44,427
	資源率	↗	%	28.8	24.5
エネルギーの有効利用	市民一人当たりのCO2排出量増加率	↘	%	0.0	-
	新エネルギー導入件数	↗	件	30	47





【取組内容と成果】

【環境を大切にする心の育成】

- ・市が一事業者として環境保全・環境負荷低減の取組を行うため、グリーンオフィス行動計画の実施とIESの認証継続を行った。
- ・環境基本計画(第二次)のめざす環境像を実現するため、環境施策の展開を図った。
- ・盛岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に掲げる施策を推進するため、地球温暖化対策実行計画推進基金を活用し、「率先導入事業」、「啓発事業」、「支援事業」などの取組を行った。
- ・旧盛岡競馬場跡地に整備をしている環境ゾーンで行う環境学習講座の準備を行った。

【廃棄物の発生抑制・再使用・再生使用】

- ・容器包装リサイクル法に基づき、ごみの減量と資源の有効利用を図るため、紙製・プラ製容器包装の分別収集を継続するほか、平成25年度から本格実施となる使用済小型電子機器リサイクル事業の社会実験に取り組んだ。
- ・廃棄物多量排出事業者、不動産管理会社、大学等に対して、ごみ減量・分別の徹底について、指導及び協力要請を行った。
- ・ごみ減量や分別徹底の啓発効果、経済状況の悪化により、一般廃棄物の「総排出量」「1人1日当たりの排出量」が減少し、最終処分場の年間処理量が減少した。

【エネルギーの有効利用】

- ・地球温暖化対策実行計画推進基金を活用し、25年度に創設した「盛岡市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度」により、太陽光発電システムの導入促進に努めた。
- ・生田地区を再生エネルギー利用モデル地区として整備する生田地域エコタウン事業にて、太陽光発電設備(設計)、電気自動車の導入、ペレットストーブの設置を行った。
- ・県公共施設再生可能エネルギー導入補助金を活用し、27年度までに14の公共施設に太陽光発電、蓄電池等を整備することとした。

【成果を押し上げた要因】

【環境を大切にする心の育成】

【エネルギーの有効利用】

東日本大震災を契機に、また地球温暖化対策として温室効果ガス削減の考えが広まったことにより、資源を大切に、省エネルギーに努め、再生エネルギーの積極導入等を図るという市民意識の広がりアンケート結果の成果として表れたものと認識している。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【廃棄物の発生抑制・再使用・再生使用】

各種取組を行ったものの、分別収集に係る意識啓発の効果が十分に表れず、また、東日本大震災に伴う人口の微増によるごみ排出量の増加、少子化に伴う子供会の活動の縮小による集団資源回収量の減少等が見られる結果となったものと認識している。

【これからの課題】

【環境を大切にする心の育成】

- ・盛岡市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び環境基本計画を着実に進めるため、市民・事業者と連携して啓発を中心とした各種事業を展開する必要がある。また、環境ゾーンで行う環境学習講座について、市民が関心を持ち、環境状況に適う講座を実施しなければならない。

【廃棄物の発生抑制・再使用・再生使用】

- ・紙製・プラ製容器包装の収集率、資源化率の向上のため、さらなる周知・啓発を進める必要がある。
- ・廃棄物多量排出事業者、不動産管理会社等に対する指導及び協力要請をきめ細かく行い、成果の向上を図る必要がある。

【エネルギーの有効利用】

- ・東日本大震災を教訓に、市民・事業者に対してライフスタイル・ワークスタイルの変革を環境部ホームページ、啓発イベント、環境学習講座などで、さらに訴えていく必要がある。
- ・環境啓発の周知徹底とともに、省エネ活動など実際の行動に結びつけることで、温暖化対策実行計画に掲げたCO2の7%削減(1990年比)の着実な推進を図らなければならない。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【環境を大切にする心の育成】

諸施策の展開を図るとともに、市民、事業者への環境啓発の周知を行い、地球環境の保全を推進する。

【廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用】

廃棄物の減量及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関し、市民の自主的な活動を支援し、市民及び事業者の意識の啓発を図るなど必要な措置を講じる。

【エネルギーの有効利用】

諸施策の展開を図るとともに、市民、事業者への周知啓発に努め、実際の行動に結びつける取組を図り、エネルギーの有効利用を推進する。

○ 国・県・他自治体

【環境を大切にする心の育成】

諸情勢の変化に対応した新たな法制度や施策を進めるとともに、自治体相互間の情報共有化を図る。

【廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用】

国は廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、都道府県と共に市町村を援助する。

【エネルギーの有効利用】

データの収集、提供、分析を行い、諸情勢の変化に対応した新たな法制度や施策を進めるとともに、自治体相互間の情報共有化を図る。

○ 市民・NPO

【環境を大切にする心の育成】

日常的な地球環境の保全への意識付けに努め、省エネ、3R運動等を通じた具体の行動が求められる。

【廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用】

廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図るなど、廃棄物の減量に努めるとともに市の施策に協力する。

【エネルギーの有効利用】

日常的なエネルギーの有効利用への意識付けに努め、省エネや新エネルギー導入等の具体の行動が求められる。

○ 企業・その他

【環境を大切にする心の育成】

事業活動を通じた地球温暖化対策への配慮が求められるとともに、環境ビジネスを通じた新たな事業機会の創出も期待される。

【廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用】

廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進するなど廃棄物の減量に努め、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに市の施策に協力する。

【エネルギーの有効利用】

事業活動を通じたエネルギーの有効利用への配慮が求められるとともに、環境ビジネスによる新たな事業機会の創出も期待される。

施策の柱 7 快適な都市機能

7 - 1 適正な土地利用計画の推進

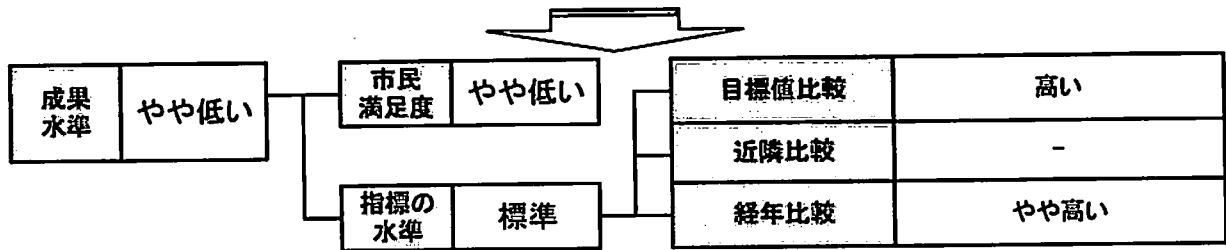
評価責任者名	都市整備部長 藤島 裕久
評価シート作成者名	都市整備部次長 高橋 亨昌

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
都市計画区域 農用地区域 森林区域	総合的かつ計画的に土地利用される

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移		
市域における都市計画区域の割合	→	%			
市域における農用地区域の割合	→	%			
市域における森林区域の割合	→	%			
市街化区域における土地利用促進割合	↗	%			
基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
土地利用に関する計画の策定・見直し	市域における都市計画区域の割合	→	%	施策の成果指標に同じ	
	市域における農用地区域の割合	→	%	施策の成果指標に同じ	
	市域における森林区域の割合	→	%	施策の成果指標に同じ	
土地利用の管理・指導	市域における都市計画区域の割合	→	%	施策の成果指標に同じ	
	市域における農用地区域の割合	→	%	施策の成果指標に同じ	
	市域における森林区域の割合	→	%	施策の成果指標に同じ	
市民満足度・重要度					



【取組内容と成果】

都市計画法に基づく区域区分等の見直しや開発許可制度，国土利用計画法に基づく土地取引事後届出制度，国土調査法に基づく地籍調査などにより，適正な土地利用が図られ一定の成果を得られた。

【成果を押し上げた要因】

【目標と成果とにギャップがある場合，その要因】

【これからの課題】

今後とも，各種法令に基づく事務事業を円滑に進めていくとともに，適正な土地利用が図られるよう基準等の見直しが必要である。

【各主体に期待する役割】

- 市**
土地利用の計画策定・見直し及び管理・指導については，市民の理解と協力を得ながら，市が主体的に行う。
- 国・県・他自治体**
市の要請に応じて関係機関としての意見等を示す。
- 市民・NPO**
市とともに土地利用の計画策定・見直し及び管理・指導に取り組んでいく。
- 企業・その他**
必要に応じて，市とともに土地利用の計画策定・見直し及び管理・指導に取り組んでいく。

施策の柱 7 快適な都市機能

7 - 2 魅力ある都市景観の形成

評価責任者名	都市整備部長 藤島 裕久
評価シート作成者名	都市整備部次長 高橋 亨昌

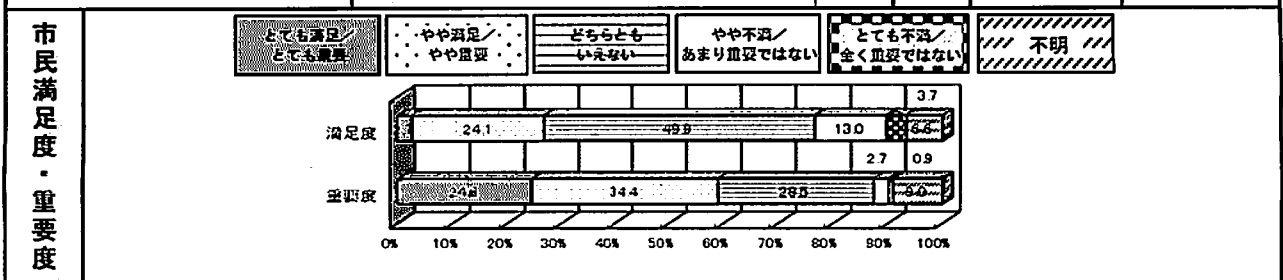
【施策の目的(目指す姿)】

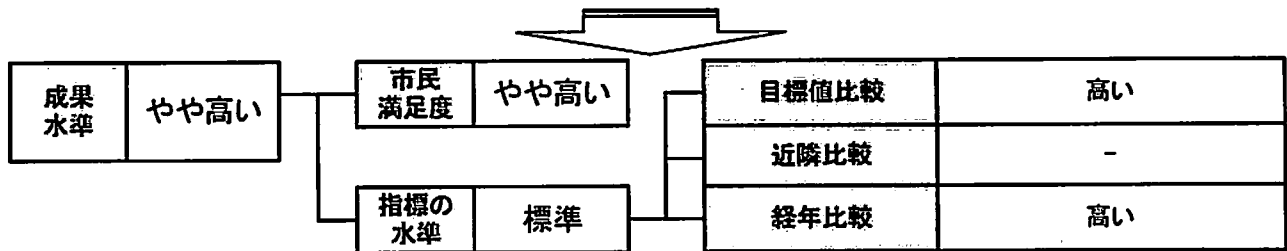
対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
まち並み、山並み 市民・建築関係者	景観に配慮したまち並みが形成される

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の 性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
市民アンケート調査「誇れる市街地の景観があると思う」と答えた市民割合	↑	%	
市民アンケート調査「誇れる田園や丘陵地の景観があると思う」と答えた市民割合	↑	%	
市民アンケート調査「誇れる山間地の景観があると思う」と答えた市民割合	↑	%	
市民アンケート調査「屋外広告物(屋外に表示・設置されているはり紙や看板などは、景観に配慮して表示・設置されていると思う」と答えた市民割合	↑	%	
市民アンケート調査「盛岡市の景観について、改善したい景観がある」と答えた市民割合	↓	%	
市保存建造物数	↑	件	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の 性格	単位	H25目標	H25実績
景観保存対策の充実	景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数(累計)	↑	件	1	1
景観形成の誘導	景観地区並びに準景観地区の指定件数(累計)	↑	件	1	1





【取組内容と成果】

景観法に基づく事務事業は、景観計画区域内の平成22年度から25年度までの届け出件数が、1,432件、1,490件、1,608件及び1,658件と増加する方向で推移している。また、24年度に景観地区に指定した「大慈寺地区」での認定等の件数も24年度13件、25年度15件となっており概ね制度の理解、周知がなされてきている。

また、25年度は、市所有の景観重要建造物「盛岡ふれあい覆馬場プラザ」、保存建造物「御蔵」等3件について運営管理を行うとともに、民間所有の2件について、その良好な維持管理を図るため「保存建造物修復事業補助金交付要綱」に基づき、所有者に対し修復に係る経費の一部を補助し、歴史的建造物を生かしたまちづくりを進めている。

屋外広告物条例に基づく、許可等の22年度から25年度までの件数は、463件、526件、639件及び607件となっており、全体的に増加傾向にあり、市民や関係業者の意識の向上を図っているところである。

また、25年度は、違反広告物の是正指導を効率的かつ継続的に行うため、事務処理要領や是正指導計画の策定業務に取り組んだところである。

【成果を押し上げた要因】

良好な景観形成の要素である、建築物等の形態意匠や色彩等については、20年度に制定した景観計画及び景観条例に基づき、市域内での全ての建築等の行為を届出の対象としていることから、徐々に実効性が上がってきている。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

屋外広告物については、市へ権限委譲される以前からの違反広告物も多いことや事業者等への制度の周知も充分とはいえない状況にある。

【これからの課題】

住民合意を前提に、良好な景観形成の実現の実効性をさらに高めるため、関係課と連携して「景観地区」、「地区計画」等の都市計画制度等の活用に取り組む必要がある。

また、市域に残る貴重な歴史的建造物等は重要な景観資源であるが、個々の建造物等の保全だけではなく、地域のまちづくりの視点で、市民協働による手法及び国の制度や補助金の導入等について、関係課と連携して取り組む必要がある。

屋外広告物については、違反広告物の事務処理要領や是正指導計画等を策定し、継続的かつ効率的な取組を進める必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市	
【景観保全対策の充実】 ・景観重要建造物や景観重要樹木の指定 ・市所有保存建造物等の適正な管理 ・市所有以外の保存建造物等の所有者への管理の支援	【景観形成の誘導】 ・建築物・工作物の新築等の行為届出に対する景観計画に基づく指導 ・景観地区の指定に向けた地元住民との合意形成の促進 ・屋外広告物の許可申請に対する指導、管理する施設での屋外広告物の適切な設置、違反屋外広告物の広告主等への指導 ・景観計画や屋外広告物許可基準の市民等への情報提供 ・市民等の景観形成活動への支援
○ 国・県・他自治体	
【景観保全対策の充実】 ・所有する保存建造物等の適正な管理 ・景観計画に沿った建築物・工作物の設置・改修	【景観形成の誘導】 ・管理する施設での屋外広告物の適切な設置 ・市民等の景観形成活動への支援
○ 市民・NPO	
【景観保全対策の充実】 ・所有する保存建造物等の適正な管理 ・保存建造物等の管理への参加 ・保存建造物等を利用・活用した活動の実践	【景観形成の誘導】 ・景観計画に沿った建築物・工作物の設置・改修 ・屋外広告物条例の遵守 ・緑化や花壇の整備等の景観形成活動と活動への参加
○ 企業・その他	
【景観保全対策の充実】 ・所有する保存建造物等の適正な管理 ・保存建造物等の管理への参加 ・保存建造物等を利用・活用した活動の実践 ・市民・NPOが行う保存建造物等の管理活動への支援	【景観形成の誘導】 ・景観計画に沿った建築物・工作物の設置・改修 ・屋外広告物条例の遵守 ・緑化や花壇の整備等の景観形成活動と活動への参加

施策の柱 7 快適な都市機能

7 - 3 快適な居住環境の実現

評価責任者名	建設部長 藤田 公典
評価シート作成者名	建設部次長 古山 裕康

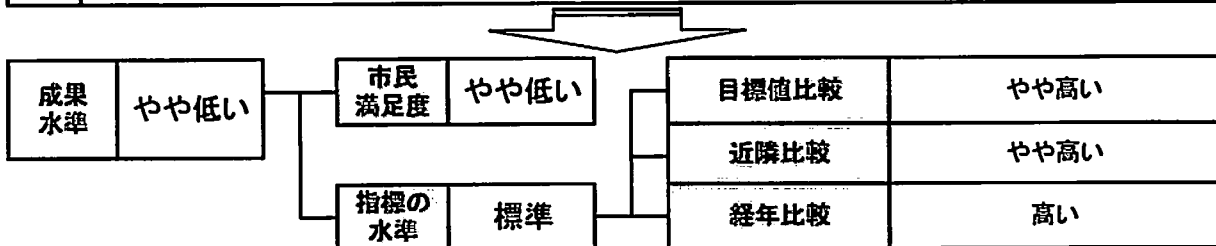
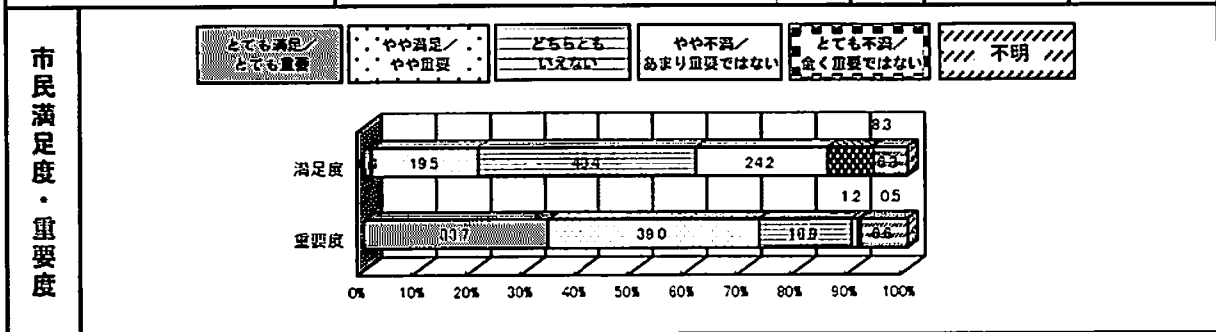
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市街地、その他の市域、市民・民間事業者、区画道路、利用者	快適な居住環境が確保される

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
市民アンケート調査「快適な居住空間である」と答えた市民の割合	↗	%	
市道舗装率	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
生活道路環境の向上	市道改良率	↗	%	73.9	73.9
	市道除雪率	↗	%	71.70	72.80
良好な住宅地の誘導	市街化区域内における未利用地面積	↘	ha	178.5	182.0



【取組内容と成果】

・生活道路環境の向上における市道改良については、平成25年度は、1.6kmの改良に取り組んだ。一方、8.6kmが新たに市道認定され、結果として市道改良率は73.9%と目標値と同じ数値となった。市道除雪については、25年度には、新たに車道除雪を27.2km、歩道除雪を11.9kmを除雪路線と設定し、ロータリー除雪機を1台増強し除雪に取り組んだ。また、市民協働の除雪の取組として、小型除雪機を5台増強し合計146台を市民に貸し出し、約80kmの除雪に取り組んでいたほか、市が貸し出したダンプトラック等を活用した排雪にも取り組んでいた。

・良好な住宅地の誘導である未利用地対策については、区画整理事業に取り組んだほか、民間宅地開発については、良好な居住環境を形成するよう指導を行い、目標値には達しないものの、前年度より割合が増加した状況にある。また、木造建築物の耐震改善を進める木造耐震支援事業に取り組む、町内会回覧、広報掲載のほか、地域を特定した戸別訪問による周知に取り組んだ。

・以上の結果により、成果指標については、市民アンケート調査結果および市道舗装率ともに目標値に達しなかったものの、24年度より増加した。

【成果を押し上げた要因】

・市民満足度割合の増加については、道路整備等のハード面のほか、市民協働による除雪が進み、除雪体制が拡充してきたこと一因と考えられる。

・市道舗装率については、市道改良や土地区画整理事業、民間開発による道路整備等のハード面整備に取り組んできたことによる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

・快適な居住空間に対する市民満足度については、道路の整備や維持管理の取組に対する満足度のうち、約3割以上が「不満」と思っていることが要因の一つと考えられ、近年課題となっている道路の穴ぼこ対策など適切な維持管理も一因と思慮される。

・市道舗装率は、市道の舗装整備延長は増加しているものの、新たに市道認定した路線が増加したことによる。また、基本事業である市道除雪率も同様となっている。

【これからの課題】

・道路の維持管理については、一層のパトロールや市民からの情報収集に努めるながら、市道の現場状況を適切に把握し長寿命化に向けた舗装打換え等の効率的な維持管理が重要であることから、計画的に適正な維持管理費の確保を図りながら取り組む必要がある。

・除排雪については、今後も市民の協力を得ながら、除排雪委託業者や除排雪車両の増強を図り、適切な除排雪に取り組む必要がある。一方、市民に貸し出ししている小型除雪機は、当初導入から12年が経過し、計画的な更新とこれまで使用してきた小型除雪機の適切な活用を検討する必要がある。

・居住環境の向上の要因となっている宅地開発については、近年、開発可能地が限られ開発許可件数や開発面積が減少している状況にあり、市街化区域における未利用地等について、21年度に見直した許可基準を運用しながら、住宅地の供給と良好な居住環境の構築を図るとともに、危険宅地対策等に取り組んでいく必要がある。また、木造住宅耐震支援事業は、27年度までの診断目標を1,100戸としているが、25年度までの実績は630戸で、申し込み戸数画は減少傾向にあることから、個別訪問地域の拡大や申請希望の高齢者に対する申請書類の訪問受理など、増加に向けた取組を行う。

【各主体に期待する役割】

○ 市 【生活道路環境の向上】 生活道路環境の向上のため各種事業の適正な実施 【良好な住宅地の誘導】 本市における良好な住宅地の誘導については、市民の理解と協力を得ながら、市が主体的に行うものである。
○ 国・県・他自治体 【生活道路環境の向上】 市が実施する各種事業への技術的支援や補助金等の交付 【良好な住宅地の誘導】 市の要請に応じ、関係機関として必要な意見等を示してもらう。
○ 市民・NPO 【生活道路環境の向上】 市が実施する各種事業への理解と協力及び市民協働意識の向上 【良好な住宅地の誘導】 市とともに、良好な住宅地の誘導に取り組む。
○ 企業・その他 【生活道路環境の向上】 市が実施する各種事業への協力と支援 【良好な住宅地の誘導】 必要に応じ、市や市民とともに良好な住宅地の誘導に取り組む。

施策の柱 7 快適な都市機能

7 - 4 うるおいのある公園・街路樹の確保

評価責任者名	都市整備部長 藤島 裕久
評価シート作成者名	都市整備部次長 高橋 亨昌

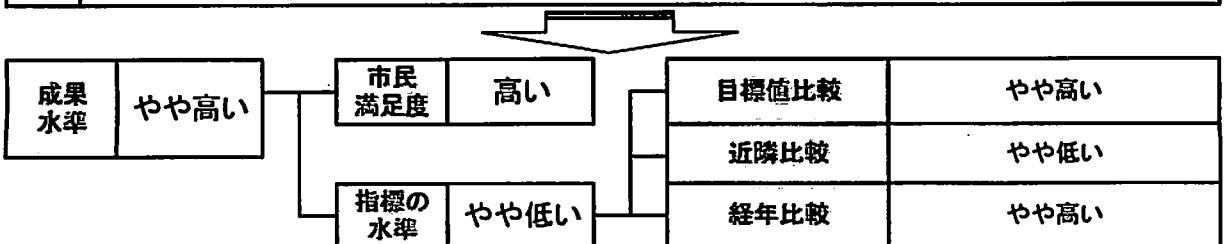
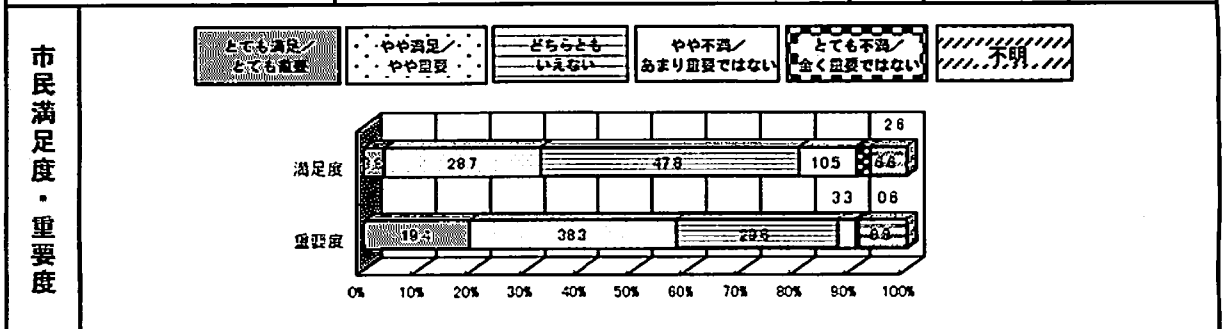
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市街地、市民	公園や街路樹の緑が確保される

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
市民アンケート調査「公園や街路樹などの街中の緑が多いと思う」と答えた市民の割合	↗	%	
1人当たりの公園等面積	↗	m ² /人	
街路樹のある道路延長	↗	km	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
スペースの確保	1人当たりの公園等面積	↗	m ² /人	施策の成果指標に同じ	
	公園数	↗	箇所	476	465
公共空間の緑地推進	街路樹のある道路延長	↗	km	施策の成果指標に同じ	
	公的緑化推進制度の利用件数	↗	件	260	279
私的空間の緑化推進	私的緑化推進制度の利用件数	↗	件	150	135



【取組内容と成果】

盛岡市緑の基本計画(改訂)に位置付けている「都市緑化の推進」を進めるため、ハンギングバスケット設置などの花と緑のガーデン都市づくり事業などの取組を行うとともに、高松公園、旧競馬場跡地(自由広場ゾーン)及び中央公園の用地取得や整備を実施したほか、盛岡城跡公園は、三ノ丸周辺地区を対象とした整備基本設計や三ノ丸の石垣修理に必要な遺構確認調査等を実施したほか、岩山公園は整備基本計画に基づき、用地測量や実施設計を行った。
また、ワークショップやグラウンドワークによる市民協働の公園整備や緑化活動に取り組むとともに、市民主体の身近な緑化活動への支援や啓蒙啓発に取り組んでおり、一定の成果を上げている。

【成果を押し上げた要因】

・身近に緑が感じられる生活環境実現を目指し、総合公園及び近隣公園等の整備や市民・事業者・行政などが参加するグラウンドワーク手法による公園づくりを各地区で取り組んだことから、公園等面積の目標値を達成した。
・街路樹については、新設道路整備箇所の樹木の配置や樹種などについて地域住民の意見を取り入れながら地域の特性に応じた道路づくりを行い、併せて街路樹愛護会により、低木の剪定や植樹樹の草取りなど適正な維持管理等を実施した結果、街路樹のある道路延長の実績の向上が見られた。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

公園整備や緑化活動は、市民からの要望等が多く、十分な成果が得られていない状況であり、今後とも、質・量とも充実した取組が望まれる。

【各主体に期待する役割】

<p>○ 市</p> <p>【スペースの確保】 緑の基本計画に掲げる「緑が文化になるまち盛岡」の実現に向け、広く市民の利用に供する総合公園などの大規模公園や、地域住民が利用する街区公園などの整備を推進しながら、次世代に受け継ぎ、守り・育て・親しむ緑を創出し、その保全に努めるとともに、盛岡の緑に対する市民意識の高揚に努める。</p> <p>【公共空間の緑地推進】 街路事業や土地区画整理事業の推進により成果向上を図るとともに、市街地に潤いを与え、良好な景観を構成する街路樹の適正な剪定作業に努める必要がある。</p> <p>【私的空間の緑化推進】 ・「緑が文化になるまち盛岡」の実現に向け、公共空間の緑化とともに私的空間の緑化を推進する必要がある。 また、市街地に花と緑があふれ、良好な景観が形成されるよう、市民が日常生活の中で、緑を守り・育て・親しむための活動を支援する必要がある。</p>
<p>○ 国・県・他自治体</p>
<p>○ 市民・NPO</p> <p>【スペースの確保】 地域住民が利用する身近な公園は、地域住民が自ら維持管理することを基本として、地域のコミュニティ活動の一環として取り組む必要がある。また、地域住民の意識やコミュニティ活動の成熟度合いに応じて、グラウンドワークによる整備、アダプト制度の活用等により、未開設公園の整備、老朽化した公園の再整備に努める必要がある。</p> <p>【公共空間の緑地推進】 幹線道路の植樹樹や、支援制度を活用した緑化箇所の除草、清掃等を行うなど、地域住民にとって身近な緑は、地域住民が自ら維持管理に努める必要がある。</p> <p>【私的空間の緑化推進】 支援制度を活用した緑化箇所の除草、清掃等を行うなど、日常的に親しむ身近な緑を適正に維持管理する必要がある。</p>
<p>○ 企業・その他</p> <p>【スペースの確保】 地域に根ざした各種事業所が、社会貢献活動の一環として、地域の公園の維持管理や再整備などに積極的に参画し、寄与することを期待したい。</p>

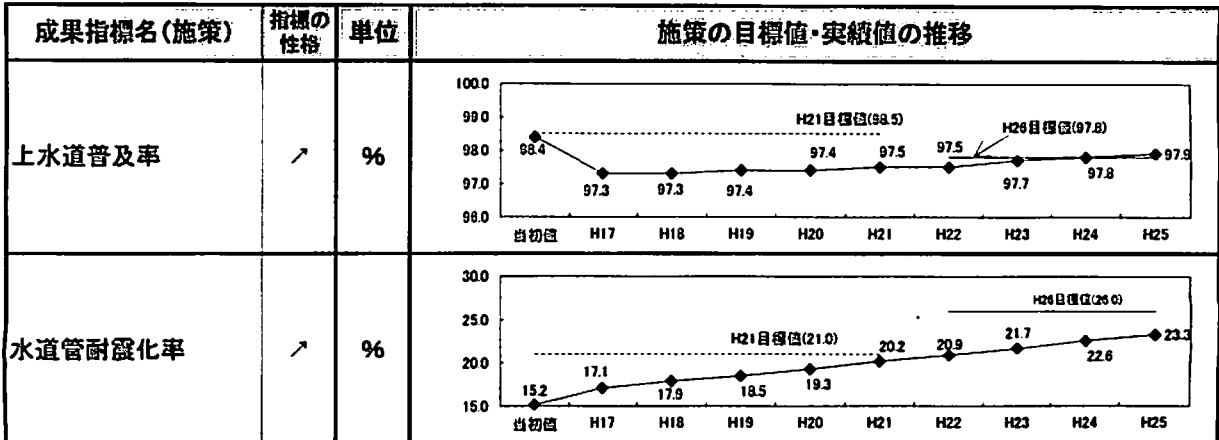
7 - 5 いつでも信頼される上水道事業の推進

評価責任者名	上下水道部長 武石 幸久
評価シート作成者名	上下水道部次長 後藤 信夫

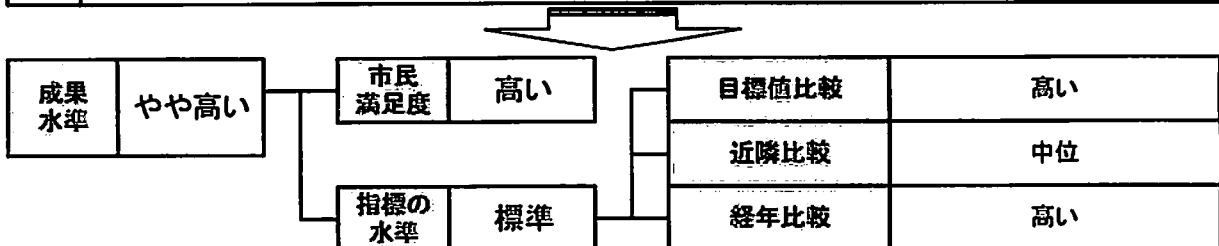
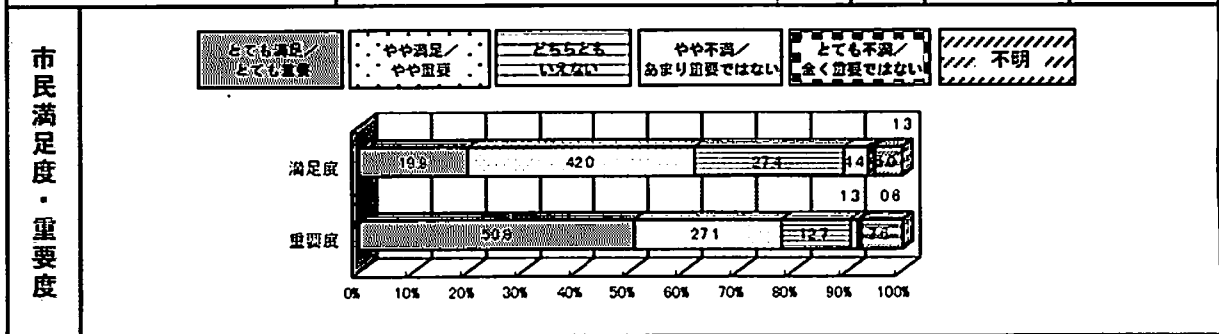
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
上水道施設 利用者	安全な水が安定的に供給される

【成果指標等の状況】



基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
安定給水の確保	有効率	↗	%	93.7	94.0
	耐震化率	↗	%	施策の成果指標に同じ	
	残留塩素	↘	mg/l	1以下	0.41
給水サービスの向上	公道内鉛製給水管解消率	↗	%	82.21	76.17
経営の効率化	総資本利益率	↗	%	0.53	1.35
	自己資本構成比率	↗	%	66.07	68.93



【取組内容と成果】

上水道普及率は、住民要望を踏まえ未給水地域解消事業を推進したことにより、水道整備地域が増加したことから目標を達成できた。ただし、未給水区域の大半が郊外に散在しており、費用対効果が低いことから、急激な普及率増加は見込めないものと想定している。

水道管耐震化率については、震災時においても安定的に給水し続けるため、平成5年から水道管路の耐震化を進め、震度7の地震時にも対応可能な管路の割合である水道管耐震化率は、目標には達していないが着実に増加している。このことにより、漏水対策や水質維持による安全でおいしい水の安定供給や、維持管理費の節減による経営の健全化の面でも一定の成果を上げている。

【成果を押し上げた要因】

上水道普及率が目標を達成できたのは、未給水地域解消事業の推進により、計画的かつ効果的な配水管整備を実施したことが、成果が向上した要因と考えている。また、地下水の枯渇や水質悪化による井戸水利用者の給水要望に対応し、緊急性及び投資効果等を考慮しながら順次配水管整備を行ったことも向上要因のひとつと考えている。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

水道管耐震化率の最終目標値は、旧玉山村との合併前に設定した値であり、新たな目標設定が必要と考えている。

【これからの課題】

旧玉山村との合併に伴い、上水道普及率も水道管耐震化率も一時的に低下した。玉山区では山間部に人口が点在している地域があることや、既に整備済みの管路が法定耐用年数に至っていないことから、耐震管が進まない要因となっており目標値には至らなかった。

現在は、管路の耐震化に対する国庫補助の導入を図るなど、計画的な経年管の更新や浄水場水系間の連絡管の整備により耐震化を進める。今後は中長期を見据えた施設計画を策定し、人口減少やダウンサイジング、財政状況等を勘案しながら、施設整備を進めていく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

水道は市民生活に欠くことのできないライフラインであり、将来にわたり安全な水質、強靱な施設、持続できる健全な事業運営を行うこと。

○ 国・県・他自治体

水道行政に係る適切な指導・監督を行うとともに、水道施設整備に係る国庫補助金の確保及び適切な交付を行うこと。

○ 市民・NPO

水道料金の負担及び水道法に基づき給水装置の維持管理を行うこと。

○ 企業・その他

水道施設の各種設備の技術革新とコスト縮減、及び業務委託での技術力向上と人材育成を行うこと。

施策の柱 7 快適な都市機能

7 - 6 健全な水環境・良好な水循環の創出

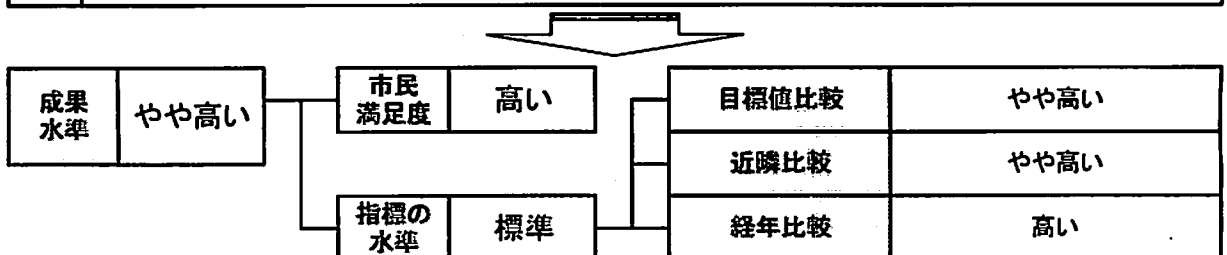
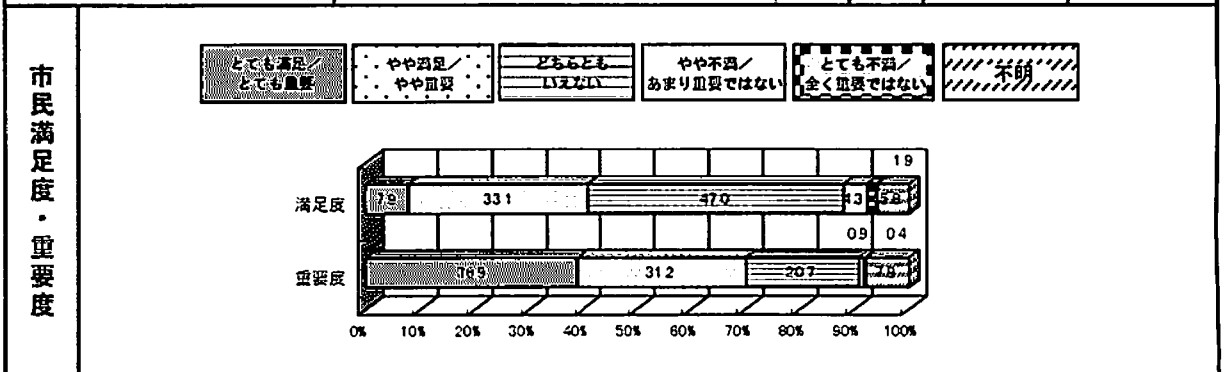
評価責任者名	上下水道部長 武石 幸久
評価シート作成者名	上下水道部次長 後藤 信夫

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
水環境施設 (汚水処理施設・雨水排水施設) 市民	衛生的で安全な水環境が確保される

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移		
汚水処理人口普及率 (処理区域内人口/行政区域内人口)	↗	%			
下水道雨水施設整備率 (整備面積/雨水認可面積)	↗	%			
基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
汚水処理の充実	汚水処理人口普及率(処理区域内人口/行政区域内人口)	↗	%	施策の成果指標に同じ	
雨水浸水対策の推進	下水道雨水施設整備率(整備面積/雨水認可面積)	↗	%	施策の成果指標に同じ	
下水道事業の健全経営	回収率(使用料単価/処理原価)	↗	%	98.03	98.21



【取組内容と成果】

施設整備については、事業効果及び緊急度等を勘案しながら整備を実施したが、特に雨水施設整備については入札不調が相次いだことにより年度内完了に至らなかった。また、汚水処理人口普及率については、雨水施設同様に整備を実施したが、処理区域内人口及び行政区域内人口が共に増加したことによって目標値に至らなかった。

【成果を押し上げた要因】

事業効果及び緊急度等を勘案しながら整備を実施している。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

全般的事項としては、事業実施の大きな財源となる交付金が要望額から大幅に削減されたこと、入札不調により工事の実施に至らない又は遅れが生じたことが挙げられる。また、汚水処理人口普及率については処理区域内人口及び行政区域内人口が共に増加したことによるものである。

【これからの課題】

現在の財政事情では下水道整備費の抑制傾向は必至であるが、今後はこれまでに建設した既存施設の改築・更新事業に重きを置きながら未整備地区の整備を進めていく必要がある。しかし、交付金の内示率の低下及び汚水未整備地区における費用対効果の低下から汚水処理人口普及率、雨水施設整備率とも成果の伸び率が鈍ることが懸念される。なお、下水道事業全般について、さらなる経費の節減や収入の安定確保に取り組むなど、経営の健全化に一層努める必要がある。

【各主体に期待する役割】**○ 市**

・抑制傾向にある財政事情の中で、事業の優先度を勘案しながら汚水及び雨水整備のほか、各種事業を行うこと。

○ 国・県・他自治体

・当市における下水道事業実施計画の審査を行い、汚水及び雨水事業のほか、各種事業に交付金の交付を行うこと。
・災害等非常時における相互応援体制について連携の強化を図ること。

○ 市民・NPO

・汚水管整備完了後、速やかな水洗化工事を行うこと。
・自らの雨水流出抑制、流水阻害要因の解消等に関する適切な措置及び対応を行うこと。

○ 企業・その他

・新技術開発によるコスト縮減対策の提案を行うこと。
・自らの雨水流出抑制、流水阻害要因の解消等に関する適切な措置及び対応を行うこと。

施策の柱 7 快適な都市機能

7 - 7 にぎわいのある市街地の形成

評価責任者名	都市整備部長 藤島 裕久
評価シート作成者名	都市整備部次長 高橋 亨昌

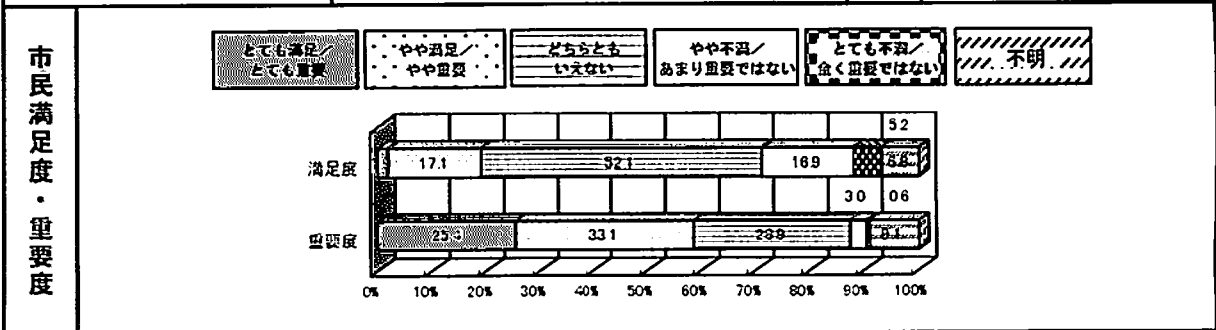
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
既存市街地 太田、盛南、その他土地区画整理地区	都市基盤と拠点機能が整備された快適な市街地が形成され、人が集まりにぎわう

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
土地区画整理事業施行地区内人口	↗	人	
商業地域面積利用率 (利用済商業地域面積/商業地域面積) ※西口・盛南地区	↗	%	
既成市街地に整備された拠点施設数(累計)	↗	棟	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
既成市街地の再整備	土地区画整理事業施行地区内人口	↗	人	施策の成果指標に同じ	
	既成市街地に整備された拠点施設数(累計)	↗	棟	施策の成果指標に同じ	
都心を担う新市街地の整備	西口・盛南地区の市街化率 (施行地区内人口/施行地区内の計画人口)	↗	%	67.03	66.46
	商業地域面積利用率(利用済商業地域面積/商業地域面積)※西口・盛南地区	↗	%	施策の成果指標に同じ	
	道明地区の人口	↗	人	709	707



成果水準	標準	市民満足度	やや低い	目標値比較	高い
		指標の水準	やや高い	近隣比較	-
				経年比較	高い

【取組内容と成果】

土地区画整理事業等の市街地整備事業に取り組んだことにより、都市における基盤整備や土地利用の促進において、一定の成果を上げている。
また、事業のあり方等について権利者の方々との話し合いに取り組んだ。

【成果を押し上げた要因】

主に盛岡南新都市において、都市基盤が整備され、住宅地として活用されたことにより、人口集積が図られた。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

土地区画整理事業等については、少子高齢化や長引く景気低迷など厳しい社会経済状況の中で計画どおりの事業費の確保が困難となり、事業進捗の目処が立ちにくい状況となっている。
平成25年度に都南中央第三地区・道明地区については、施行区域を大幅に縮小し、早期に生活環境改善を実施する見直し方針を決定した。今後、土地区画整理事業を継続する区域の換地計画等の変更や土地区画整理事業によらない区域の施設整備計画を策定し、早期に道路や上下水道等の整備を図る必要がある。
また、組合施行事業については、地価の下落などから事業そのものの実施が危ういものとなっている。今後においては、事業の収束をどのように図るべきであるかを先例にとらわれず検討し実行していく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

・市施行の土地区画整理事業にあつては、施行者として主体的な役割を担う。
・市街地再開発事業にあつては、中心市街地の活性化のための計画立案等の指導的役割と補助者としての役割を担う。

○ 国・県・他自治体

・国は、事業費の補助者としての役割を担う。
・県は、事業の許認可の役割を担う。

○ 市民・NPO

・土地区画整理事業にあつては、地権者は、土地の提供者として、また建物等の移転、換地等事業推進のために協力する役割を担う。
・市街地再開発事業にあつては、地権者は、施行者として主体的な役割とともに土地の提供者として、また事業推進のために協力する役割を担う。
・一般の市民・NPOは、整備された地区や施設に居住して、あるいは活動して賑わいをもたらす役割を担う。

○ 企業・その他

・土地区画整理事業に関わる企業は、誠実に整備等を行い事業を推進する役割を担う。
・一般の企業は、整備された地区や施設に立地し、賑わいをもたらす役割を担う。

施策の柱 7 快適な都市機能

7 - 8 都市活動を支える交通環境の構築	
評価責任者名	建設部長 藤田 公典
評価シート作成者名	建設部次長 古山 裕康

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
各交通手段、幹線道路等、利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・マイカー利用を抑制し、公共交通機関(バス・鉄道、タクシー等)、自転車を利用してもらう ・広域交通や物流を支える交通を確保する

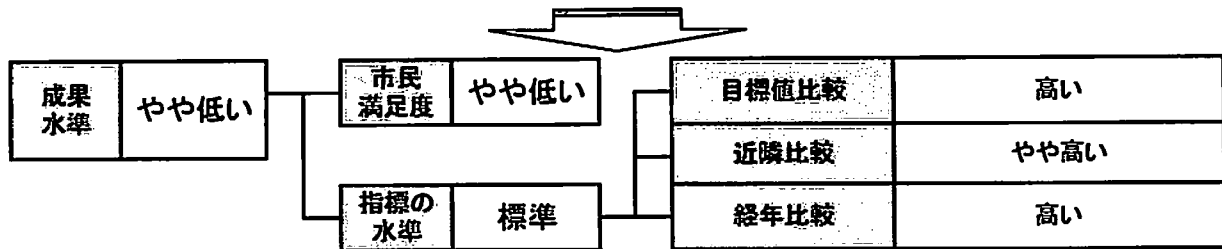
【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
平日の主要幹線道路の混雑度	↘	割合	
無違反の歩行者・自転車が事故に遭った件数	↘	件	
交通の手段分担率の変化	自動車	↘	
	バス	↗	
	鉄道	↗	
	徒歩、自転車等	↗	
1日当たりのバス・鉄道利用者数	↗	人	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
総合交通体系の確立	市民アンケート調査「快適に移動できる」と思う市民の割合	↗	%	33.9	43.9
公共交通機関の利便性向上と利用促進	1日当たりのバス利用者数	↗	人	38,860	40,772
	1日当たりの鉄道利用者数	↗	人	32,540	31,190
自転車、歩行者のための交通環境の構築	市民アンケート調査「自転車で快適に移動できる」と思う市民の割合	↗	%	37.5	34.2
	歩道設置延長	↗	km	440.00	434.65
幹線道路の整備	幹線道路改良率	↗	%	66.3	63.9

市民満足度・重要度

--	--



【取組内容と成果】

・主要幹線道路の混雑度低下については、幹線道路の整備とあわせバスを中心とした公共交通等の施策推進により、平成20年度以降、減少傾向にあり、目標を達成することが出来た。
 ・事故件数減少については、歩道整備による歩行環境の向上や自転車走行環境の整備、自転車のマナー向上施策の推進により、4年連続で減少傾向となり、目標を達成することができた。
 ・交通の手段分担の変化およびバス・鉄道利用者数については、歩道及び自転車走行空間の整備とあわせ、山田線を増便する社会実験等の公共交通施策推進により、バス・鉄道・徒歩・自転車の各交通手段分担率が上昇するとともに、バス・鉄道の利用者数については目標を達成した。

【成果を押し上げた要因】

・幹線道路の整備とあわせ公共交通等の施策推進および交通に対する市民意識の変化により、交通手段分担において自動車利用が減少傾向となっていることが、混雑度を下げている要因と考えられる。
 ・歩行者・自転車の事故件数は、歩道整備による歩行環境の向上や自転車走行環境の整備、自転車のマナー向上施策の推進等が要因となり、減少傾向になっていると考えられる。
 ・歩道及び自転車走行空間の整備や公共交通等の施策推進により、各交通手段における利用環境が向上したことが、バス・鉄道・徒歩・自転車の各交通手段分担率を上昇させ、バス・鉄道の利用者数を増加させた要因であると考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

通勤時のバス鉄道利用分担率は、目標値に達していないが、バス利用率およびバス利用者数については、増加傾向にある。また、「まちなか・おでかけバス」も増加要因の一つと考えられるほか、「まちなか・おでかけバス」のPR等の取組も公共交通利用促進の機運を高める一因になっているとも考えられる。

【これからの課題】

・徒歩・自転車の事故件数、交通手段分担率は目標を上回っているものの、移動の快適性については目標を下回っており、近年の自転車利用への関心の高まりとともに、自転車走行環境の充実が求められていると考えられることから、国で作成した『安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン』等を参考にしながら、自転車走行環境の整備等に今後も取り組む。
 ・鉄道の利用者数は、減少に歯止めがかかった状況となっているが、目標値を下回っていることから、現在取り組んでいる施策を推進するとともに、JR山田線の社会実験と合わせてモビリティ・マネジメントによる公共交通利用の促進に取り組む。また、バス利用についても、「まちなか・おでかけバス事業」における中心市街地活性化との連携のような他施策との連携についても引き続き検討をおこなう。
 ・バスの走行環境向上や安全確保による交通環境の快適性向上のため、計画的な幹線道路の整備を継続する必要がある。

【各主体に期待する役割】

- 市
 - ・自家用車利用を抑制し、公共交通や自転車への転換を図るための施策を引き続き継続する。
 - ・交通環境の快適性向上のため、幹線道路の整備や自転車走行環境の整備を引き続き取り組む。
- 国・県・他自治体
 - ・幹線道路の整備を継続するとともに、公共交通や自転車等の利用促進に向けた各施策を市と一体となって取り組む。
- 市民・NPO
 - ・自動車による移動を我慢し、公共交通や自転車等を利用した移動を心がける。
- 企業・その他
 - ・自動車による移動を我慢し、公共交通や自転車等を利用した移動を心がける。

施策の柱 8 信頼される質の高い行政

8 - 1 健全な財政運営の実現	
評価責任者名	財政部長 獅子内 建二
評価シート作成者名	財政部次長 藤村 伸広

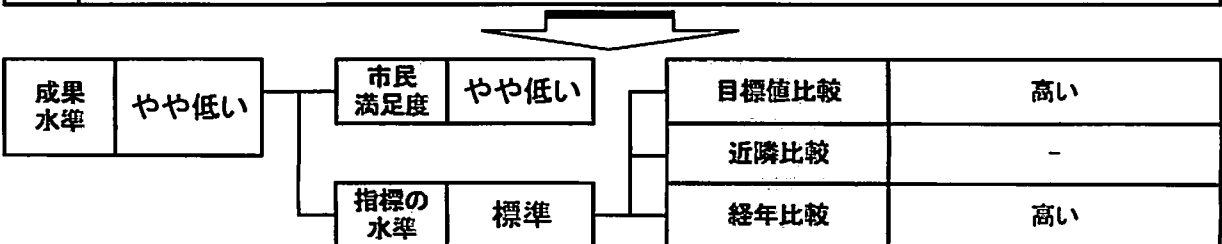
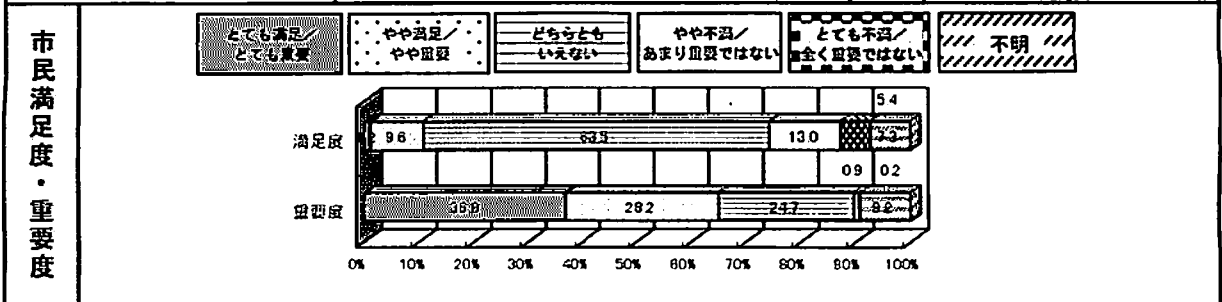
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
財政	安定した財政運営ができています

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
市税の収納率	↗	%	
経常収支比率	↘	%	
実質公債費比率	↘	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
賦課の適正化と収納率の向上	一般会計市税収納率	↗	%	施策の成果指標に同じ	
健全な財政運営	市債発行額(市債依存度)	↘	%	5,503,100 (5.3)	6,334,000 (5.8)
	自主財源比率	↗	%	44.5	45.4
公有財産の適正管理	財産台帳整備面積率 (財産台帳整備面積/行政財産の土地面積)	↗	%	100.0	100.0
公有財産の有効利用促進	未利用市有地面積 (都市計画事業代替地除く)	↘	1,000㎡	120	110
	有効的に活用されていない建物	↘	件	1	2



【取組内容と成果】

・市税については、収納率向上のため、引き続き軽自動車税のコンビニ収納を行うほか、納税推進センター（コールセンター）による初期滞納者への納税勧奨や効率的な滞納整理に努め、目標収納率を上回った。
・財政運営については、予算編成において、引き続き行政評価と総合計画の連動による「施策別予算配分方式」を実施し、市債残高を減らし後年度の公債費負担を抑制するため、臨時財政対策債を除く市債発行額を歳入予算総額の8%以内かつ元金償還額以内にとどめた。
・公有財産については、財産の把握に努め、財産台帳を整備するとともに、未利用市有地の販売促進に努めた。また、市庁舎整備に係る基金条例を制定し、将来に向けて、財源確保の環境を整えた。

【成果を押し上げた要因】

市税については、景気低迷からの持ち直しの傾向及び震災復興需要の影響などにより、経済状況において回復基調が窺われること、さらには納税推進センター（コールセンター）等による口座振替勧奨による口座振替依頼者の増加をはじめ、滞納処分等による滞納繰越分の収納率の増加などが要因と考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

・市税については、市内の経済状況に若干の回復基調があるものの、いまだ脱しきれない東日本大震災による直接的・間接的な影響をはじめ、平成26年4月からの消費税率8%による経済への影響等から、今後の市税収納率の伸び悩みが懸念される。今後、コンビニ収納の拡大やページー口座振替等による納付機会の拡大を進めるとともに、滞納整理に当たっては、滞納整理の状況を小まめに把握することで、効率的な滞納整理を実現していくことなどが求められている。
・社会保障費の増加や依然として高水準にある市債の償還とともに、老朽化する公共施設への対応など、市財政を取り巻く環境は非常に厳しい。これに対応するため、硬直化が進んでいる「施策別枠予算配分方式」による予算編成の問題点等を把握し、より弾力的に執行可能な予算編成についてのさらなる検討を行う。また、歳出の徹底した抑制と歳入での自主財源の確保を図り、中期財政見通しと総合計画実施計画のマッチングにより、投資的経費の計画的予算配分に努めることとする。
・公有財産については、引き続き関係課と連携し、市有財産の適切な把握と管理に努めるほか、未利用市有地の売却や貸付け、有効活用の促進を図る。

【各主体に期待する役割】

○ 市 【課税の適正化と収納率の向上】 納税義務者に対し、市税を適正に賦課し、滞納者から確実に滞納市税を徴収する。 【健全な財政運営】 厳しい財政状況であるので、簡素で効率的な行政システムを確立するため、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出の徹底した見直しによる抑制と重点化を進め、歳入でも自主財源の積極的な確保を図り、効率的で持続可能な財政運営を進めていく。また、その取組状況について、積極的な情報提供に努める。 【公有財産の適正管理・有効利用促進】 公有財産を適正に管理するとともに、外部委託の積極活用等による経費削減を図るとともに、未利用の市有財産について、処分、貸付等により有効活用を促進する。
○ 国・県・他自治体 【課税の適正化と収納率の向上】 課税資料や未申告者に関する情報などについての相互協力を推進する。 【健全な財政運営】 地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金・地方交付税・税源移譲を含めた税源配分の見直しを図る。 【公有財産の適正管理】 公有財産の適正管理に係る関係法令の整備及び管理の連携などの事例研究等
○ 市民・NPO 【課税の適正化と収納率の向上・健全な財政運営】 税の期限内申告や納期限納付に努めるなど国民としての義務を果たすとともに、限りある財源がどのように有効に使われているか、将来の世代の負担はどれくらいなのか等について絶えず関心を持ち、市政の動きを注視する。 【公有財産の適正管理】 財産（公共施設）の安全かつ適正な利用及び不法占有等の通報による協力を行う。
○ 企業・その他 【課税の適正化と収納率の向上・健全な財政運営】 法人関係税の適正な申告納付と特別徴収義務者としての責任を果たす。

施策の柱 8 信頼される質の高い行政

8 - 2 計画的で効率的な行政運営の推進

評価責任者名	市長公室長 東藤 郁夫
評価シート作成者名	市長公室次長 藤澤 和織

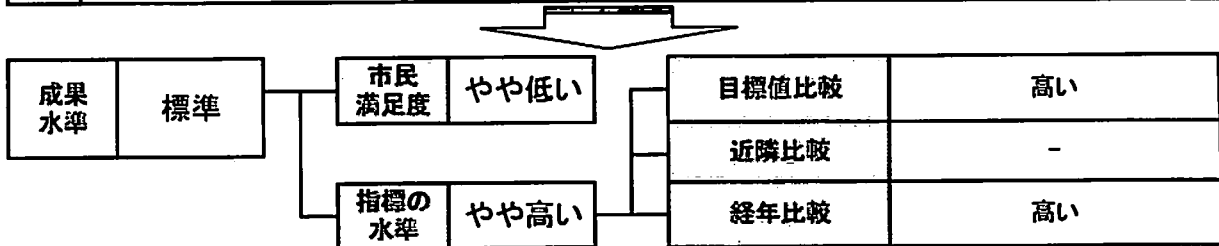
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
行政	行政事務が計画的かつ効率的、公正に進められる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移			
総合計画実施計画の事業着手率	↗	%				
基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績	
計画行政の推進	総合計画実施計画の達成率	↗	%	100.0	102.4	
行政改革の推進	盛岡市自治体経営の指針及び実施計画における各年度ごとの計画に対する達成率	↗	%	75.00	80.00	
議会活動の支援	円滑で効率的な運営ができた議会の割合	↗	%	100.0	100.0	
公正な行政事務の確保	行政訴訟件数	↘	件	1	0	
	選挙争訟件数	↘	件	0	0	

市民満足度・重要度	



【取組内容と成果】

施策の成果指標である「総合計画の事業着手率」(3ヵ年平均)は100.00%と目標通りの達成率となっている。「第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」は計画に対する目標達成率は80.0%となっている。円滑で効率的な運営ができた議会の割合は、100%と目標通りの成果となっており、行政訴訟件数も、目標を下回っている。

【成果を押し上げた要因】

「総合計画の着手率」については、平成23年度当初予算から、総合計画主要事業の事業費の調整を総合計画所管の企画調整課で行うなど進行管理の強化を図ったことが要因であると思われる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】**【これからの課題】****【計画行政の推進】**

総合計画は自治体の経営戦略とも言えるもので、行政評価と連動させながら、施策、事務事業の重点化を図ることで、より良いまちづくりにつなげる必要がある。

また、計画期間が平成26年度までとなっていることから、財政見通しや「第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」との整合を図りながら、市を取り巻く環境の変化と盛岡市が取り組むべき課題を整理し、持続可能で活力あるまちづくりを維持していく必要がある。

【行政改革の推進】

これまでの自治体経営の理念を引き継ぎつつ、「第一次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」における未達成項目や新たな課題に対応していくために策定した「第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」の適切な進行管理に努める必要がある。

【各主体に期待する役割】**○ 市**

総合計画の主要事業については、市が事業主体、あるいは市が関与するものであることから、市が中心となって進める役割を担う必要がある。また、自治体経営の指針に掲げた「強固な行財政基盤の構築」など、持続可能なまちづくりに向けた改革改善は、市が主体的に取り組むべき課題である。さらに、評価の便宜上、議会及び議員活動を含めて「市」ととらえると、個別の議会において地方自治法の範囲内で円滑で効率的な議会運営に向けた一定の改善・改革ができるほか、訴訟、争訟の対象としての責任ある立場も求められる。

○ 国・県・他自治体

国や県においても、行政改革の推進に関する法整備や、さらなる地方議会の権限拡充に向けた法令整備等を検討する役割がある。また、法制定者、助言指導の対象部署として市への支援も求められる。

○ 市民・NPO

自治体経営の指針に掲げた「多様な主体が参画するまちづくり」の実現には、地域のコミュニティの力を結集して地域の資源を活用する取組など、市民やNPOによる協働のまちづくりは欠かすことができない。また、議会及び議員活動の改善・改革のためには、市民参加や市民監視が重要となる。

○ 企業・その他

自治体経営の指針に掲げる「多様な主体が参画するまちづくり」には、企業なども、主体の一つとして組み込まれている。その他、市議会議長会や中核市議長会等としては、地方議会のさらなる権限拡充を国、県等に求めていく役割がある。

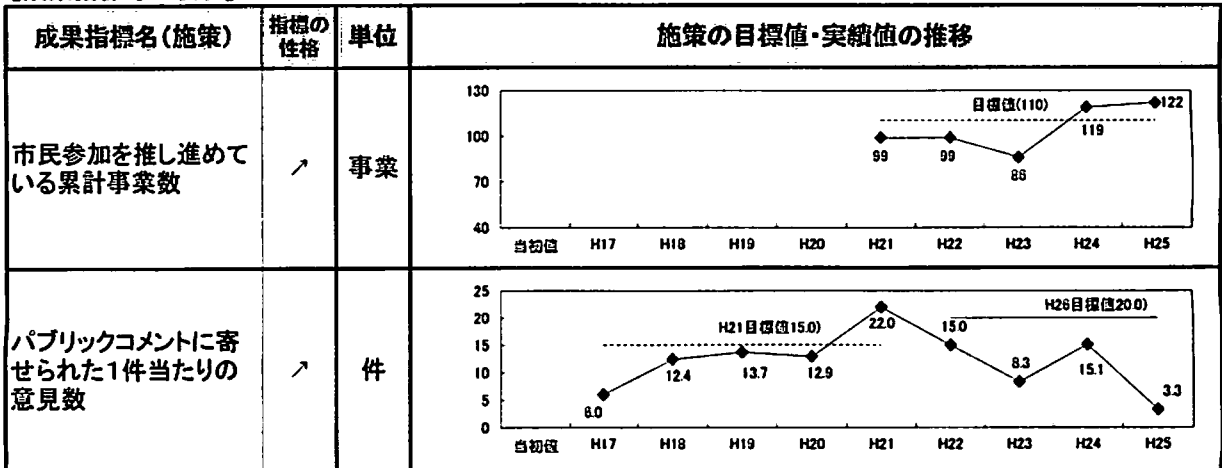
8 - 3 市民とともに作る行政の実現

評価責任者名	市長公室長 東藤 郁夫
評価シート作成者名	市長公室次長 藤澤 和義

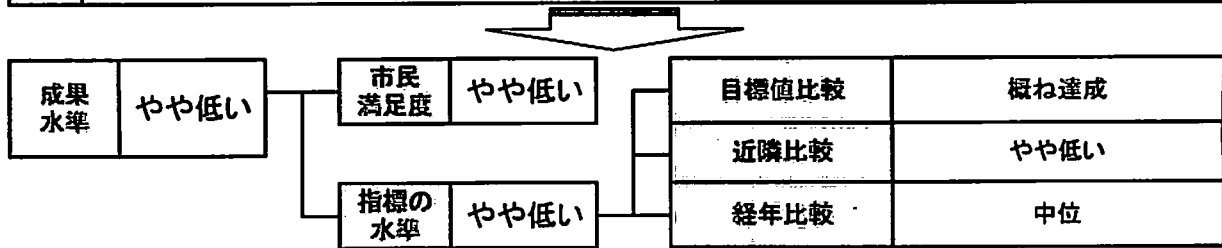
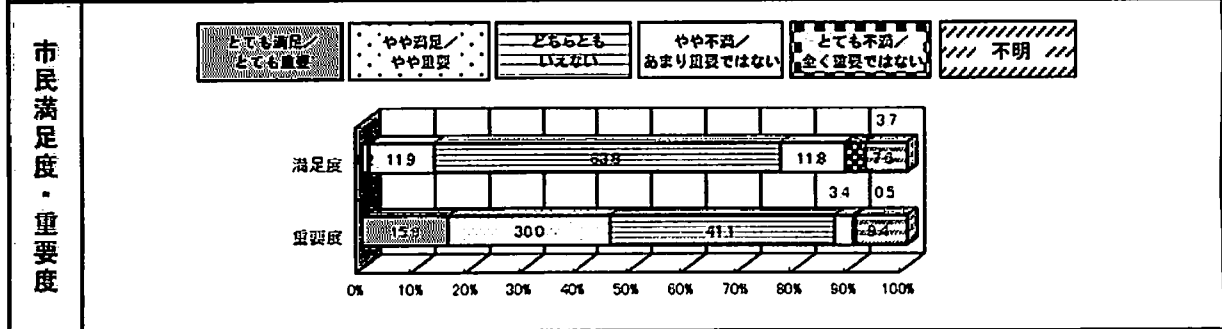
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	市政に参画することができる

【成果指標等の状況】



基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
分かりやすい行政情報の提供	開示請求及び情報提供件数(ホームページ新着情報件数含む。)	↑	件	12,000	10,999
広聴機能の充実	市民アンケート調査「市民意見が市政に反映されている」と答えた市民の割合	↑	%	40.0	24.0
市民参加の推進	NPO団体等数	↑	団体	140	132
	協働事業の件数	↑	件	250	233
都市ブランドの確立	盛岡ブランド推進計画掲載事業の進捗率(事業着手率)	↑	%	-	92.1



【取組内容と成果】

パブリックコメントの件数は平成24年度に比べ、実施件数で13件から7件と6件の減、意見数は196件から23件と173件の減、1件当たりの意見数は15件から3件へと12件の減となった。
市民参加を推し進めている累計事業数は、25年度においては、ワールドカフェ方式によるワークショップや市民討議会の開催などの新たな手法の活用に加え、市民団体等との協働事業を進めたことから、増加した。

【成果を押し上げた要因】

多様な主体が参画するまちづくりを柱とする自治体経営の指針及び実施計画により、NPO、地縁団体、リーダーの育成や支援、公募型協働推進事業制度を見直し、また民間委託、指定管理者制度の活用など、協働のまちづくりを積極的に推進することにより、協働の意識が浸透してきたものと考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

パブリックコメントの意見数の減について、24年度は、意見数が多かった上位3件(「盛岡小中学校学校給食基本方針(案)」、「岩山公園整備基本計画(案)」、「史跡盛岡城跡整備基本計画(案)」)で全体の78%を占め全体の件数を押し上げることとなったが、テーマが市民にとって身近で関心の高いものであったことがその要因と考えられる。

一方、25年度は、「平成26年度盛岡市食品衛生監視指導計画(案)」など当該施策の直接的影響の及ぶ市民・企業の範囲が限定的なテーマが多く、全体として意見数が少ない結果となったものと考えられる。

【これからの課題】

パブリックコメントについては、案件によって、意見数の開きがあり、テーマによって市民の関心度が異なり、意見数に影響していると考えられる。そのため、今後さらに「市民起点による市政」を推進するため、パブリックコメントの周知方法や資料を工夫するなど、できるだけ市政への関心を高めることに努め、市民参画の機会の拡充を図る必要がある。

また、広聴機能の充実の成果指標である市民アンケート調査による「市民意見が市政に反映されている」と答えた市民の割合は、増加しているものの目標値に達していないことから、市民意見把握のための新たな手法を確立するなどして市民の意見を聴く取組とともに、市政に反映させていることを積極的に情報提供することが必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

行政情報の提供においては事業の根幹部分全般を担うほか、市民の意見等を的確に把握し、市政運営を進める各過程や分野において、その反映に努めなければならない。また、もりおかのまちづくりを進めるうえで、市民のニーズを行政だけで解決・実現するのではなく、主体的な市民活動の展開を促進し、また市民と行政が共に地域課題を探り、解決方法を話し合ったり、解決に向けて取り組む仕組みを、行政として構築する必要がある。「盛岡ブランド推進計画」を策定することにより、盛岡の魅力や価値を「盛岡ブランド」として体系化し、市内外に発信してきた。市民や企業と協働しながら主要プロジェクトや分野別推進事業を展開し、盛岡ブランドを推進する必要がある。

○ 国・県・他自治体

行政情報の提供においては基本政策の推進を担う。
「特定非営利活動促進法」(10年施行)や「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(20年施行)により、市民活動団体の法人格取得が可能となったが、団体の安定的かつ継続的な活動を担保するための支援策の検討が必要である。

○ 市民・NPO

市事業への理解と周知が求められる一方で、市政に高い関心を持ち、市政運営に対して積極的に要望、提言を行う役割を担う。公共の担い手として、様々な分野で行われている活動の専門性やノウハウを活用して、まちづくりに積極的に参画し、また地域社会にも貢献することが求められている。盛岡ブランドに位置付けられているイベントや取組に参画し、企業、行政と協働で盛岡ブランドを推進する必要がある。

○ 企業・その他

企業やその他の団体も地域社会を構成する一員であり、積極的に社会貢献活動やまちづくりに参加することが求められている。

施策の柱 8 信頼される質の高い行政

8 - 4 市民の負託に応える組織の構築・人材の育成

評価責任者名	総務部長 柴田 道明
評価シート作成者名	総務部次長 伊瀬谷 渉

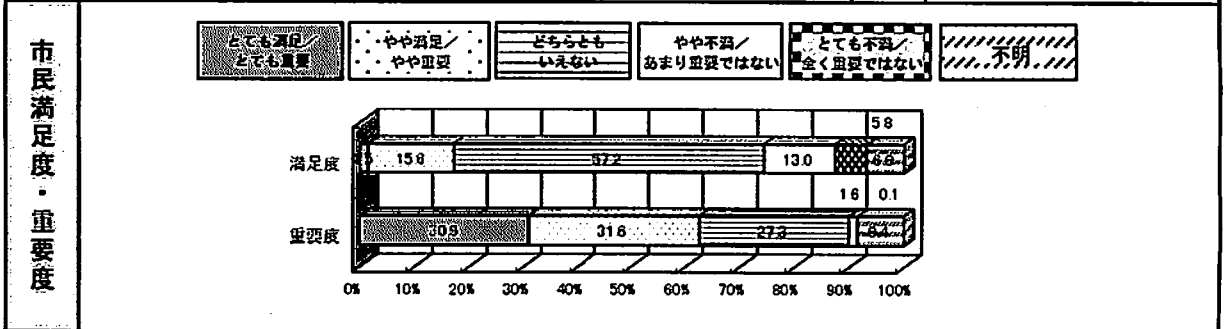
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
職員	プロ意識を持った職員の育成を図る 効率的な組織を形成する

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の 性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
市民アンケート「市の職員は責任を持って仕事をしている」と答えた市民の割合	↗	%	
職員1人当たりの人口(普通会計)	↗	人	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の 性格	単位	H25目標	H25実績
職員人材開発の充実	研修参加率	↗	%	100.0	128.2
組織・人事の適正化	職員1人当たりの人口(普通会計)	↗	人	施策の成果指標に同じ	



【取組内容と成果】

- ・自律的・主体的な能力開発と組織の支援を柱とした「人を活かす人事システム」における業務遂行支援制度及び人事評価制度などの関連施策を展開することにより、職員能力及び資質の向上並びに組織目標の達成及び活性化に努めた。
- ・研修参加意欲を高めるため選択研修や公募方式を取り入れ、自発的な能力開発を支援した。
- ・盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例及び職員倫理規程等に基づき、管理職を対象とした特別研修、新採用職員や中級職員などの全ての階層別研修においてコンプライアンス研修を実施したほか、月1回以上の職場における服務ミーティングの実施などにより、公務員倫理及び法令遵守に関する職員の意識の徹底と職場風土の改革に努めた。
- ・成果指標「市民アンケート「市の職員は責任を持って仕事をしている」と答えた市民の割合」は2ポイント上昇した。
- ・成果指標「職員1人当たりの人口(普通会計)」について、平成24年度実績値で最終目標値に達することができた。

【成果を押し上げた要因】

- ・成果指標「市民アンケート「市の職員は責任を持って仕事をしている」と答えた市民の割合」の上昇については、業務遂行支援制度及び人事評価制度の継続した実施により、組織目標や課題の共有化や職員個々のモチベーションの向上が図られたこと、また、所属長面談等を通じた職員個々の能力を生かす職場風土づくりに努めたことが要因と思われる。
- ・成果指標「職員1人当たりの人口(普通会計)」の上昇については、「第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」及び「盛岡市第四次定員適正化計画」に基づき、定員の適正化と組織機構の簡素合理化を推進し、各部署において工夫しながら最少の経費で最大の効果を得るよう取り組んできたことが要因と思われる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

成果指標「市民アンケート「市の職員は責任を持って仕事をしている」と答えた市民の割合」が、毎年上昇しているものの、最終目標値とギャップがあることについては、不適切経理や職員の逮捕事案を受け、全庁を挙げて再発防止に取り組んでいた中、コンプライアンスに関する職員一人ひとりの意識の徹底及び組織全体の意識改革が不十分であったため、再び職員の不祥事が発生し、市民の市職員に対する信頼感が低下したことが要因と思われる。

【これからの課題】

- ・全ての階層別研修でコンプライアンス研修を実施するとともに、各職場において服務ミーティングを継続して実施するなどにより、コンプライアンス条例及び服務規程に基づく法令遵守及び公務員倫理を更に徹底する必要がある。
- ・引き続き公募制、選択性の研修の実施や研修内容の充実を図りながら「人を活かす人事システム」に基づき、職員が自ら進んで主体的な能力開発に取り組むことができるよう支援していく必要がある。
- ・「第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」及び「盛岡市第四次定員適正化計画」に基づき、一層の定員の適正化と組織機構の簡素合理化を推進するとともに、行政運営が可能な組織機構・職員配置を実現する必要がある。
- ・成果指標「市民アンケート「市の職員は責任を持って仕事をしている」と答えた市民の割合」の実績値が目標値を下回っていることから、成果指標の目標達成を意識した人材育成を行い、コンプライアンスに関する職員一人ひとりの意識の徹底及び組織全体の意識改革を引き続き行っていく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・研修ニーズの把握、研修の企画・実施、派遣研修受講者等の募集・選考・派遣の実施等
- ・コスト意識を高く持つとともに住民の行政ニーズについての的確に把握し、柔軟に対応することが求められている。

○ 国・県・他自治体

○ 市民・NPO

市の行政運営が最小のコストで効率よくなされているか、市民が関心を持つことにより、適正な運営を行ううえでのチェックとなる。

○ 企業・その他

研修の受託、派遣研修の受け入れ等

施策の柱 8 信頼される質の高い行政

8 - 5 より便利な行政サービスの構築

評価責任者名	市民部長 細川 恒
評価シート作成者名	市民部次長 沼田 由子

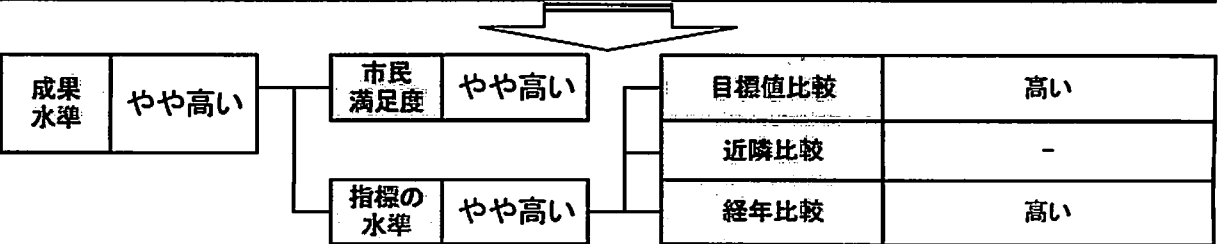
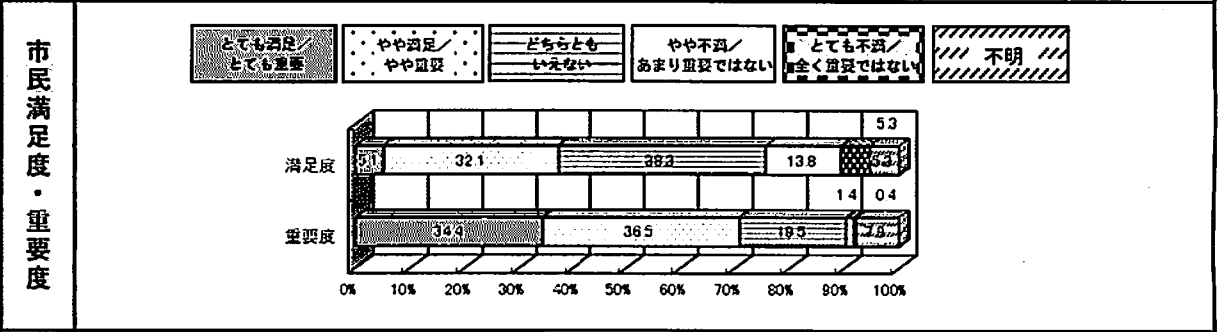
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
窓口利用者、市民、事業者	簡単に行政手続が行える

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
窓口利用者アンケート調査「職員の対応が満足」と答えた市民の割合	↗	%	
窓口利用者アンケート調査「窓口が便利」と答えた市民の割合	↗	%	

基本事業名	成果指標名(基本事業)	指標の性格	単位	H25目標	H25実績
窓口業務の適正化	窓口利用者アンケート調査「職員の対応が満足」と答えた市民の割合	↗	%	施策の成果指標に同じ	
	窓口利用者アンケート調査「窓口が便利」と答えた市民の割合	↗	%	施策の成果指標に同じ	
電子市役所の構築	Webでダウンロード可能な申請書等の率	↗	%	89.00	91.51
	申請・届出のオンライン化率	↗	%	7.80	7.80



【取組内容と成果】

・職員の接遇改善を図るため、窓口利用者アンケート及び職員セルフチェックシートを実施したほか、接遇研修を2回開催した。また住民対応及び接遇において、他の職員の模範となる接遇マイスターを新たに認定し、職員全体の接遇マナーの向上に取り組んだ。このことにより、接遇マイスターだけではなく、職場全体の接遇意識の向上の点で成果があった。

・市民登録課では繁忙期にフロアマネージャーを配置し、窓口での手続きが円滑に行われるように努めた。

・窓口利用者アンケートでの「職員の対応が満足」と答えた市民の割合が、平成24年度94.6%から25年度96.3%に上昇している。

・Webでダウンロード可能な申請書等の率については、ホームページのリニューアルにともなう書式の統合や見直し等により実質的には減ってはいるが、特に影響がないものと考えている。

【成果を押し上げた要因】

・接遇研修や課内ミーティング等による小さい意識の変化。

・職員一人ひとりの、市民の立場に立った対応につながってきている。

・フロアマネージャーの配置や、案内標示の充実。

・職員の模範となる接遇マイスターの認定による接遇マナーの向上。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

・窓口の対応については、毎年、窓口に来られた市民へ「窓口に関するアンケート」を依頼し、その結果を分析するとともに、市民のニーズを把握し市民の声を事業に反映させるように努める必要がある。

・申請・届出のオンライン化については、国や県の電子申請も利用が低調なことから、大きな進展が望めない状況である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

利用者ニーズの把握により接遇・サービスの満足度の向上に努める。

○ 国・県・他自治体

それぞれの窓口において、接遇・サービスの満足度の向上に努め、先進事例等を情報発信する。

○ 市民・NPO

「窓口に関するアンケート」への協力

○ 企業・その他

「窓口に関するアンケート」への協力

施策の柱 8 信頼される質の高い行政

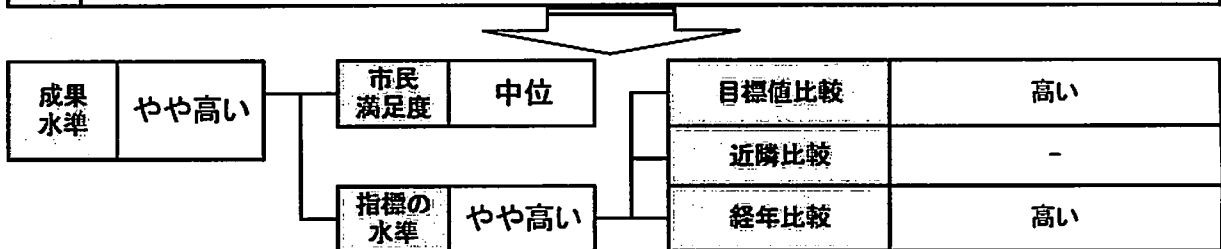
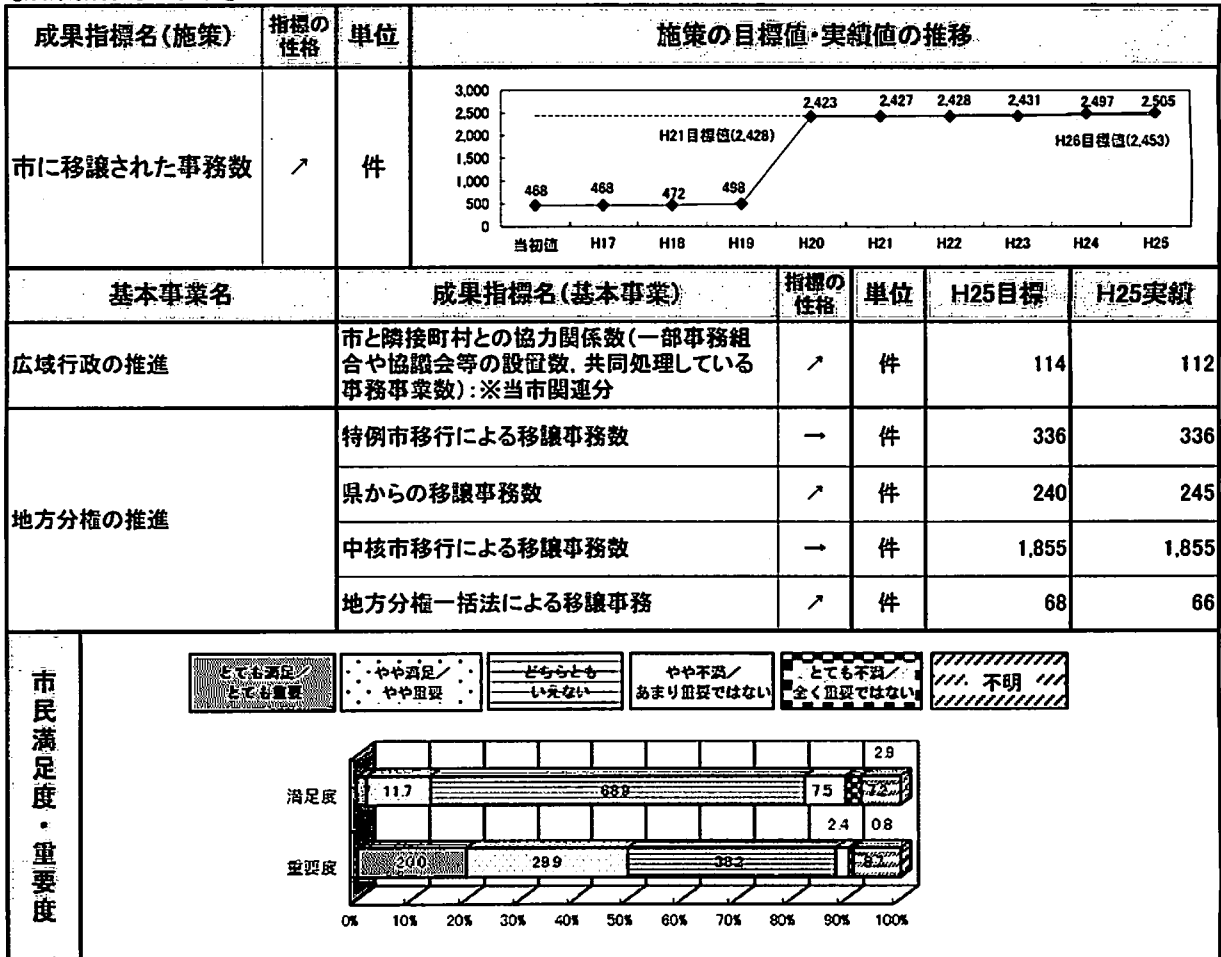
8 - 6 自治の確立を目指す取組みの強化

評価責任者名	市長公室長 東藤 郁夫
評価シート作成者名	市長公室次長 藤澤 和義

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を、何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民 行政	自律した行政運営ができる

【成果指標等の状況】



【取組内容と成果】

平成20年度に中核市に移行したことにより、県からの事務移譲件数は大幅に増加している。また、20年度から22年度までの岩手県の権限移譲等推進計画により事務移譲が進められ、移譲件数は、21年度2,427件、22年度2,428件、23年度2,431件、24年度2,497件、25年度2,505件と増加した。

広域行政の推進については、20年5月に、盛岡広域8市町村(盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町、矢巾町)により、「盛岡広域市町村長懇談会(現名称:盛岡広域首長懇談会)」が設立されており、「観光」、「企業誘致」など共通の課題等について、協議を行い、広域連携の取組を進めた。

【成果を押し上げた要因】

「岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例」により、県から8事務の移譲を受けたことによる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

--

【これからの課題】

地方分権の進展に伴い、自律的なまちづくりを進めるため、移譲によるメリットなどを勘案しながら、事務移譲を進める必要がある。地方分権一括法(第三次)により27年度から移譲件数が増加する見込みである。また、26年度より、国が、地方分権改革に関する提案方式を実施することとなったことから、この方式も活用し、必要な権限移譲を進める必要がある。

また、広域行政については、地方自治法が改正され、27年度から「地方中核拠点都市」制度が創設されることとなったが、この制度を活用し、盛岡広域圏の一体的な発展を図るため、広域圏構成市町と協議を進める必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

盛岡広域市町村圏における広域連携については、盛岡市がある程度リードして進める役割を担っている。
また、地方分権の推進においても、基礎自治体として、より多くの権限を持ちながらまちづくりを進める観点から、市が積極的に推進する役割を持つものである。

○ 国・県・他自治体

広域連携については、関係自治体の共通認識のもとに、協力しながら進める必要がある。
また、地域主権が進められようとしている中で、国から基礎自治体への移譲取組が重要となる。

○ 市民・NPO

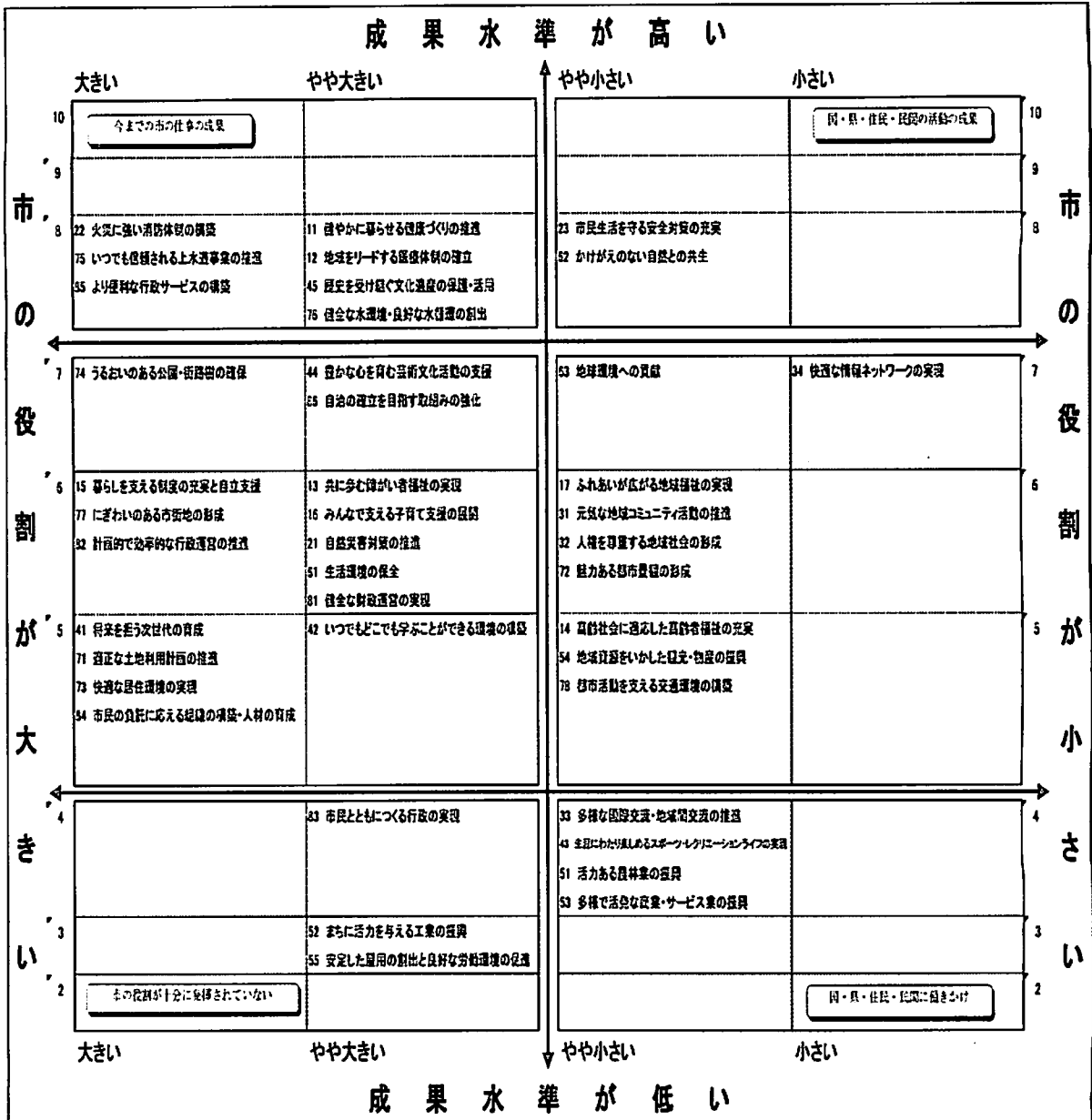
--

○ 企業・その他

--

3 施策の貢献度評価

施策の貢献度評価は、施策の「成果水準」と「施策の成果向上に市が果たす役割の大きさ」の2点の評価をクロス集計するもので、これにより、市の仕事の成果が現れている分野や市の役割が十分に発揮されていない分野が明らかになります。



【参考資料：施策達成度評価の手順】

1 「指標の水準」の評価

(手順1) 施策の成果指標の実績値について、次のア、イ、ウのとおり5段階評価を行います。

なお、イ及びウについては、データがないか、指標の性質上、比較が適当と認められない場合には行わないこととします。

ア. 目標値比較

高い……目標値を大きく上回った。

目標に対する達成度 120%以上 3点

やや高い…目標値を若干上回った。

目標に対する達成度 100%以上120%未満 2点

概ね達成…概ね目標値のとおりだった。

目標に対する達成度 80%以上100%未満 1点

やや低い…目標値を若干下回った。

目標に対する達成度 60%以上80%未満 0点

低い……目標値を大きく下回った。

目標に対する達成度 60%未満 -1点

イ. 近隣比較

高い……近隣他都市と比べて高い水準である。

比較した自治体の中で上位 10%内 3点

やや高い…近隣他都市と比べてどちらかと言えば高い水準である。

比較した自治体の中で上位 30%内 2点

中位……近隣他都市と比べて中位の水準である。

比較した自治体の中で上位 50%内 1点

やや低い…近隣他都市と比べてどちらかと言えば低い水準である。

比較した自治体の中で上位 70%内 0点

低い……近隣他都市と比べて低い水準である。

比較した自治体の中で上位 70%以下 -1点

ウ. 経年比較

高い……過去5ヵ年の実績と比べて高い水準にある。

過去5年間の最高値以上 3点

やや高い…過去5ヵ年の実績と比べてどちらかと言えば高い水準である。

過去5年間の平均値と最高値の中間値以上最高値未満 2点

中位……過去5ヵ年の実績と比べて中位の水準である。

過去5年間の平均値以上平均値と最高値の中間値未満 1点

やや低い…過去5カ年の実績と比べてどちらかと言えば低い水準である。

過去5年間の最低値と平均値の中間値以上平均値未満 0点

低い……過去5カ年の実績と比べて低い水準である。

過去5年間の最低値と平均値の中間値未満 -1点

(手順2) 手順1の結果から、ア、イ、ウの評点の平均を算出し、次の基準により5段階で評価します。

高い (3.5以上)	…	5点
やや高い (2.5以上3.5未満)	…	4点
標準 (1.5以上2.5未満)	…	3点
やや低い (0.5以上1.5未満)	…	2点
低い (0.5未満)	…	1点

※実際の評価作業においては、基本事業の達成度も加味していますので、単純計算の結果と評価結果が異なっている場合があります。

2 「市民満足度」の評価

(手順1) 市民アンケート調査の結果をもとに、次の算出方法により満足度指数を算出します。

$$\text{満足度指数} = \{ \text{「満足 (2点)」} \times \text{回答者数} + \text{「やや満足 (1点)」} \times \text{回答者数} \\ + \text{「どちらともいえない (0点)」} \times \text{回答者数} + \text{「やや不満 (-1点)」} \\ \times \text{回答者数} + \text{「不満 (-2点)」} \times \text{回答者数} \} \div \text{有効回答者数}$$

(手順2) 手順1で算出された満足度指数から、次の基準により5段階で評価します。

高い (0.2以上)	…	5点
やや高い (0.1以上0.2未満)	…	4点
中位 (0以上0.1未満)	…	3点
やや低い (-0.2以上0未満)	…	2点
低い (-0.2未満)	…	1点

3 「成果水準」の評価

上記「指標の水準」と「市民満足度」の5段階評価の点数を合算し、次の基準により5段階で評価します。

高い	…	9～10点
やや高い	…	7～8点
標準	…	6点
やや低い	…	4～5点
低い	…	2～3点

Ⅲ 平成27年度予算編成への反映

1 行政評価システムを活用した予算編成

市は、平成17年度当初予算から、行政評価を活用した「施策別予算配分方式」を導入し、予算編成を行っています。

この方式は、

1. 市総合計画に掲げる施策について、政策目標に対する貢献度と優先度の評価を実施
2. 上の評価結果に基づいて、施策別に予算を配分
3. 各施策のなかの事務事業について優先度を評価し、施策に与えられた予算を事務事業へ配分

という手順で各事業の予算額を決定するものです。

2 施策の優先度評価

施策の優先度評価は、施策の達成度評価、貢献度評価の結果を踏まえながら、次年度に市が優先的に取り組むべき施策を決定するために行う評価です。

なお、現在の総合計画（以下「現計画」といいます。）の計画期間は平成26年度までであり、次年度は新しい総合計画（以下「新計画」といいます。）における施策単位で市政運営を行うこととなりますが、新計画は現在策定中であることから、現計画における施策単位で評価を行いました。

【評価方法・基準】

評価作業は、市長以下庁議メンバーで組織する自治体経営推進本部会議において、4グループに分かれ、各グループが、都市戦略課題直結度（市長マニフェストと総合計画に掲げる41施策の結びつきはどれくらい強いのか）、市民期待度（市民の施策への期待の大きさはどれくらいか）、成果向上余地（今後、施策の成果を向上させる余地がどれくらいあるか）、緊急度（社会経済情勢の急激な変化等に対応するため、短期的に取組を強化する必要があるか）について、評価します（次頁評価基準参照）。

<評価基準>

○都市戦略課題直結度

市長マニフェストにある施策や事業と総合計画に掲げる41の施策の結びつきを評価しました。

- 「大きい」……市長マニフェストとの結びつきが大きい
- 「やや大きい」…市長マニフェストとの結びつきがやや大きい
- 「中程度」……市長マニフェストとの結びつきは中程度
- 「やや小さい」…市長マニフェストとの結びつきがやや小さい
- 「小さい」……市長マニフェストとの結びつきが小さい

○市民期待度

各施策についての「市民満足度（7ページ参照）」と「市民重要度（※）」から、施策への市民の期待の大きさを評価しました。

- 「大きい」……満足度が低く、水準の向上が期待されている
 - 「中程度」……満足度が高く、さらに高い水準が期待されている
 - 「小さい」……満足度が高く、水準向上への期待は多くない
- 又は、満足度が低く、水準向上への期待は大きくない

※「市民重要度」… 市は毎年度、無作為で抽出した市民3,000人を対象に市民アンケート調査を実施していますが、この中で、総合計画に掲げる41施策に関して、それぞれの取組が今後どれくらい重要になると思うかを「とても重要」「やや重要」「どちらともいえない」「あまり重要ではない」「全く重要ではない」の5段階でたずねています。

○成果向上余地

施策達成度評価（5～109ページ参照）や施策貢献度評価（110ページ参照）の結果などから、今後施策の成果を向上させる余地がどれくらいあるかを評価しました。

- 「大きい」……投資（取組強化）による成果向上の余地がかなりある
- 「やや大きい」…投資（取組強化）による成果向上の余地がやや大きい
- 「中程度」……投資（取組強化）による成果向上の余地は中程度
- 「やや小さい」…投資（取組強化）による成果向上の余地がやや小さい
- 「小さい」……投資（取組強化）による成果向上の余地はほとんどない

○緊急度

社会経済情勢の急激な変化等に対応するため、短期的に取組を強化する必要はあるかを評価しました。

- 「高い」…… 短期的に取組を強化する必要性が高い
- 「やや高い」…… 短期的に取組を強化する必要性がやや高い
- 「中程度」…… 短期的に取組を強化する必要性は中程度

【施策の優先度評価結果】

施策 CD	施策名	都市戦略 課題	市民期待度	成果向上 余地	緊急度
11	健やかに暮らせる健康づくりの推進	中程度	中程度	やや小さい	中程度
12	地域をリードする医療体制の確立	中程度	中程度	やや小さい	中程度
13	共に歩む障がい者福祉の実現	中程度	中程度	中程度	中程度
14	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実	やや大きい	中程度	中程度	やや高い
15	暮らしを支える制度の充実と自立支援	やや小さい	大きい	やや大きい	中程度
16	みんなで支える子育て支援の展開	やや大きい	中程度	やや大きい	高い
17	ふれあいが広がる地域福祉の実現	中程度	小さい	中程度	中程度
21	自然災害対策の推進	やや大きい	中程度	やや大きい	高い
22	火災に強い消防体制の構築	中程度	中程度	やや小さい	中程度
23	市民生活を守る安全対策の充実	中程度	中程度	やや小さい	やや高い
31	元気な地域コミュニティ活動の推進	中程度	小さい	中程度	やや高い
32	人権を尊重する地域社会の形成	中程度	小さい	中程度	中程度
33	多様な国際交流・地域間交流の推進	中程度	小さい	やや大きい	中程度
34	快適な情報ネットワークの実現	小さい	小さい	やや小さい	中程度
41	将来を担う次世代の育成	大きい	中程度	やや大きい	やや高い
42	いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築	やや小さい	小さい	やや大きい	中程度
43	生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーションライフの実現	やや大きい	小さい	やや大きい	高い
44	豊かな心を育む芸術文化活動の支援	やや小さい	小さい	中程度	中程度
45	歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用	やや大きい	小さい	やや小さい	中程度
51	活力ある農林業の振興	大きい	小さい	やや大きい	中程度
52	まちに活力を与える工業の振興	大きい	小さい	大きい	やや高い
53	多様で活発な商売・サービス業の振興	大きい	小さい	やや大きい	中程度
54	地域資源をいかした観光・物産の振興	大きい	中程度	中程度	高い
55	安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進	大きい	大きい	大きい	やや高い
61	生活環境の保全	やや大きい	小さい	中程度	中程度
62	かけがえのない自然との共生	中程度	中程度	小さい	中程度
63	地球環境への貢献	やや大きい	中程度	やや小さい	中程度
71	適正な土地利用計画の推進	やや小さい	小さい	やや大きい	中程度
72	魅力ある都市景観の形成	大きい	小さい	中程度	中程度
73	快適な居住環境の実現	やや大きい	大きい	やや大きい	中程度
74	うるおいのある公園・街路樹の確保	中程度	小さい	中程度	中程度
75	いつでも信頼される水道事業の推進	小さい	中程度	やや小さい	中程度
76	健全な水環境・良好な水循環の創出	やや小さい	中程度	やや小さい	中程度
77	にぎわいのある市街地の形成	中程度	小さい	やや大きい	やや高い
78	都市活動を支える交通環境の構築	大きい	大きい	中程度	中程度
81	健全な財政運営の実現	中程度	大きい	やや大きい	中程度
82	計画的で効率的な行政運営の推進	小さい	小さい	やや大きい	中程度
83	市民とともに作る行政の実現	やや大きい	小さい	大きい	やや高い
84	市民の負担に応える組織の構築・人材の育成	小さい	大きい	やや大きい	中程度
85	より便利な行政サービスの構築	小さい	中程度	やや小さい	中程度
86	自治の確立を目指す取組みの強化	やや小さい	小さい	中程度	中程度

3 平成27年度に重点的に取り組む施策

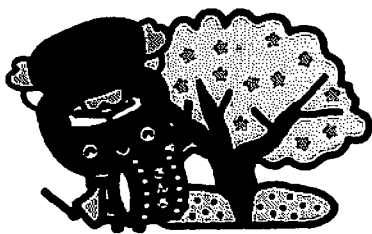
平成27年度に重点的に取り組む施策について、施策の優先度評価結果のほか、施策の成果実績、配分予算の状況、継続した取組の必要性などについて総合的に検討のうえ決定しました。

なお、前項の施策優先度評価と同様の理由により、現計画における施策単位で行いました。

- 予算重点配分施策（4施策）
優先的に予算を配分し、重点的に成果向上に取り組む施策
- 主要施策（8施策）
成果の向上を図る施策
- 一般施策（29施策）
成果の維持・向上を図る施策

予算重点配分施策4施策と主要施策8施策は次のとおりです。

予算重点配分施策	みんなで支える子育て支援の展開
予算重点配分施策	生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーションライフの実現
予算重点配分施策	地域資源をいかした観光・物産の振興
予算重点配分施策	都市活動を支える交通環境の構築
主要施策	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実
主要施策	自然災害対策の推進
主要施策	将来を担う次世代の育成
主要施策	活力ある農林業の振興
主要施策	まちに活力を与える工業の振興
主要施策	多様で活発な商業・サービス業の振興
主要施策	安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進
主要施策	快適な居住環境の実現



希望郷 いわて国体
希望郷 いわて大会
広げよう 感動。伝えよう 感謝。

持続可能なまちを目指して…進めています。自治体経営

行政評価結果

問合先 盛岡市市長公室 行政経営課

〒 020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号

電話 019-626-7553(直通)

電子メール keiei@city.morioka.iwate.jp
